

平成17年度環境省予算（案） 主要新規事項等の概要

平成16年12月

環 境 省

平成17年度環境省予算（案）主要新規事項等の概要

事 項	平成17年度 予算額（案）	担当局（部）課（室）名	頁
1. 脱温暖化社会の構築 ー京都議定書の約束の達成を目指してー			
(新) 学校への燃料電池導入事業（対策技術率先導入事業の内）（石油特会）	100	地球環境局地球温暖化対策課	1
(新) 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業（石油特会）	750	地球環境局地球温暖化対策課	3
(新) 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業（石油特会）	200	地球環境局地球温暖化対策課、フロン等対策推進室	5
地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）（石油特会）	2,676	地球環境局地球温暖化対策課	7
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業（石油特会）	840	地球環境局地球温暖化対策課	9
(新) 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業（環の匠住宅整備事業）（石油特会）	400	地球環境局地球温暖化対策課	11
(新) 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業（石油特会）	3,000	地球環境局地球温暖化対策課	13
(新) 業務部門二酸化炭素削減モデル事業（石油特会）	200	地球環境局地球温暖化対策課	15
(新) 主体間連携モデル推進事業（石油特会）	600	地球環境局地球温暖化対策課	17
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	60	地球環境局研究調査室	20
(新) 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（石油特会）	3,000	地球環境局地球温暖化対策課	22
都道府県センター普及啓発・広報事業（石油特会）	100	地球環境局地球温暖化対策課	24
(新) 地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業（石油特会）	100	地球環境局地球温暖化対策課、国民生活対策室	26
C D M／J I 設備補助事業（一般会計・石油特会）	2,000	地球環境局国際対策室	28
C D M／J I に関する途上国等人材育成支援事業（石油特会）	300	地球環境局国際対策室	30
地球温暖化に係る将来目標検討経費	27	地球環境局地球温暖化対策課	32
(新) アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費	12	地球環境局地球温暖化対策課	34
2. 循環型社会の構築 ーゴミゼロ社会の実現を目指してー			
ゴミゼロ型社会推進事業費	95	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	36
エコ・コミュニティ事業経費	63	廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室	39
廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）	107,847	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、浄化槽推進室、産業廃棄物課	40
廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）	1,505	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課	43
(新) P C B 廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査	20	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	45
浄化槽整備事業（廃棄物処理施設整備費の内）（公共）	18,929	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	47
(新) 汚水処理施設整備交付金		廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	48
(新) 3 R イニシアティブ閣僚会合開催等経費	100	地球環境局総務課	50
アジア資源循環推進構想事業	100	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	51
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	52	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	53
廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）	1,150	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	55
(新) 産業廃棄物行政人材育成費	19	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、環境調査研修所	58
(新) 産業廃棄物処理事業対策立入調査指導費	10	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	60
不法投棄事案対応支援事業	40	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	62
電子マニフェスト普及促進事業費	180	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	64
3. 環境と経済の統合を促進する基盤的取組 ー日本で、世界へー			
環境と経済の好循環のまちモデル事業（一般会計・石油特会）	2,551	総合環境政策局環境計画課	66
(新) 学校等エコ改修・環境教育モデル事業（一般会計・石油特会）	1,030	総合環境政策局環境教育推進室	69
(新) 我が家の環境大臣事業	150	総合環境政策局環境教育推進室	72
愛知万博における環境教育・環境学習の啓発事業	281	総合環境政策局環境教育推進室	74
国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	9	総合環境政策局環境教育推進室	75
環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業	48	総合環境政策局環境経済課	77
ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	400	総合環境政策局環境研究技術室	79
環境技術実証モデル事業	200	総合環境政策局環境研究技術室	82
(新) 環境と交通に関する世界会議in愛知開催事業	50	環境管理局自動車環境対策課	84

事 項	平成17年度 予算額(案)	担当局(部)課(室)名	頁
世界の水環境保全のための国際的活動経費	91	水環境部水環境管理課	86
(新) アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(A P F E D II)活動推進費	128	地球環境局総務課	89
(新) イラクに対する環境協力推進費	20	地球環境局環境協力室	91
(新) 集水域の酸性化メカニズム解明調査費(酸性雨調査研究費の内)	35	地球環境局環境保全対策課	93
黄砂対策推進費	28	地球環境局環境保全対策課	95
ロンドン条約96年議定書国内対応事業費	39	地球環境局環境保全対策課	97
(新) 漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費	19	地球環境局環境保全対策課	99
国際サンゴ礁イニシアティブ(I C R I)推進事業	47	自然環境局自然環境計画課	101
我が国のODA及び民間海外事業における環境配慮強化調査費	10	地球環境局環境協力室	103
(新) 環境ODAによる環境改善効果に関する評価・分析調査(21世紀初頭における環境・開発統合支援戦略策定費の内)	6	地球環境局環境協力室	105
地球環境研究総合推進費(競争的資金)	3,015	地球環境局研究調査室	107
4. 自然と共生する社会の構築			
エコツーリズム総合推進事業費	150	自然環境局自然ふれあい推進室	109
(新) 国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	200	自然環境局自然保護事務所管理指導室	111
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	300	自然環境局国立公園課	113
(新) 温泉の適正利用の推進に関する検討調査	21	自然環境局自然環境整備課	115
外来生物対策基盤整備・管理事業費	120	自然環境局野生生物課	117
特定外来生物防除等推進事業	204	自然環境局野生生物課	118
世界自然遺産地域保全対策費	16	自然環境局自然環境計画課	120
(新) 特定民有地買上事業費	50	自然環境局自然保護事務所管理指導室	122
里地里山保全・再生モデル事業調査費	79	自然環境局自然環境計画課	124
(新) 野生鳥獣感染症情報整備事業	40	自然環境局野生生物課、鳥獣保護業務室	126
(新) 渡り鳥の飛来経路の解明事業費	20	自然環境局野生生物課、鳥獣保護業務室	128
特定鳥獣等保護管理実態調査	73	自然環境局鳥獣保護業務室	130
(新) 動物愛護管理制度強化対策費	10	自然環境局動物愛護管理室	132
5. 安全・安心な社会の構築			
自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費	323	環境管理局自動車環境対策課	134
(新) 燃料電池自動車普及事業(対策技術率先導入事業の内)(石油特会)	80	環境管理局自動車環境対策課	136
(新) 揮発性有機化合物(VOC)対策費	212	環境管理局大気環境課	138
花粉観測・予測体制整備費	110	環境管理局大気環境課	140
ヒートアイランド対策に関する調査	60	環境管理局大気生活環境室	142
(新) いきづく湖沼ふれあいモデル事業	45	水環境部水環境管理課	144
湖沼流入負荷削減対策推進費	32	水環境部水環境管理課	146
(新) 硝酸性窒素重点地域対策モデル事業	10	水環境部地下水・地盤環境室	148
(新) カドミウム新基準対応費	20	水環境部土壌環境課	150
(新) 射撃場の鉛汚染対策調査	20	水環境部土壌環境課	152
化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	695	環境保健部環境安全課	154
既存化学物質安全性点検調査	229	環境保健部化学物質審査室	156
(新) 試験困難物質に係る生態毒性試験・評価法確立調査	50	環境保健部化学物質審査室	158
小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	51	環境保健部環境リスク評価室	160
(新) 農薬飛散リスク評価手法等確立調査	20	水環境部農薬環境管理室	162
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	531	環境保健部保健業務室	164
茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な経費	1,746	環境保健部環境リスク評価室	166

(新) 学校への燃料電池導入事業 (対策技術率先導入事業の内)

(石油特会)

100百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

燃料電池は二酸化炭素排出量の増加が著しい民生部門 (1990年比25%増) において実効性のある対策技術であり、将来の水素利用社会・分散型エネルギーシステムを支える要となる技術である。

このため、燃料電池コージェネレーションシステムを一般家庭用 (1KW級) から中小規模の業務用途 (1~10KW級) に広げるため、小中高等学校等の中規模施設の電源・熱源として利用する燃料電池コージェネレーションシステム技術を率先して導入する地方公共団体に対して支援を行う。

これにより、中小規模の事業所への設置の有効性を明らかにし、一般家庭への普及とあいまって、燃料電池コージェネレーションシステムの普及速度を加速させ、将来的な大量普及を可能とする。

2. 事業計画

年度	17	18~19	計
設置校数	10	40	50

補助対象者：地方公共団体

負担割合：国1/2、地方公共団体1/2

補助基本額及び件数：1,000万円×10件

3. 施策の効果

- ①燃料電池技術を実際に導入し、その有効性やメリットを広く示す。
- ②学校を中心として導入することで、学校から地域への情報発信と、将来の水素社会に関する技術教育に役立てる。
- ③燃料電池メーカーにおいても、実機でのノウハウの蓄積をし、量産技術の確立、技術進歩に繋がる。

学校への燃料電池導入事業

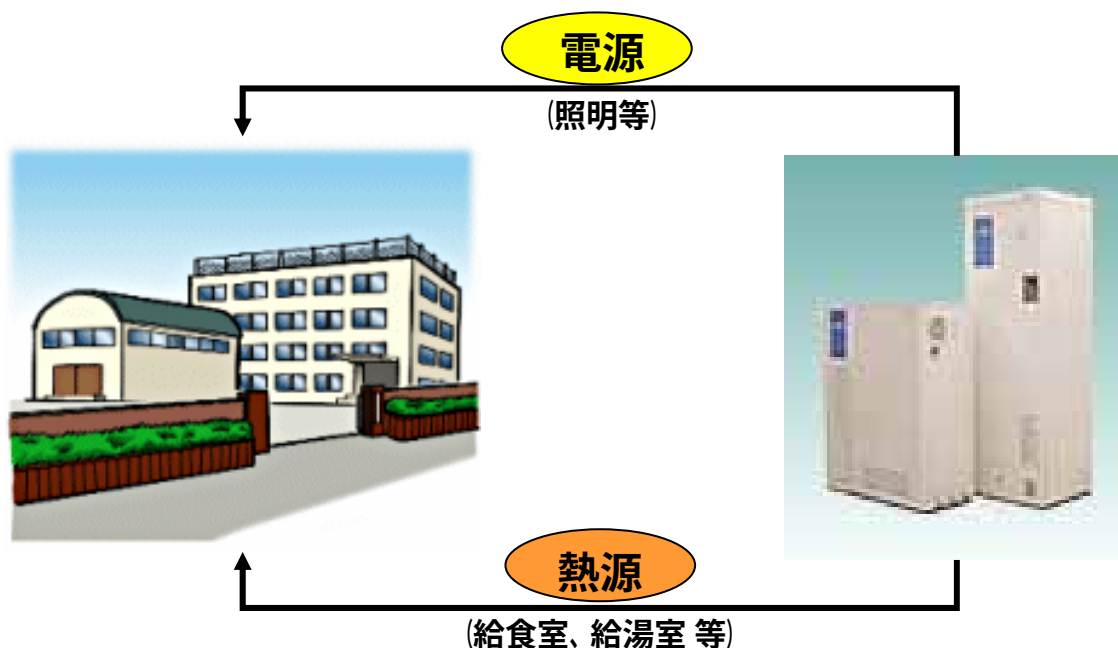
燃料電池を小中学校等の電源・熱源として導入



- ・燃料電池技術の有効性、メリットを示す。
- ・学校から地域への情報発信、将来の水素社会に関する技術教育に役立てる。
- ・燃料電池メーカーにおいて、実機でのノウハウを蓄積し、量産技術の確立、技術進歩につなげる。



燃料電池の普及促進



(新) 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業 (石油特会)

750百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の第一約束期間 (2008年～2012年) における我が国の温室効果ガス6%削減約束の達成のため、及び第一約束期間以降のCO₂削減のためには、再生可能エネルギーの導入を加速することが極めて重要である。

そこで、地域のエネルギー需要を再生可能エネルギーである程度まかなうことにより、CO₂削減を地域全体で進めるため、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援し、「再生可能エネルギー導入拠点地域」といった先進的な取組を全国に普及させる。

具体的には、再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画又はこれに相当する計画に地方公共団体が位置付け、当該計画を国が計画エリアのCO₂を相当程度 (民生部門の10%) 削減できるよう集中的に再生可能エネルギーを導入 (複数) する計画として認定する。当該計画に位置付けられた再生可能エネルギー導入事業の事業主体となる民間事業者に対し、計画の達成に必要な施設整備費の一部を補助する。

<想定される事業例>

- ・太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー、地域の廃熱などを供給する事業

2. 事業計画

- 補助対象：民間
- 補助率：1/2
- 補助基本額及び件数：25,000万円×3件
- 事業期間：17年度～21年度
 - ※17年度は3カ所程度、5年間で47カ所 (各県に1カ所を目標)

3. 施策の効果

「再生可能エネルギー高度導入拠点地域」という先進的な取組を全国的に展開することにより、再生可能エネルギーの普及を加速させ、その導入量が増大し、抜本的なCO₂削減を可能とする。

4. その他

当該事業は環境省と経済産業省で連携し、計画の認定を共同で行い、連携して支援を行う。

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

再生可能エネルギー高度導入地域 [モデル地域]

都道府県毎に
1地域

都道府県
市町村

再生可能エネルギーを集中的に
導入する事業を地域の計画として策定

要件1

計画エリア内の民
生部門からのCO₂
排出量を相当程度
(1割程度)を削減

要件2

複数の再生可能エ
ネルギーを組み合
わせて供給

計画に基づく再生可能エネルギー導入事業を実施

事業例

メガソーラー太陽光発電

地域の廃熱を利用

風力発電

木質バイオマス利用

民間

補助
(1/2)

環境省

認定

(新) 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

(石油特会)

200百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課
環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

- 冷凍倉庫等に用いられる低温～超低温用冷凍装置は、食品保存等の他、各種化学プラントの冷却等にも広く用いられているが、常時エネルギーを大量に消費する。例えば、冷却能力(500kW)の冷凍装置は、年間、一般世帯の約千倍のエネルギーを消費している。
- 近年、省エネルギー性能に優れた低温～超低温用自然冷媒冷凍装置が開発され、従来型装置に比べ、相当のエネルギー起源二酸化炭素の削減が可能となった。しかし、現段階では従来型設備に比べ高価であることや一般の認識度・環境保全意識が低いこと等によりあまり普及していない状況にある。
- 本事業では、設備導入費用の一部を補助することにより従来型装置からの代替を促進し、即効的にエネルギー起源二酸化炭素の削減を図る。さらに、量産化による費用低減効果及び新規メーカー参入促進等による波及効果によって一層の普及を促進する。

2. 事業計画

年次計画： 17年度～19年度の3カ年

負担割合： 従来型設備導入費用と自然冷媒設備導入費用の差額の
1/3を国が補助。

補助先： 民間事業者

3. 施策の効果

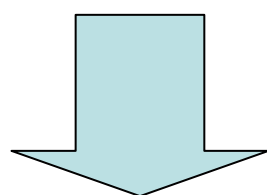
- ・ 補助対象設備の導入により、効果的な温室効果ガスの削減が見込まれる。
- ・ 量産による費用低減及び新規参入による競争等により価格が低下し、更なる普及により、二酸化炭素が削減される。

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

・冷凍倉庫・食品産業等の低温～超低温用冷凍装置は常時エネルギーを大量消費（冷凍能力500kW級の装置で年間一般世帯の1000世帯分）

・省エネルギー性能に優れた低温用自然冷媒冷凍装置が開発されている。

・しかしながら、従来型装置より設備導入についてコスト高



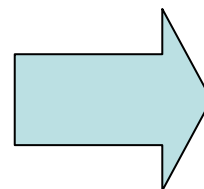
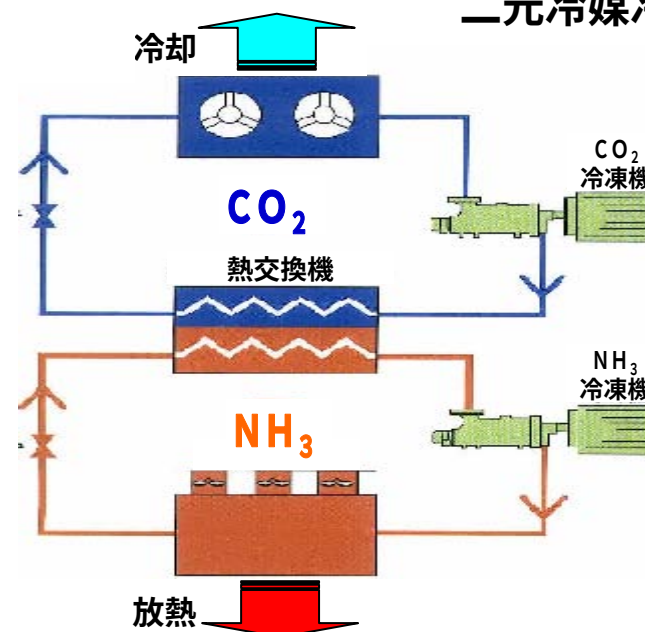
設備導入費用の従来型設備との差額の一部（1／3）補助

- ・直接的・即効的CO₂削減
- ・量産化によるコスト削減
- ・新規メーカー参入促進等

低温用自然冷媒冷凍装置の例

アンモニア (NH₃) - 二酸化炭素 (CO₂)

二元冷媒冷凍装置



- ・更なる普及
- ・更なるCO₂削減

地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）（石油特会）

2, 676 百万円（1, 634 百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

現在、我が国においては、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、温室効果ガス排出量を削減するための各種の対策技術の導入普及に取り組んでいるところであるが、依然として運輸部門・業務その他・家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。

このため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠であることから、基盤的な温暖化対策技術の開発を公募により選定した民間企業、公的研究機関等に委託して行う。

2. 事業計画

○ 以下の技術開発分野ごとに、技術開発実施委託先を広く公募し、優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する企業、公的機関等を委託先として、基盤的な温暖化対策技術の開発を行う。

(1) 省エネ対策技術実用化開発

・ IT分野関係 等

(2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発

・ 水素・燃料電池社会の構築関係

・ バイオマスエネルギー導入技術関係 等

(3) 都市再生環境モデル技術開発

(地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い技術開発・実証)

・ 地域におけるエネルギーネットワークシステムの構築関係 等

○委 託 先：民間企業、公的研究機関（独立行政法人を含む）等
(公募により選定)

○委託内容：基盤的な温暖化対策技術開発

3. 施策の効果

新たな温室効果ガス排出量削減対策技術の実用化が推進される。

地球温暖化対策技術開発事業

民間企業、公的研究機関等に以下の技術開発を委託
委託先は公募により選定

1. 省エネ対策技術開発実用化開発

「IT分野における横断的な省エネ対策技術の実用化開発」等の省エネ対策技術の実用化を目指した基盤的技術開発を行う。



2. 再生可能エネルギー導入技術実用化開発

「水素・燃料電池社会の構築に関する対策技術の実用化開発」、「バイオ燃料等バイオマスエネルギー導入技術の実用化開発」等の再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した基盤的技術開発を行う。



3. 都市再生環境モデル技術開発

「地域におけるエネルギーネットワークシステムの構築に関する技術開発」等の地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い地球温暖化対策技術に係る技術開発・技術実証を行う。



地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業 （石油特会）	840百万円（250百万円）
--	----------------

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及に向けて、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進するため、温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要となる核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業（パイロット事業）の事業費に対して、その費用の一部を補助する。

（1）都市再生環境モデル事業

ビジネスモデルとして成立する可能性が高く、かつ、先進的・先駆的な次の事業について、地域においてパイロット事業として実施する事業費を補助する。

- ・ 廃木材からのエタノール製造事業（継続）
- ・ 家庭用省エネルギーサービス事業（新規）

※家庭における電力量・電気料金に関する情報を表示するほか、家電機器の電源制御、エアコンの自動制御を行う家庭向け省エネサービス事業。

（2）設備整備モデル事業

ビジネスモデルとして成立する可能性が高く、かつ、先進的・先駆的な次の事業について、核となる技術に係る設備整備費を補助する。

2. 事業計画

- 廃木材エタノール製造事業（H16～18年度。）
- 家庭用省エネサービス事業（H17年度。17年度中に事業開始し、1年間程度で評価。）
- 補助対象者：民間
- 負担割合：国1／2、民間1／2
- 補助基本額及び件数
 - ・ 廃木材からのエタノール製造事業（継続） 74,000万円×1件
 - ・ 家庭用省エネルギーサービス事業（新規） 10,000万円×1件

3. 施策の効果

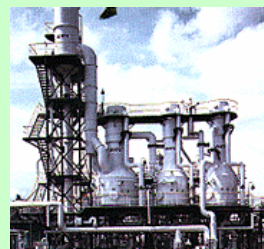
新たな温暖化対策ビジネスを立ち上げ、育成することにより、地球温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及が図られる。

地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業

代エネ・省エネ等技術を普及させる新たなビジネスモデルの育成

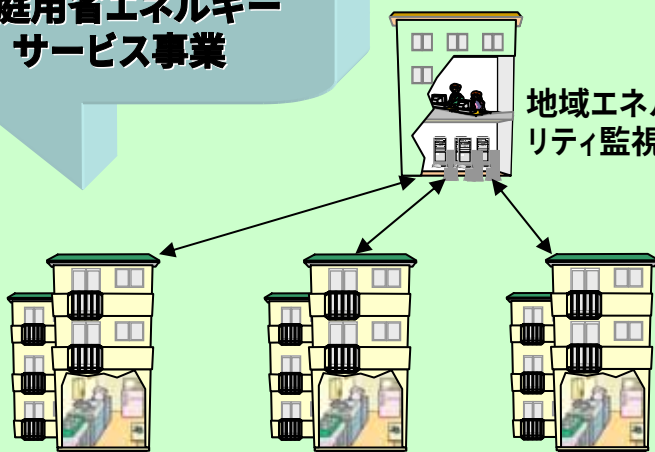
ビジネスモデルの一例

廃木材からのエタノール製造事業



製造したエタノールはガソリン自動車やボイラー燃料の一部として使用

家庭用省エネルギーサービス事業



新築マンション等の集合住宅

新築マンション等でホームセキュリティサービスに省エネサービスを付加して実施する新ビジネスモデル

ビジネスモデルとして成り立つ可能性の高い先見性・先進性の高い事業について、設備整備及び地域実証事業の事業費を補助

補助

設備整備・地域実証事業 (パイロット事業)

(新) 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業（環の匠 ^{わたくみ} 住宅整備事業）（石油特会）	400百万円（0百万円）
---	--------------

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠である。

特に、住宅については、住宅自体の断熱性などの省エネ性能の向上を図るとともに、高効率機器や新エネルギー設備の導入など効果的な二酸化炭素排出抑制対策を推進する必要がある。

そこで、住宅における二酸化炭素排出量の大幅な削減を図るための対策技術を導入するモデル性の高い二酸化炭素低排出型住宅の導入促進事業を行い、他の住宅への波及を促す。

具体的には、住宅用の太陽光発電システム、断熱資材、高効率給湯器をパッケージで導入することにより、二酸化炭素排出量を通常の住宅より大幅に削減する住宅を設置する者に対して、費用の一部を補助する。

<補助の要件>

- ・3kW以上の太陽光発電システムを設置する。
- ・複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材、断熱ドア等の導入により、次世代省エネ基準と同等以上の断熱性能とする。
- ・高効率給湯器を設置する。
- ・補助を受けた住宅の居住者は、エネルギー消費量やCO₂削減の取組状況について、一定期間モニタリングレポートを環境省に提出する。

2. 事業計画

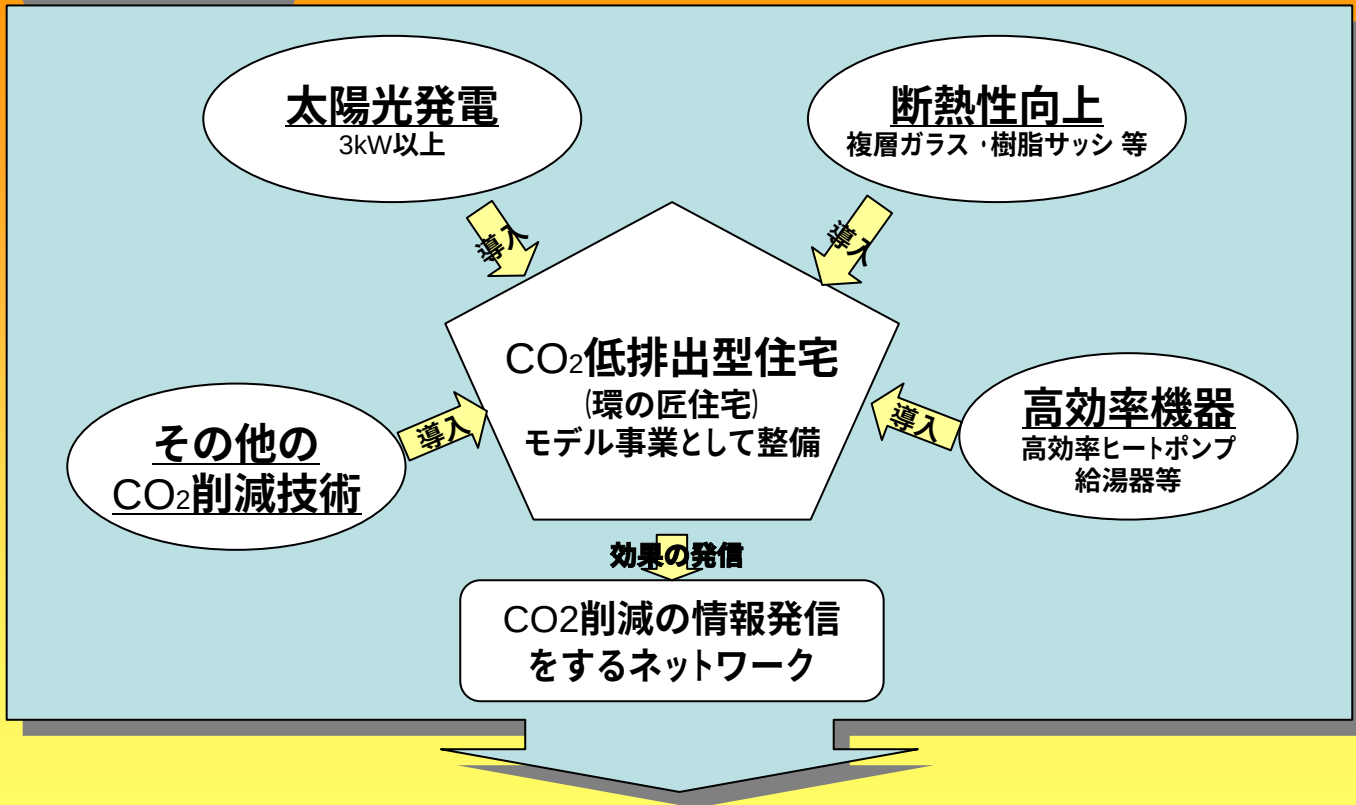
- 平成17年度に全国で1,000世帯程度を募集し、二酸化炭素低排出型住宅を整備する。
- 平成18年度及び19年度にモニタリングを行っていただき、結果を公表し、環の匠住宅の普及に活用する。
- 補助対象者：二酸化炭素低排出型住宅を設置する者（民間）
- 負担割合：40万円（定額補助）
- 補助基本額及び件数：40万円×1,000世帯

3. 施策の効果

二酸化炭素低排出型住宅の導入が促進される。

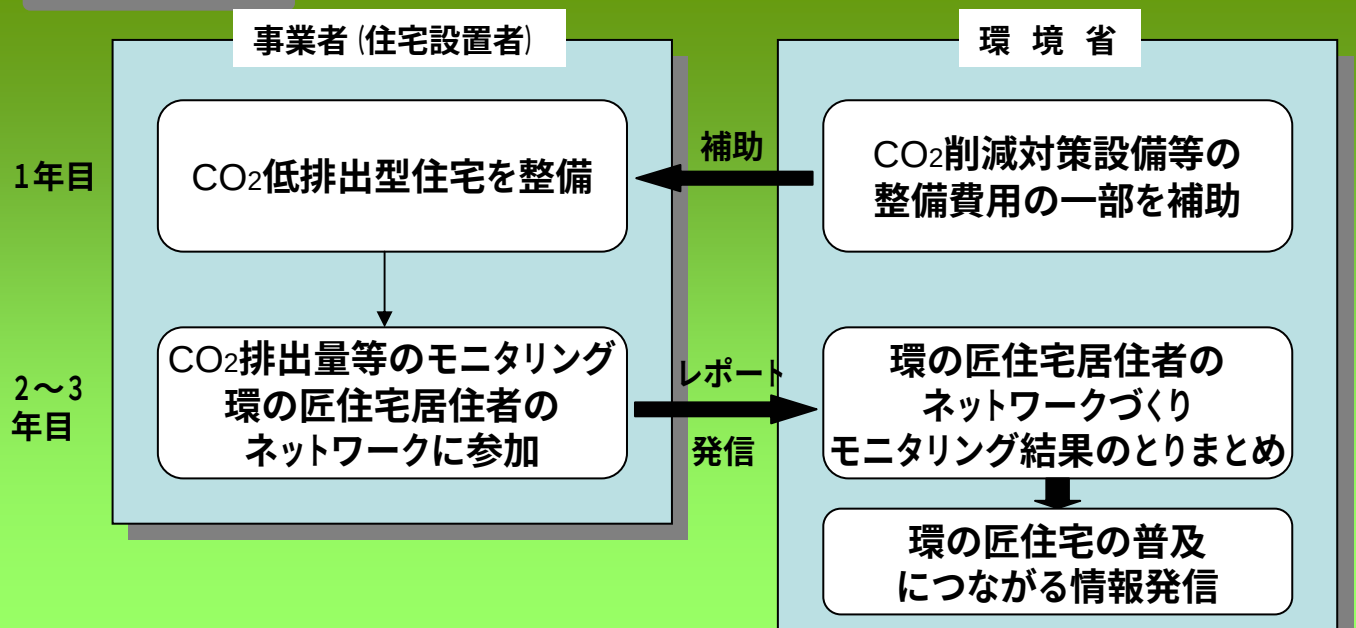
二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業 (環の匠住宅整備事業)

事業の概要



住宅の二酸化炭素排出量を大幅に削減

事業スキーム



(新) 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業
(石油特会)

3,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

- 国内排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、費用効果的かつ確実に排出削減を実現できるとともに、京都メカニズムとリンクすることにより京都メカニズムの活用に対する動機付けにもなるという特長を有する。
- 本補助は、自主参加型国内排出量取引制度を実施するためのもの。
自主参加型国内排出量取引制度は、①設備補助 ②削減の約束 ③排出枠の取引 の3つをセットにすることにより、積極的に排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、費用効果的かつ確実に削減を実現しようとするもの。
- 具体的な仕組みは以下のとおり。
 - ・ 制度に参加する事業者は、一定量の排出削減を約束し、国内における省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備導入への補助(補助率1/3)を受ける。補助採択に当たっては、費用効率性(補助額/CO2削減量)を重視。
 - ・ 参加事業者は平成17年度に設備を整備。平成18年4月に各事業者に取り引可能な排出枠を交付(随時取引可能)。
 - ・ 平成18年度終了後、参加事業者は平成18年度の実排出量を算定し、検証機関の検証を受ける。
 - ・ 各事業者は、平成18年度の実排出量に応じた排出枠を提出(CDMクレジットも活用可能)。提出できない場合には補助金を返還。

2. 事業計画

平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)
・ 自主参加型国内排出量取引制度を開始 ・ 補助事業の公募採択、設備整備の実施(費用効率性を重視) ・ 参加企業による基準年排出量の算定・検証	・ 参加企業による温室効果ガス削減対策の実施 ・ 排出枠の交付と取引	・ 排出量の算定及び第三者機関による検証 ・ 目標達成に必要な場合、排出枠の最終取引 ・ 最終取引後なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合は補助金返還

- ・ 補助先 民間事業者
- ・ 補助率 1/3(1工場・事業場当たり2億円を上限)

3. 施策の効果

- 費用効果的かつ確実に追加的削減を実現
- 国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積

自主参加型国内排出量取引制度案の概要

温室効果ガス排出抑制設備
導入への補助 (1/3)

← (平成17年度予算額 石油特別会計30億)

削減対策実施期間 (H18年度)

H19.5月末

参加企業は、
実排出量に
応じた排出
枠等を提出

～H17.4月

稼動 (H18.4月～)

終了 (H19.3月)

採
募
集
・

- 設備整備期間
- 基準年排出量の算定と第三者検証

排出枠の交付。参加企業は18年度中、随時取引可能

平成18年度排出量の算定と第三者検証 (H19 4.5月)

1週間程度の最終取引期間：必要な場合は排出枠等の取引を行うことができる。

(補助対象設備)

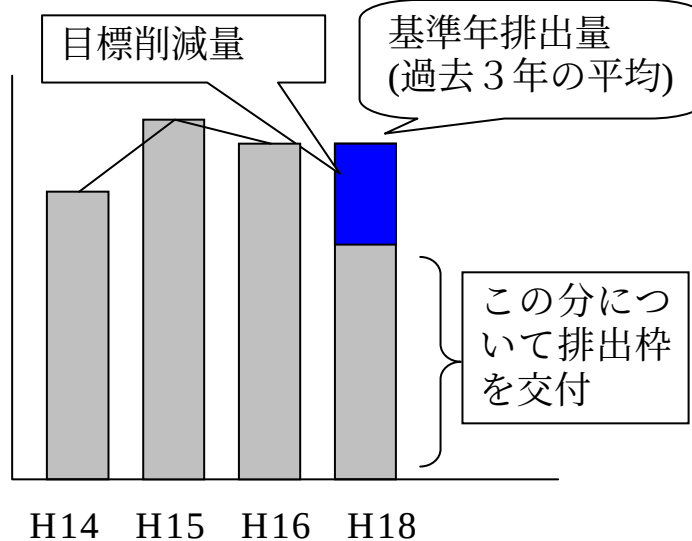
- ・省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備 (石油特別会計：予算総額30億円)

(設備補助申請の際必要な事項)

- ・導入する設備及びその費用
 - ・これにより削減される目標削減量
 - ・基準年排出量 (過去3年間の平均)
- ※参加は工場・事業場単位

費用効率性 (tCO2削減当たりの補助額) を重視して採択
※補助率1/3。(1工場・事業場当たり2億円を上限)

温室効果ガス排出量



<ポイント>

- 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還
- 他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

(新) 業務部門二酸化炭素削減モデル事業 (石油特会)

200百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量が増加している業務その他部門・運輸部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠である。特に、省エネ法の対象とならない中小施設への対策技術の普及が課題となっている。

そこで、省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促す。

事業者から対策について提案を募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優れた提案に対し支援することとし、設備導入等の対策事業費の一部を補助する。

対策普及の水平展開が図れるよう、フランチャイズチェーン店などの組織を活用した事業や、地下街・商店街など複数の事業者が連携して行う事業を対象とすることとし、平成17年度はコンビニエンスストア等からの提案による実施を予定する。

(参考) 想定される対策技術例

冷蔵冷凍空調設備の一体システムの導入、空調・冷凍・冷蔵・照明の省エネ制御

2. 事業計画

○17年度 コンビニエンスストア、地下街・商店街

18～19年度 ファーストフード、ボランティアチェーン、
テナントビル、ホテルチェーン等

○補助対象者：民間

○負担割合：国1／3

○補助基本額及び件数：400万円×50店舗×3事業者×1／3

3. 施策の効果

採択したモデル事業の各業種における対策技術の普及が進み、業務部門、特に中小施設からの二酸化炭素排出量が削減される。

業務部門二酸化炭素削減モデル事業

コンビニエンスストア等

フランチャイズ本部

- モデル性の高い対策を立案・実施
- 従来目標を深掘した高い目標の削減対策
 - 店舗に水平展開できる合理的な対策
 - 他の中小規模小売店の模範となりうる対策

個別店舗

- 対策技術導入
- 施設整備等
 - CO2削減

対策実施
を指示

提案

CVSと環境省の
パートナーシップ

支援

- コンビニエンスストアにおけるCO2削減対策モデル事業
- CVSからの優れた提案を選定
 - 選定した削減対策事業に1/3補助

環境省

- 店舗に広く展開
- フランチャイズ全体で効果的なCO2削減を達成

成果の
広がり

- 小売業の中小規模店舗にも適用できる対策モデル
- 他のFC分野でも実施

(新)主体間連携モデル推進事業（石油特会） 600百万円（0百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

排出量が増大している運輸部門、業務その他部門、家庭部門のうち、特に関係主体間の役割分担が曖昧で、省庁間の連携が不足していると評価される省エネ・代エネ対策について、関係府省との協力により、主体間の連携した対策を促すモデル事業を推進し、成功事例を創出する。

具体的には、民間企業等が、連携会議等を通じ複数の関係者と連携して実施する省エネ・代エネ対策に係る計画を公募し、これを第三者評価委員会等で選定・採択し、採択した事業について、民間企業等へのモデル事業として委託により実施する。

2. 事業計画

- ① 国土交通省との協力により、荷主と造船メーカーの連携による、貨物輸送のトラックからスーパーエコシップ（特に通常の船よりCO₂排出量の約25%削減が期待される新内航船）へのモーダルシフトを促すモデル事業を実施（170百万円）
- ② 環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域に対して、各種施策の連携により集中的に支援する国土交通省の「ESTモデル事業」に参画し、本事業により行うCO₂排出削減に向けた需要者サイドの取組の喚起等を、ESTモデル事業の一部として位置づけることにより、国土交通省や警察庁と協力して、環境的に持続可能な交通の実現を目指す（60百万円）
- ③ 経済産業省との協力により、排出量増大の著しい業務ビルでの省エネ等の対策を進めるため、ビルオーナーとテナント等の連携を支援、推進するモデル事業を実施（50百万円）
- ④ 国土交通省、経済産業省との協力により、住宅等メーカー、工務店、施主・住宅展示場、地球温暖化防止活動推進センター等の連携による、省エネ住宅、省エネ資材・設備等の普及を促すモデル事業を実施（160百万円）
- ⑤ 経済産業省との協力により、家電メーカー、量販店・中小小売店、地球温暖化防止活動推進センター等の連携による、省エネ製品の普及を促すモデル事業を実施（160百万円）

3. 施策の効果

関係府省との協力による各主体間の連携した取組が他の地域にも幅広く普及し、大綱に掲げられた対策ごとの「排出削減見込み量」が現実化する効果が期待できる。

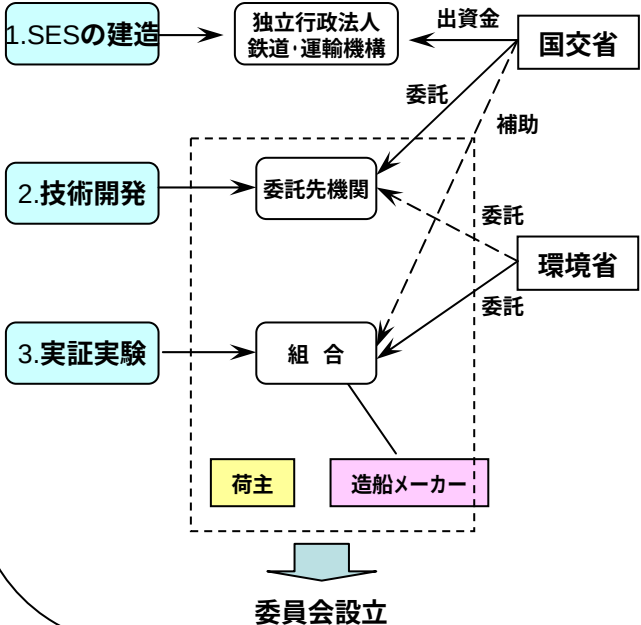
平成17年度 主体間連携モデル推進事業のイメージ

<① スーパーエコシップ (SES) >

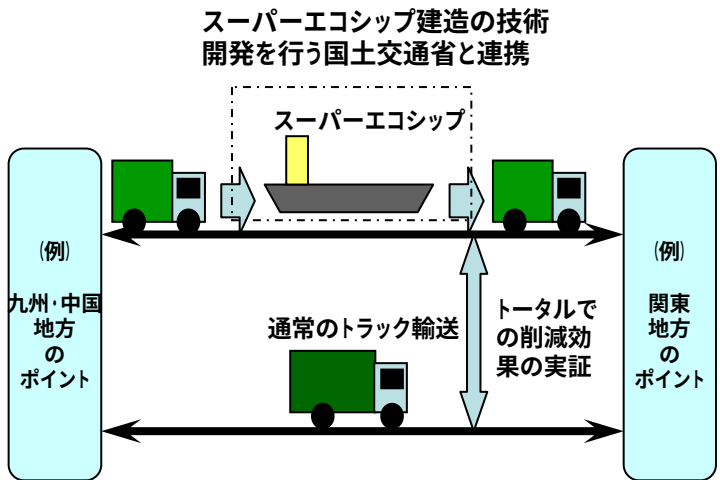
貨物輸送のトラックから船へのモーダルシフトを促すためのSESの開発・利用促進

施策

実施主体

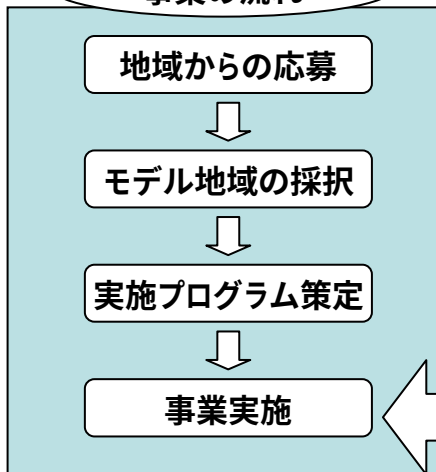


スーパーエコシップとは・・・高効率のガスタービンエンジンと二重反転式ポッドプロペラ、これらに対応した新船型を取り入れることにより、環境負荷の低減 (CO₂の25%削減、NO_xの90%削減、SO_xの60%削減) と経済性の向上を両立する新形式の内航船。



<② 環境的に持続可能な交通 (EST) モデル事業>

事業の流れ



推進体制
(EST推進協議会(仮称))

地方自治体 地方整備局 地方運輸局 警察
管区環境事務所 都道府県温暖化防止センター
交通事業者 地元商店街 NPO 等

各種支援策
の集中

国土交通省実施

公共交通機関の利用促進
・LRTの整備、鉄道の活性化
・バスの活性化
・従業員のマイカー通勤の自粛 等

・道路整備等
・歩行者・自転車対策関連基盤の整備等

・低公害車の導入等

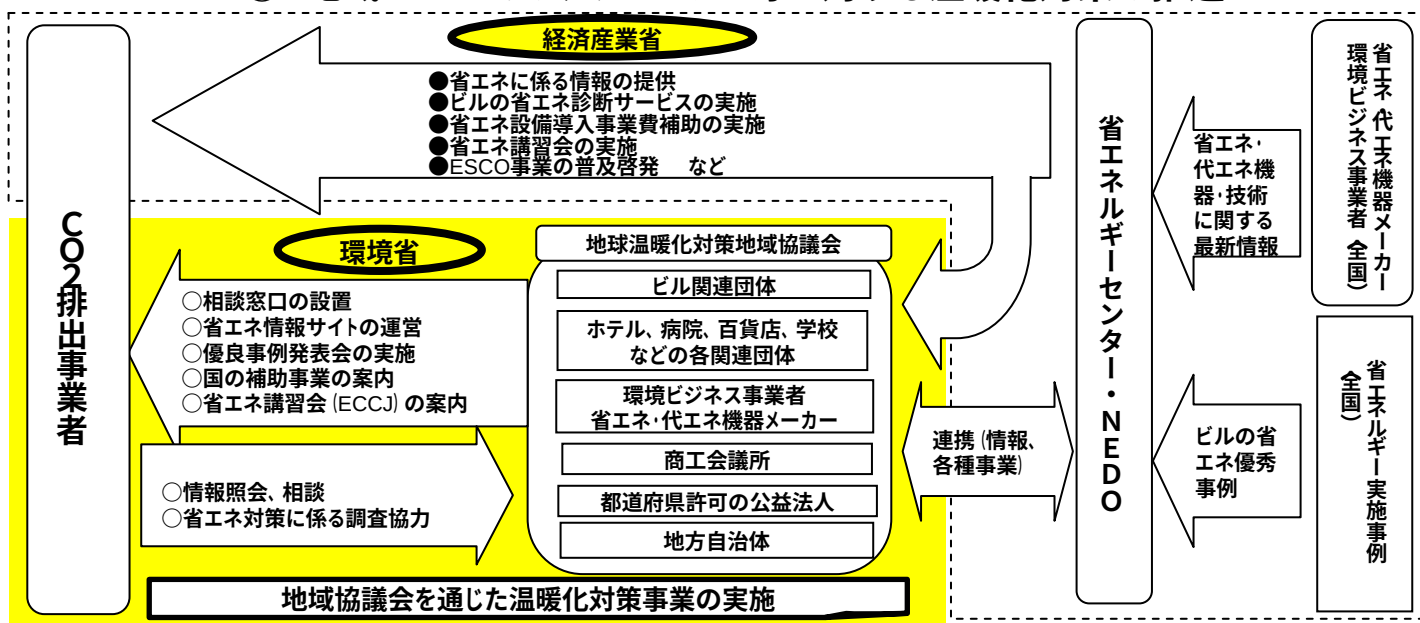
需要サイドの取組喚起
(公共交通機関利用促進のための広報、デパート・商店街等との連携による利用促進運動の実施等)

交通安全施設等の整備等

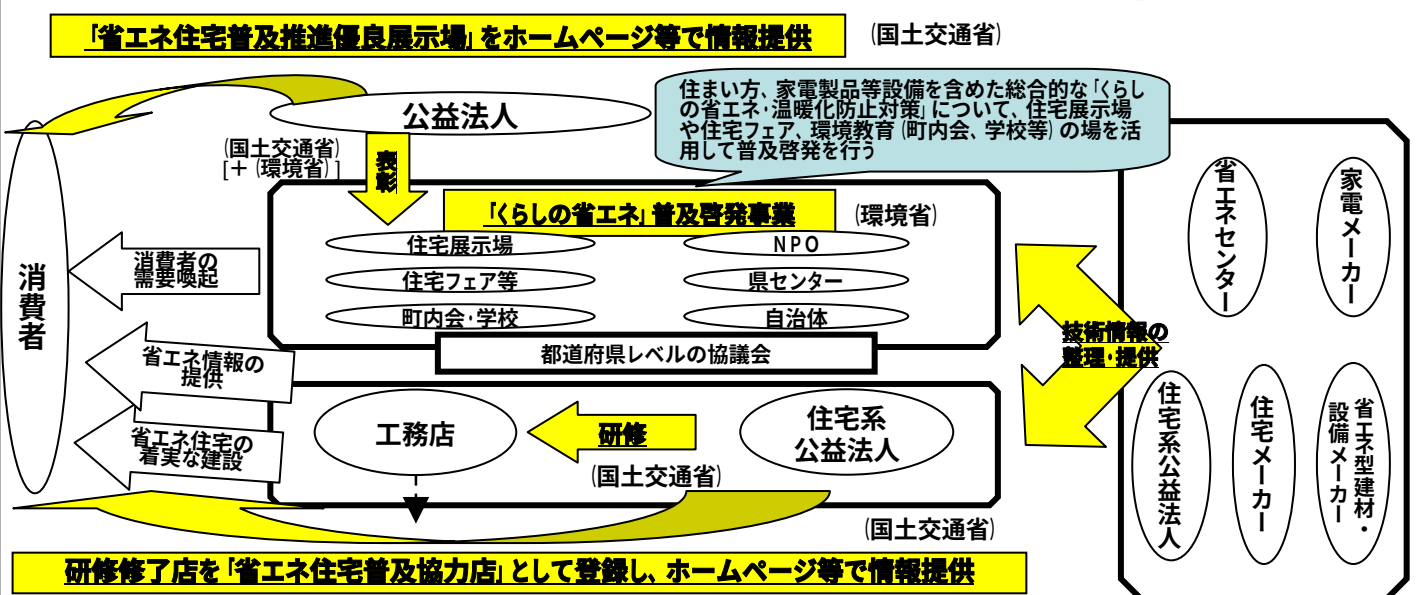
警察庁実施

環境省実施

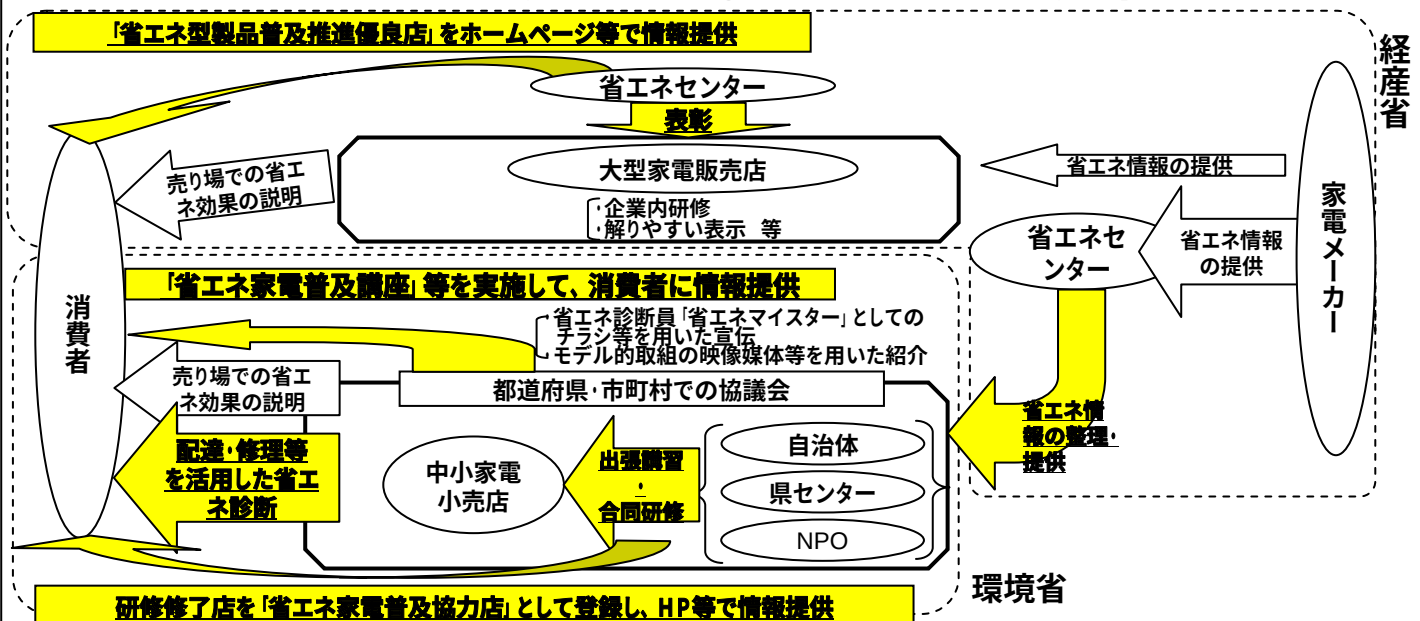
<③ 地域レベルでのテナントビル等に対する温暖化対策の推進>



<④ 主体間連携事業「『くらしの省エネ』普及啓発の事業」>



<⑤ 主体間連携事業「省エネ家電の普及のための事業」>



森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費

60百万円（ 48百万円）

地球環境局 総務課 研究調査室

1. 事業の概要

平成14年3月に改定された「地球温暖化対策推進大綱」において、京都議定書における我が国の削減目標(対基準年比6%)を達成するため、吸収源により3.9%を確保することが目標とされた。この目標の達成のため、排出・吸収目録の取りまとめ機関である環境省が中心となって、我が国の吸収源活動が確実に認められるよう、国際的な指針(「土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッドプラクティスガイダンス」、以下LULUCF-GPG)に基づく国内体制の構築を図る。さらに、民生緑地(住宅団地やニュータウンの緑地等)の吸収量の算入を可能とし、吸収量の目標達成を確実にする。

また、京都議定書第2約束期間以降の吸収量の計上方法の検討が本格的に開始されることとなっており、我が国にとって適切な計上方法が合意されるように今後の国際交渉に対応していく。

2. 事業計画

- 1) 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標(3.9%)の達成が確実となる体制の構築に資するため、環境省が中心になってLULUCF-GPGに基づく吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行う。
- 2) 吸収量の目標達成を確実にするため、京都議定書上の「森林」の定義に該当するものの、森林・林業基本法に基づく森林や都市公園に該当せず、現状では計測・把握がなされていない住宅団地やニュータウンの緑地等のいわゆる民生緑地の吸収量の算定に必要なサンプリング調査、データ整備を行う。
- 3) 第2約束期間以降に関する国際的交渉に向けて、我が国としての総合的な戦略構築に資するため、将来適用される可能性のある吸収源の計上方法について、調査・検討を行う。

3. 施策の効果

地球温暖化防止に係る京都議定書の履行に必要な森林等による二酸化炭素吸収量(対基準年比3.9%)の確保に資する。

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

本事業

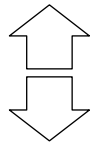
①吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

- ・国際的に認められるために森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制の設計
- ・報告・検証に必要なデータ整備について検討
- ・上記の結果を元にした森林吸収量の試算

＜確保すべき森林＞

- 1)森林・林業基本計画に基づく林地
- 2)緑の政策大綱等に基づく都市公園等の緑地
- 3)民生部門が保有する住宅団地等の緑地

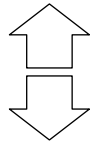
→②民生緑地(住宅団地やニュータウンの緑地等)による吸収源活動



対応方針の評価・分析結果

国内体制の調査結果

④吸収源問題に関する検討委員会



計上方法の調査結果

調査結果の評価・検討

③計上方法の検討・分析調査

- 第2約束期間以降の吸収源計上オプションの検討
- ・伐採木材の計上方法の分析調査
 - ・直接的・人為的影響の分離に関する検討

決定事項

国際交渉において我が国が必要とする情報を提供

検討事項

国際交渉

第1約束期間に関する交渉

2001年 COP7 マラケシュ合意

森林等の吸収源活動の取り扱いについて合意

＜我が国は3.9%が計上可能＞

2004年12月 COP10

吸収源活動の計上に関する国際的指針の承認
予定＜指針に基づく測定・推計・評価が必要＞

第2約束期間以降に関する交渉

2004年 COP10以降

第2約束期間以降の吸収源に関する検討事項

- ①伐採木材の計上方法の検討
- ②直接的・人為的影響と自然影響等を分離するための方法の開発

(新) 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（石油特会）

3,000百万円（ 0万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

来年2月16日に京都議定書が発効し、我が国には6%削減約束の法的拘束力が生じることになる。

近年の記録的な猛暑や度重なる台風上陸といった異常気象の頻発により、国民の間には地球環境への漠然とした不安の広がりや、地球温暖化に対する関心は高まっているものの、温暖化防止に向けた具体的な行動にまでは至っていないのが現状である。

家庭や業務分野の温室効果ガス排出量の伸びが著しい中、普及啓発や情報提供などにより国民に対して温暖化対策の実行を呼びかける「国民運動」の推進が強く求められている。

そこで、冷暖房温度を1℃控えるなど国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革と、省エネ機器等の普及拡大を図るため、地球温暖化防止に関する「怒濤のごとき情報提供」を行う、大規模「国民運動」推進集中キャンペーンを官民一体となって実施する。

2. 事業計画

- ① 6月の環境月間において、テレビ・新聞・雑誌・ラジオに加えて街頭ポスターや電車内広告、webサイトや携帯電話サイトといったメディアでの大々的な温暖化防止集中キャンペーンの実施
- ② 環境省、関係府省、経済界等と連携した取組による「国民運動」の実現

3. 施策の効果

- ① 全ての主体のライフスタイル・ワークスタイルの変革
- ② 国際約束である「6%削減目標」の確実な達成のための基盤の構築

温暖化防止大規模「国民運動」推進事業

今秋以降の状況

ロシア議定書批准

異常気象の頻発

環境税論議

環境省に対し、大規模な「国民運動」を巻き起こすよう強い要請

(政財界、労働組合、NPO等)

国際約束「6%削減」の確実な達成のための必要不可欠な基盤構築

統一ロゴマーク・キャラクター等を使った連携CM、社内報・ホームページ等でのPR

国民・企業・政府が一体となった「国民運動」の実現へ

テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等での大々的な温暖化防止集中キャンペーンの実施

環境省
集中
キャンペーン

経済界等
との連携
キャンペーン

G8
サミット
(温暖化が
メインテーマ)

京都
議定書
発効

愛知万博

環境月間、ライトダウンイベント

今夏の猛暑、度重なる台風の来襲等地球環境への漠然とした不安

○効果測定の上、来年度の集中キャンペーンにつなげる

都道府県センター普及啓発・広報事業（石油特会）

100百万円（100百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

我が国は「京都議定書」において温室効果ガス排出量の6%削減を約束したが、依然として温室効果ガスの排出量は減少基調に転じておらず、特に業務その他・家庭部門と運輸部門の増加が著しい。

これらの部門における温室効果ガス排出量を削減するためには、各地域においてその特性に応じた取組を行うことが重要である。

このため、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき知事が指定した都道府県地球温暖化防止活動推進センター（都道府県センター）が、その区域の住民、事業者、地球温暖化防止活動推進員等に対し、シンポジウム、セミナー等を通して地球温暖化問題の重要性や代エネ・省エネ等に関する様々な情報を普及啓発・広報する事業を補助する。

2. 事業計画

都道府県センターに対し、10百万円を上限に定額補助

3. 施策の効果

都道府県センターは、地域のNPO・企業・自治体とのパートナーシップにより運営されているため、地域住民の視線に立った効果的な普及啓発事業を企画・実施することができる組織であり、温暖化防止ミュージカル、市民出前講座、小学生向け温暖化紙芝居など地域特性を活かし創意工夫に満ちた事業の実施により、国民各界各層の意識を改革し、省エネ活動等具体的な温暖化対策の実施が期待できる。

都道府県センター普及啓発・広報事業



普及啓発・広報事業
住民の学習機会を提供し温暖化対策を実行する意欲を喚起

都道府県センターのもつ地域のNPO、企業、自治体とのネットワークを最大限に活用して、セミナー等による情報を地域内の各層に迅速かつ広範囲に伝達することにより、市民への普及啓発機会を提供する事業



温暖化防止行動の活発化

家庭部門の二酸化炭素排出量の削減

(新) 地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業（石油特会）	100百万円（0百万円）
--	--------------

地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

1. 事業の概要

将来を担う子どもたちが、地球温暖化問題の重大性を正しく認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が「習慣」として実行できるようにするためには、学校における体系立った地球温暖化問題についての教育が重要であるが、そのための適切な教材やそれを教えるためのノウハウが十分に整備されていない状況にある。

そこで、地球温暖化問題に関する学校向けの学習教材を作成するとともに、作成した教材を有効に活用するためのモデル授業を行う。

2. 事業計画

①地球温暖化学習教材作成事業

学校の先生が的確かつ負担が少なく地球温暖化問題について授業ができる副読本を作成し、全国の小中高校に要望に応じて配付する。

②環境教育サポート事業

本副読本を有効に活用するため、地球温暖化防止活動推進員等によるモデル授業を行い、総合学習の時間における地球温暖化教育のサポート体制を整備する。

3. 施策の効果

要望に応じて小中高校に配付するとともに、サポート体制を整備することにより、地球温暖化問題についての教育のノウハウが十分でない学校においても効率的に授業を行うことができる。

こうして多くの学校で授業が行われることにより、多くの子どもたちに「習慣」として脱温暖化型のライフスタイルを身に付けてもらうことができ、さらに、その子どもたちの行動を通して大人にも地球温暖化防止の取組が広がることが期待できる。

地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業

総合的な学習の時間

①地球温暖化問題に関する副読本の作成・配布

(小・中・高というそれぞれの発達段階に応じて児童生徒が学ぶことが効果的)

要望に応じて
全国の小・中・
高校に配布



教師を全面的にサポート

②推進員等によるモデル授業の実施、指導書の配布

①②の組合せ
により事業を
実施

『習慣』として脱温暖化型のライフスタイルが身についた者に育成

家庭において両親等にも波及効果

CDM/JI設備補助事業

(一般会計) 100百万円(0百万円)

(石油特会) 1,900百万円(300百万円)

地球環境局地球温暖化対策課国際対策室

1. 事業の概要

- 我が国の京都議定書の目標達成のためには、1.6%（年間約2,000万tCO₂
2）程度を目安として京都メカニズムによるクレジットを政府が確保すること
が必要である。クレジット獲得には3～5年のリードタイムが必要なこ
と、優良なプロジェクトの国際的な獲得競争が繰り広げられていることか
ら、2005年から計画的にクレジット確保方策を講じる必要がある。
- 本事業は、CDM/JIプロジェクトを行う事業者に対し設備整備費を補助す
ることにより事業実施を促進するとともに、補助額に応じて事業者から政
府にクレジットを移転し、そのクレジットを議定書遵守に用いるもの。
- 政府へのクレジットの移転量は、補助総額をtCO₂当たり市場価格相当で
割った数量(tCO₂)を基本とする。
- 議定書遵守に向け計画的にクレジットを取得するため、石油特会実施分
について現在の3億円から大幅に増額するとともに、省エネ・代エネ以外
のプロジェクト（代替フロン破壊等）のクレジットについても取得できる
よう一般会計においても新設する。

2. 事業計画

平成17年度（2005年）	平成18年度（2006年）	平成19年度（2007年）
・クレジットを計画的 に取得するため、石 油特会で大幅増額、 一般会計でも新設	（継続） ・プロジェクトの実施 状況等を踏まえて見 直し ・京都メカニズムクレ ジットの政府調達制 度の導入	（継続） ・プロジェクトの実施 状況等を踏まえて見 直し ・京都メカニズムクレ ジットの政府調達制 度も並行して実施

- ・補助先 民間事業者
- ・補助率 1／2

3. 施策の効果

- クレジット獲得可能性の高いCDM/JI案件について、設備整備費用の一部
を補助することにより、CDM/JI案件の事業化促進を図るとともに、補助額
に応じて政府がクレジットを取得し、議定書遵守に用いることができる。

CDM/JI設備補助事業の概要

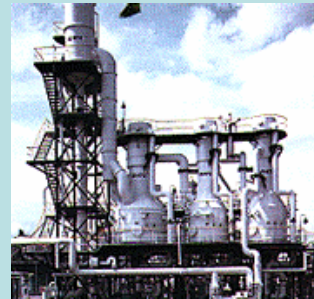
環境省

設備整備に対する
補助金

補助事業者

設備整備

CDM/JIプロジェクト



削減クレジット

補助総額

{ $\frac{\text{tCO}_2\text{当たりクレジット市場価格相当}}{\text{分のクレジットを政府に移転}}$ (t)

分のクレジットを政府に移転

CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業（石油特会）

300百万円（250百万円）

地球環境局地球温暖化対策課国際対策室

1. 事業の概要

- CDM/JI事業の主要受入国の中央政府担当者、地方政府担当者、関連事業者を対象として、CDM/JIの意義や仕組み、国際的な取組状況、我が国の施策、京都メカニズムに関する各種ルール等についてワークショップの開催等を実施する。
- また、現地に専門家を派遣し、CDM/JI受入に係る制度構築、実施計画の策定等の受入国における基本的な体制整備を支援するほか、モデルプロジェクトを用いた、民間事業者の案件形成能力向上の指導を行う。
- J I対象国については、受入国側の受入体制整備に関するニーズを把握すべく、調査を行う。

2. 事業計画

平成16年度（2004年）	平成17年度（2005年）	平成18年度（2006年）
・国別・地域別ワークショップの開催によるCDM関連知識の普及啓発 ・ホスト国政府機関・民間事業者向け研修教材の作成 ・JI対象国に関する調査	・国及び地方レベルワークショップ継続実施による、ホスト国における受入体制整備 ・対象国の進捗状況を踏まえモデルプロジェクトを選定し指導を行う ・JI対象国調査（継続）	・平成17年度までの進捗状況を踏まえ、方向性を検討

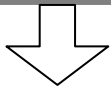
3. 施策の効果

- 本事業により、途上国の政府や民間事業者のCDM/JIに係る能力の向上が図られ、CDM/JIプロジェクトの受入体制の整備等を通じて、円滑な事業実施やプロジェクト案件の発掘が可能になる。
- 途上国側の受入体制等の充実により、我が国のCDM/JIクレジットの獲得に資する。

CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業

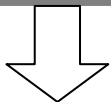
CDM/JIの目的

- ・途上国の持続可能な開発に貢献
- ・費用効率的な温室効果ガス削減



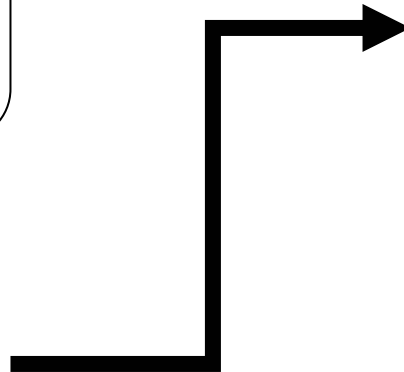
受入国に求められる役割

- ・気候変動問題に対する理解
- ・CDM/JI制度に対する理解
- ・プロジェクトの承認



現在の課題

- ・受入国における気候変動問題やCDM/JI制度に対する理解不足、人材不足
- ・関連する情報の不足
- ・上記を原因とした投資側の躊躇



CDM/JI途上国等人材育成支援事業

(目的)

途上国政府のCDM/JIに関する能力向上(キャパシティビルディング)を図り、受入体制の整備に貢献する。

これにより、我が国によるCDM/JI事業の円滑な実施に資する。

(具体的な施策)

主要受入国を対象にして

- －ワークショップの開催による各国の担当者のCDM/JIに対する理解の促進
- －CDM/JI制度を理解するための印刷物の作成・配布
- －各国におけるコンタクトポイントの選定と情報の共有
- －我が国からの専門家の派遣等を実施する

地球温暖化に係る将来目標検討経費	27百万円（26百万円）
------------------	--------------

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書上、遅くとも2005年までに、2013年以降における温室効果ガス排出削減に関する新たな目標の検討を開始することとされているが、すでに欧州の主要国においては、具体的な中長期の目標値について検討が進んでいる。2005年にも開始される新たな目標についての国際交渉において、我が国が国情を反映しつつ、適切に議論を主導していくためには、できる限り早く我が国においても将来目標を検討することが必要である。このため、来たるべき交渉に備えるべく、本事業における検討を進めることが不可欠である。

本事業においては、主に以下の点について実施する。

- ① 将来目標の検討に必要なデータ（GHG排出量、GDP、人口など）の収集、整理
- ② 将来目標に関する各国（政府、産業界、NGO、大学）の提案や検討状況の把握
- ③ 学識経験者や専門家をメンバーとする検討委員会の設置（中央環境審議会地球環境部会のワーキンググループの位置づけ）
- ④ 海外の研究者や専門家との意見交換
- ⑤ これらの検討を踏まえ、具体的な次期約束のあり方を提言。

2. 事業計画

平成16年（2004年）	平成17年（2005年）	平成18年（2006年）
・ 世界全体及び我が国の排出量の中長期的な見通しの策定 等	・ 中長期目標の設定 ・ 温室効果ガス排出削減シナリオの策定 ・ 気候変動の影響・適応措置の検討 等	同左 ※ 交渉の進展に応じた検討

3. 施策の効果

- ① 長期（2100年以降）、中期（2030年～2050年）、短期（2010年～2020年）における将来目標案及びそれを実施するための国際的な削減約束案の策定
- ② 国際交渉におけるイニシアティブの確保

地球温暖化に係る将来目標検討経費

2002～2007

2008～2012
第1約束期間

2013～
第2約束期間

将来目標に係る国際交渉スケジュール

2004 COP10

- ・ 今後の気候変動政策の検討

2005 遅くとも2005年までに交渉開始 (京都議定書第3条9)

国際交渉をリード

2003 (平成15年度) より 将来目標の検討を開始

- 専門家の助言を得て、以下の点を検討
 - ・ 将来目標の検討に必要なデータの収集、整理
 - ・ 予想される他国の主張の分析
 - ・ 米国・途上国等の参加可能性を踏まえた望ましい目標のあり方
- 様々な目標の選択肢のシミュレーション

全ての国が参加する共通のルール
長期的継続的な排出削減
条約の究極の目標

(新) アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費 12百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

途上国の中で、現在も突出して温室効果ガス排出量が大きく、今後も排出量の増加が見込まれるのが中国やインド等の大量排出途上国である。気候変動による危機的な被害を避けるためには、このようなアジア地域の主要排出国における削減対策の実施が必要である。

また、京都議定書の規定により、遅くとも2005年までに2013年以降の新たな約束の検討を開始することとされている。この交渉では、中国やインド等の主要排出国の参加を如何に得るかが鍵となる。

本事業は、日本とアジア地域の主要排出国の間で政策担当者や研究者が参加するセミナーをそれぞれ開催し、以下の点について議論し、気候変動に関する将来枠組みの検討に反映するものである。

- ①各国の二酸化炭素排出量の現状及び将来予測、削減対策の実施による効果の予測
- ②気候変動による中国、インド等途上国への影響の予測
- ③気候変動対策を実施する上での障害の把握
- ④気候変動対策だけでなく、大気汚染対策にも資する政策の抽出及び推進のための方策の検討
- ⑤二酸化炭素以外の温室効果ガス（例．メタン）の削減対策の検討

2. 事業計画

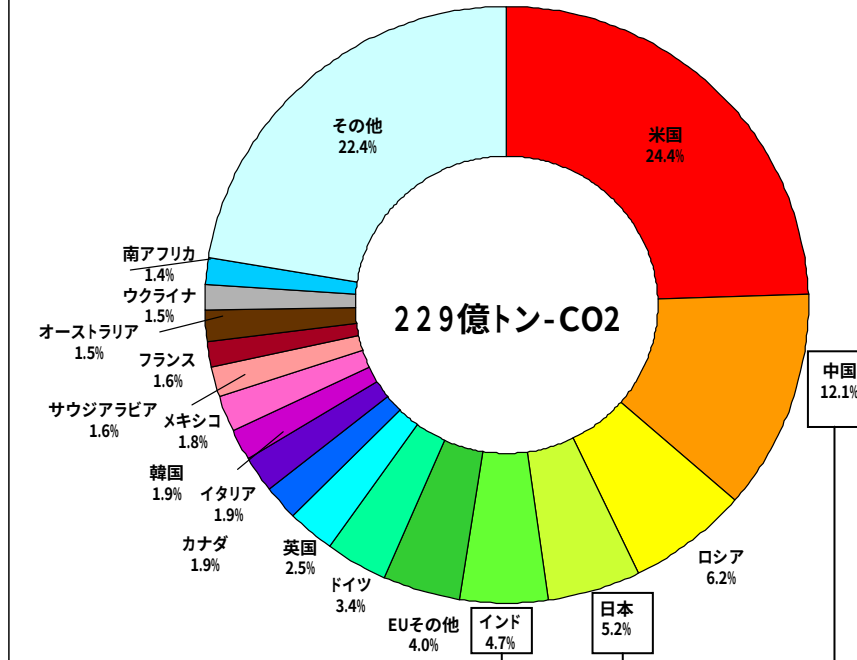
平成17年度 (2005年)	平成18年度 (2006年)	平成19年度～ (2007年)
セミナーの開催 ・排出量の現状及び将来予測の把握 ・削減対策の検討	同左 ・気候変動による影響の把握 ・共益政策の抽出推進	同左 ・途上国が参加する国際枠組みの検討

3. 施策の効果

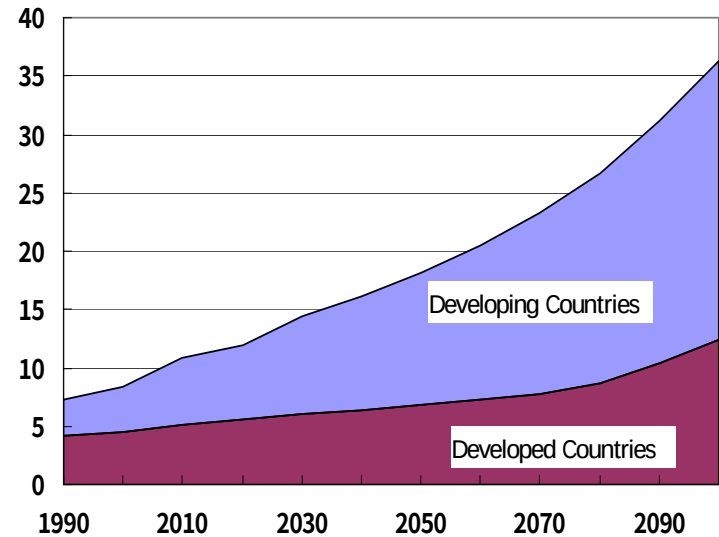
- ①対話の推進及びその結果の国際交渉へのインプット
- ②中国、インドなど主要途上国が参加する形での将来枠組みの指導

世界各国の二酸化炭素排出量(2000年)

米国オークリッジ研究所ホームページより作成



アジア地域の主要排出国で現時点でも世界全体の22%を占める

CO₂ Emissions (Gt-C)

今後途上国(特にアジア地域)の排出量の伸びが顕著となる。

地球規模での温室効果ガス削減のため、アジア地域による取組が重要

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

我が国の一般廃棄物の発生量は、経済規模の拡大、大量消費や生活の利便性を求める国民の欲求の高まり等を背景に増大してきており、現在も一般廃棄物の発生量は高い水準でほぼ横ばいとなっている一方で、最終処分場等の廃棄物処理施設の確保が住民反対等により困難となっている。

このような状況の中、廃棄物を適正に処理していくためには、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進、不法投棄の防止等に取り組み、循環型社会の形成を推進することが喫緊の課題となっている。

そこで、以下の事業を実施することにより、ゴミゼロ型社会の形成を推進する。

○ 市町村における一般廃棄物会計基準等検討調査

市町村における廃棄物の処理に要する費用（収入・支出額）の実態を踏まえ、処理費用の算定方法などについて標準化を図るため、一般廃棄物処理会計基準の策定を行う。

さらに、市町村におけるごみ処理の有料化の導入状況などの実態を踏まえ、ごみ処理の有料化ガイドラインを策定することにより、循環型社会の形成に向けた一般廃棄物の排出抑制の取組を支援する。

○ 一般廃棄物再生利用促進に向けた分別収集ガイドライン作成調査

地域の特性を踏まえた、望ましいごみの分別収集、再生利用、熱回収最終処分等の方法に関する分別収集ガイドラインを作成することにより、循環型社会の形成と適正処理を目指して、市町村の一般廃棄物処理サービスを改善していくための取組みを支援する。

○ ゴミゼロ型社会に向けた普及啓発事業の実施

地方環境対策調査官事務所を活用した各地域のごみ減量化に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人一人の意識改革を図るとともに、ごみ減量化に向けた地方から

の施策の取組を図る。

また、国民、事業者、行政が一体となり国民運動として、排出抑制、再生利用等によるゴミゼロ社会づくりを推進するため、毎年、「ゴミゼロ推進全国大会」を行う。

2. 事業計画

- ・市町村における一般廃棄物会計基準検討調査

平成17年度 ガイドラインの策定

平成18年度 実証

- ・ごみ有料化ガイドライン作成調査

平成17年度 ガイドラインの策定

平成18年度 実証

- ・一般廃棄物再生利用促進に向けた分別収集ガイドライン作成調査

平成17年度 ガイドラインの策定

平成18年度 実証

- ・ゴミゼロ型社会に向けた普及啓発事業の実施

平成16年度～

3. 施策の効果

循環型社会形成推進基本計画においては、一般廃棄物の排出量を平成22年度に平成12年度比で約20%削減を、循環利用率を平成22年度に約14%とすること（平成12年度は約10%）をそれぞれ目指しており、本事業の施策により、排出削減及び循環利用率の向上が図られる。

ゴミゼロ型社会の推進を目指して

背景

- 一般廃棄物の排出量は、ここ数年ほぼ横ばい傾向 → 基本方針に定める目標達成（H22年度においてH9比5%減）が困難
- リサイクル率はH13年度で15% → 目標達成（H22年度には約24%）のためには取組強化が必要
- 循環型社会の形成を目指す上で、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に関する施策の充実が不可欠
（中央環境審議会廃棄物リサイクル部会で平成16年中に今後の方向の取りまとめをとり行う予定）

経済的手法の導入

一般廃棄物処理会計基準の策定

検討課題

- ◇一般廃棄物処理コスト構造分析
- ◇一般廃棄物処理会計基準の検討、試算・検証

有料化ガイドラインの策定

検討課題

- ◇導入実態と減量効果
- ◇料金設定、徴収方法
- ◇不法投棄防止対策

○一般廃棄物処理会計基準の策定○
○有料化ガイドラインの策定○
一般廃棄物処理、リサイクルコストの透明性を確保し、円滑に地域の合意形成を図りつつ、有料化を導入する方法の提示

- ・経済的インセンティブによる住民のごみ減量意識の高揚
- ・ごみ減量にかかる負担の公平化

分別の徹底と処理システムの改善

分別収集ガイドラインの策定

検討課題

- ◇分別収集、処理実態の把握・解析
- ◇マテリアル/サーマルリサイクルにおける循環資源の活用状況の評価
- ◇一般廃棄物処理システムに関するLCA研究、コスト評価の分析

○ 分別収集ガイドラインの策定 ○

- ・標準的な分別区分の提示
- ・地域の特性を踏まえた、望ましいごみの分別、再生利用、熱回収、最終処分等の検討手法の提示

ゴミゼロ型社会の形成を目指した市町村の一般廃棄物処理サービスの改善を支援

普及啓発による国民の意識改革

ゴミゼロ推進大会の実施

- ◇ゴミゼロ推進全国大会の実施
- ◇全国9ブロック（地方環境対策調査官事務所を活用）におけるごみ減量化大作戦の実施

環境省
||
調査官事務所

ゴミゼロ全国大会
全国的普及啓発事業の実施

全国9ブロックで実施

- ・シンポジウム、セミナーの開催
- ・マイバックキャンペーンの実施
- ・簡易包装キャンペーンの実施
- ・リユースカップの推進
- ・グリーン購入マップの作成
- ・ゴミゼロ活動アンケート調査の実施等

エコ・コミュニティ事業経費

63百万円（72百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

NGO・NPO等の民間団体、事業者及び地方公共団体等の各主体が連携して行うリデュース・リユース・リサイクルやグリーン購入などの循環型社会形成に向けた取り組みであって、先駆的・独創的かつ他の地域に適用可能な一般性を有する事業について、環境省がアイデアを公募して、エコ・コミュニティ事業として実施する。

2. 事業計画

循環型社会形成実証事業 平成15年度～※

例えば、お祭り・イベントにおけるリユースカップシステムの開発のような実証事業を公募のうえ地域において実施する。

※平成19年度の循環基本計画見直し時に見直す予定

3. 施策の効果

- NGO・NPO等の民間団体、事業者及び地方公共団体による協働の促進
- 循環型社会の形成に向けた地域づくりの促進
- 他地域への波及効果
- リデュース、リユースの取り組みの促進

廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）

＊〈126，508百万円〉

107，847百万円（134，008百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
浄化槽推進室
産業廃棄物課

1．事業の概要

平成17年度において、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設する。

本制度は、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等に関する戦略的な目標を設定し、それを達成するために必要な廃棄物処理やリサイクルに係る施設整備、関連する計画支援等の事業に対し、必要な資金を交付するものである。

2．事業計画

○循環型社会形成推進交付金

平成17年度予算額（案） 23，000百万円

・交付対象

市町村（人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限る。）

注：特例として、沖縄県、離島地域、過疎地域等については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

・交付金の額の算定

対象事業費の1／3を市町村に一括交付する。

（循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については1／2）

・交付対象

循環型社会の形成を進めるための幅広い施設等を対象。

リサイクルセンター、生ごみリサイクル施設、廃棄物原材料化施設、熱回収施設（発電効率又は熱回収率10%以上）、浄化槽、汚泥再生処理施設、最終処分場、高効率原燃料回収施設（モデル）、施設整備に関する計画支援事業 等

○廃棄物処理施設整備費補助（従来からの国庫補助金制度）

平成17年度予算額（案） 84,416百万円

以下の制度は、平成17年度も引き続き国庫補助金として存続。

- ・一般廃棄物処理施設整備（平成16年度以前に着工した事業の継続事業）
- ・浄化槽整備事業の一部
- ・PCB処理施設整備事業
- ・産業廃棄物処理施設モデル的整備事業
- ・広域廃棄物埋立処分場

3. 施策の効果

目標の実現のために、地方の自主性・裁量性を発揮しつつ、国と地方が構想段階から協働し、施策を推進することにより、我が国全体として最適な循環型社会づくりを行うことが可能となる。

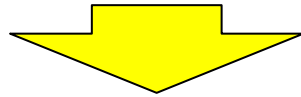
また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、明確な目標の下で、3Rの推進施策をより総合的・戦略的に推進することが期待される。

＊ 〈 〉内は内閣府計上している污水处理施設整備交付金に相当する額（7,500百万円）を除いた予算額。

循環型社会形成推進交付金制度の概要

循環型社会形成推進協議会

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～



循環型社会形成推進地域計画

- 対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等は特例として対象）

○3R推進のための目標（例）

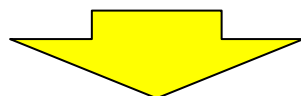
発生抑制	一人一日当たりのごみの量（○年比△%減）
リサイクル	リサイクル率（○年比△%増）
最終処分	最終処分されるごみの量（○年比△%減）

○目標を実現するための政策パッケージ

- 再生利用施設：可能な限り再使用・再生利用
- 熱回収施設：高効率な発電・熱供給（単純焼却は対象外）
- 浄化槽：経済的・効率的な生活排水処理
- 污泥再生処理センター：し尿、浄化槽污泥等を高度処理により資源化
- 最終処分場：安全で信頼性の高い最終処分（直接埋立は対象外）
- 施設整備に関する計画支援事業 等

○交付金の額の算定

対象事業費の1／3を市町村に一括交付
（循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については、対象事業費の1／2を交付）



各種事業の実施による循環型社会の形成

（計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表）

廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）

1,505百万円（1,000百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成14年3月に地球温暖化対策推進本部で決定された「地球温暖化対策推進大綱」においては、廃棄物分野に関連する施策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物の排熱を有効に活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用により化石燃料の使用量の抑制を推進するとされている。

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

2. 事業計画

（1）補助対象となる施設（一定以上の効率のもの）

現行は（ア）のみ補助対象。（イ）（ウ）は新規。

（ア）廃棄物発電施設、バイオマス発電施設

（イ）廃棄物熱利用施設、バイオマス熱利用施設

（ウ）廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設

（2）補助額

施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1／3を限度。）

3. 施策の効果

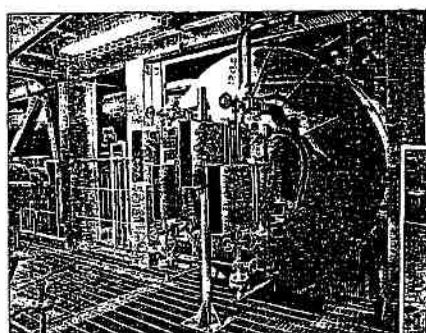
- 二酸化炭素の排出削減
- 化石燃料の節減
- エネルギーの有効活用

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

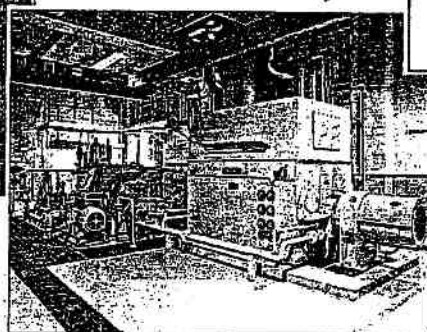
1. 内 容

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を促進するため、産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物発電施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、発電効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

＜廃棄物発電の高効率化に必要な対策の例＞



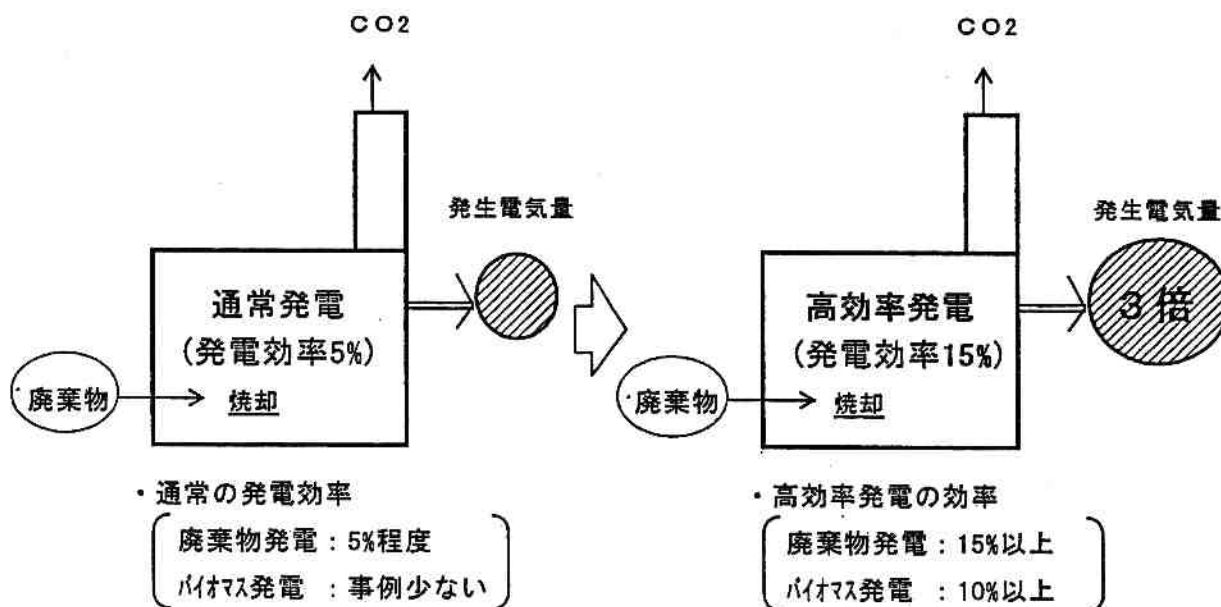
ボイラ



タービン発電機

- ・腐食防止のための材質向上
- ・焼却炉タイプの種類の改善
- ・ボイラ・タービン効率向上など

2. 事業効果（イメージ）



例えば、発電効率が3倍（5%→15%）になると、同じ廃棄物を焼却しての発生電気量が3倍になり、増えた電気量に見合う化石燃料由来の二酸化炭素を抑えることが可能。

(新) P C B 廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査

2 0 百万円 (0 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

P C B 廃棄物拠点的広域処理事業については、全国の P C B 廃棄物进行处理するための施設（北九州、大阪、豊田、東京、北海道）整備に目処がついたところである。

これにより、北海道事業は1道15県、北九州事業は17県と広域的な収集運搬が必要となり、P C B 廃棄物の処理を円滑に推進するための安全かつ効率的な収集運搬を確保するために、広域的な収集運搬システムを構築する。

また、P C B 特措法施行後、保管状況の把握が進み、収集運搬が困難な大型の P C B 廃棄物が相当数存在することが判明しており、これらの搬出に当たっては切断等が必要な場合があり、保管事業者において安全に切断・搬出する技術的な知見を整備する。

2. 事業計画

(1) P C B 廃棄物の広域的な収集運搬システムの構築等

各県の P C B 廃棄物処理計画を実効あるものとするために、保管事業者による届出及び保管を徹底させ、安全かつ効率的な収集運搬システムを構築するため必要な調査を行う。

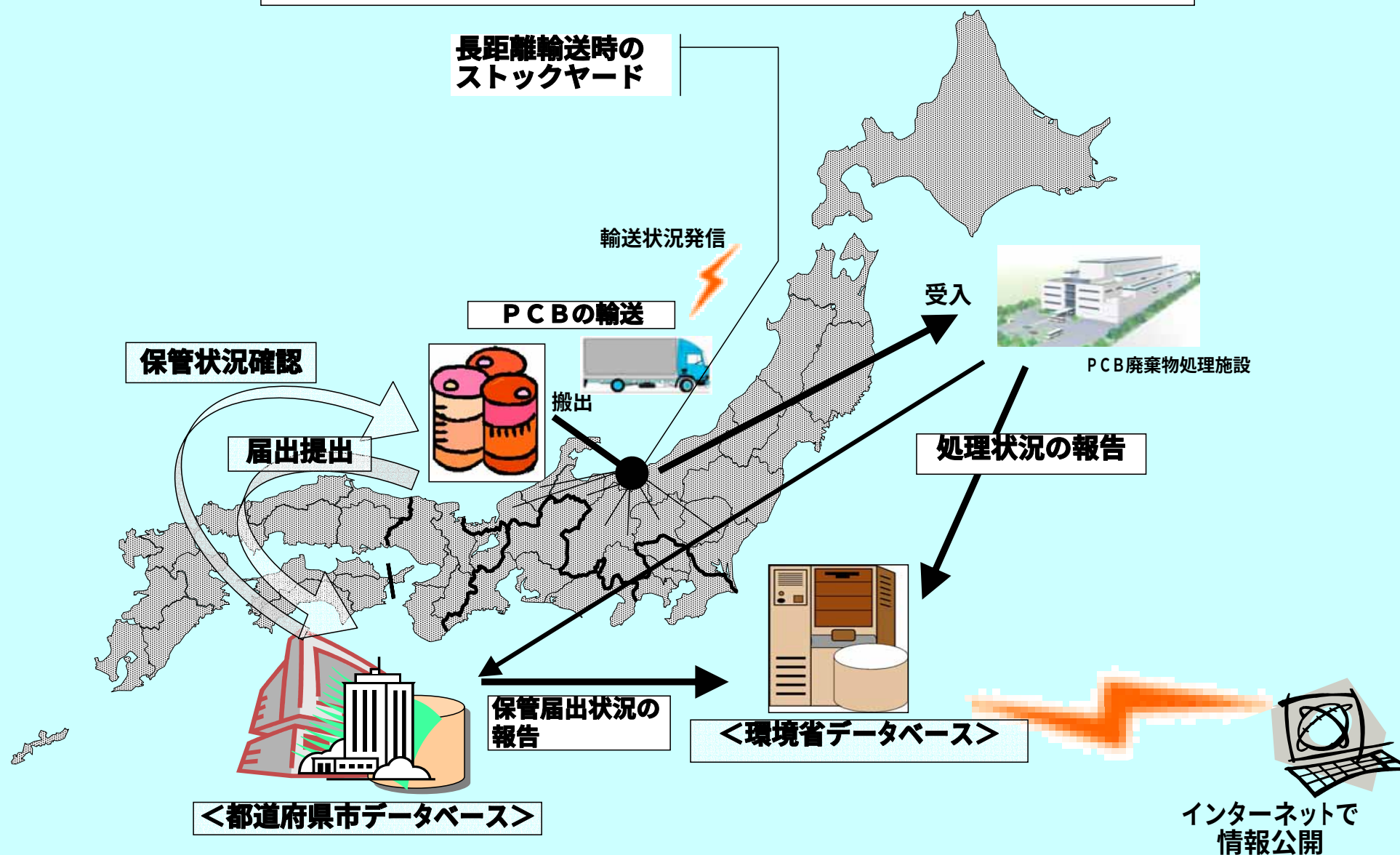
(2) 大型 P C B 廃棄物切断・搬出マニュアルの策定

そのままでは搬出が困難な大型 P C B 廃棄物について切断・搬出手法を取りまとめたマニュアルを策定する。

3. 施策の効果

- 都道府県で定めている P C B 廃棄物処理計画の実効性を高める。
- P C B 廃棄物の適正な処理のための安全かつ効率的な収集運搬が確保される。
- P C B 廃棄物の全国的な処理の体制が整備され、その確実かつ適正な処理の推進が図られる。

P C B 廃棄物の広域的な収集運搬の安全性確保



浄化槽整備事業（廃棄物処理施設整備費の内）（公共）

＊〈１８，１５９百万円〉

１８，９２９百万円（２５，６５９百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

１．事業の概要

湖沼等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し健全な水環境を確保するため浄化槽整備事業の補助による国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような補助制度の見直しを行うものである。

- 浄化槽整備事業総額 １８，９２９百万円
- 〔浄化槽整備費補助金 １５，９２９百万円〕
- 〔循環型社会形成推進交付金（新規） ３，０００百万円〕

※この他、内閣府に計上している污水处理施設整備交付金のうち浄化槽整備事業相当分（７,５００百万円）を含めた総額は、２６，４２９百万円

- 補助率・補助先等 １／３、市町村

- 補助要件の緩和

- ・ 市町村設置型における整備戸数の下限（年間２０戸）について、事業が３年以上継続した場合又は５０戸以上整備した場合については、戸数制限を１０戸に緩和。
- ・ 市町村設置型における補助対象地域に係る污水衛生処理率の要件を緩和。（６０％→８５％、４５％→６５％）
- ・ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に定める地域における市町村設置型の補助要件について、対象地域に係る污水衛生処理率の要件を撤廃するとともに、当該地域を要件緩和地域（年間１０戸）に追加。

２．施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域における生活排水対策が進み、健全な水環境の向上が図られる。

＊〈 〉内は、平成１６年度予算総額から、内閣府に計上している污水处理施設整備交付金に相当する額（７,５００百万円）を除いた予算額

(新) 污水处理施設整備交付金

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

地域再生計画（仮称）に基づいて、各省所管の污水处理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「污水处理施設整備交付金」を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度である。

○ 事業主体

市町村

（地域再生計画（仮称）を策定し、地域再生計画（仮称）の目標を達成するために必要な事業として、「污水处理施設」の整備に関する事項を位置づけている市町村が対象。）

○ 対象施設

農業集落排水施設

漁業集落排水施設

公共下水道

浄化槽（個人設置型及び市町村設置型）

○ 制度の要件

- ・ 同一の市町村で所管を跨る2事業以上の施設を計画期間中（5年）に実施するもので、施設の整備により污水处理の普及促進を図るものであること。
- ・ 対象区域は、地域再生計画（仮称）の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。
- ・ 事業実施による効果が明確であること。

○ 交付限度額の算定

- ・ 対象施設ごとに、現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額の合計として交付限度額を算定。

○ 制度の特徴

- ・ 一定のエリア内で実施する対象施設の整備について、効率的に整備できるよう、事業間で融通が可能。
- ・ 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。

○ 国費 490億円

115億円（農林水産省）
300億円（国土交通省）
75億円（環境省）

＊ 污水处理施設整備交付金は内閣府に計上

2. 施策の効果

市町村の自主性・裁量性がより発揮できるようになることから、効率的な污水处理施設の整備が進むことが期待される。

(新) 3 R イニシアティブ閣僚会合開催等経費

100 百万円 (0 百万円)

地球環境局総務課

1. 事業の概要

平成16年6月のG8サミット（シーアイランドサミット）において、グローバルな視点から3R（リデュース、リユース、リサイクル）を通じて循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」が合意され、本イニシアティブを開始する閣僚会合を平成17年春に日本政府が主催することとされた。本経費は、同閣僚会合を平成17年4月に東京で開催するためのものである。開催に当たって、G8各国や開発途上国における3Rに関する政策の動向、廃棄物問題の現状や課題、廃棄物の越境移動の実態及び問題点、関係する国際機関における取組の状況や課題等を的確に把握し、論点整理等を行うことが重要である。このため、本閣僚会合での議論に資する関連情報の収集・解析及び会合のサブ面での準備を行う。また、我が国の取組を含め3Rについて国内外に向けてアピールする絶好の広報機会であることから、普及啓発資料を作成し、我が国をはじめとする各国における取組や3Rイニシアティブ閣僚会合の成果を世界に発信する。

2. 事業計画

- (1) 3Rイニシアティブ閣僚会合開催準備等
- (2) 3Rイニシアティブ閣僚会合等開催
- (3) 3R及び3Rイニシアティブ閣僚会合の広報
(平成17年度限りの経費)

3. 施策の効果

G8国のみならず開発途上国も含め世界各国において3Rを通じて循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」の推進について国際的な合意を図り、実施を国内外に働きかける手段としては、政府間のハイレベルなフォーラムが最も効率的且つ有効である。本会合を通じ、国際的な3Rの普及促進のための環境の整備に関する合意形成が進展することが期待される。

廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理が確保された循環型社会を国際的に形成することを念頭に置き、アジアにおいて3Rを進めつつ資源循環を推進するネットワークを構築する。

（1）アジア資源循環推進ネットワーク形成事業

平成17年春に我が国で開催される「3Rイニシアティブ」閣僚会合を受けて、アジア各国の関係者からなるフォローアップ会合を開催し、資源循環の推進方策、バーゼル条約の適正な運用等について検討する。同時に、アジア各国における3R推進に関する国家計画の策定を支援する。

また、バーゼル条約の適正な運用や不法輸出入の未然防止等のため、アジア各国の担当者間の連絡窓口を設置するほか、税関等と連携した不法輸出入の水際防止対策を強化する。

（2）3Rに関する技術移転の推進

アジア各国の行政官・技術者の3R技術に関する能力向上を目的とした研修用資料を作成し、3R技術を普及させる。また、国内外における3R技術に関する情報を収集し、データベース化する。

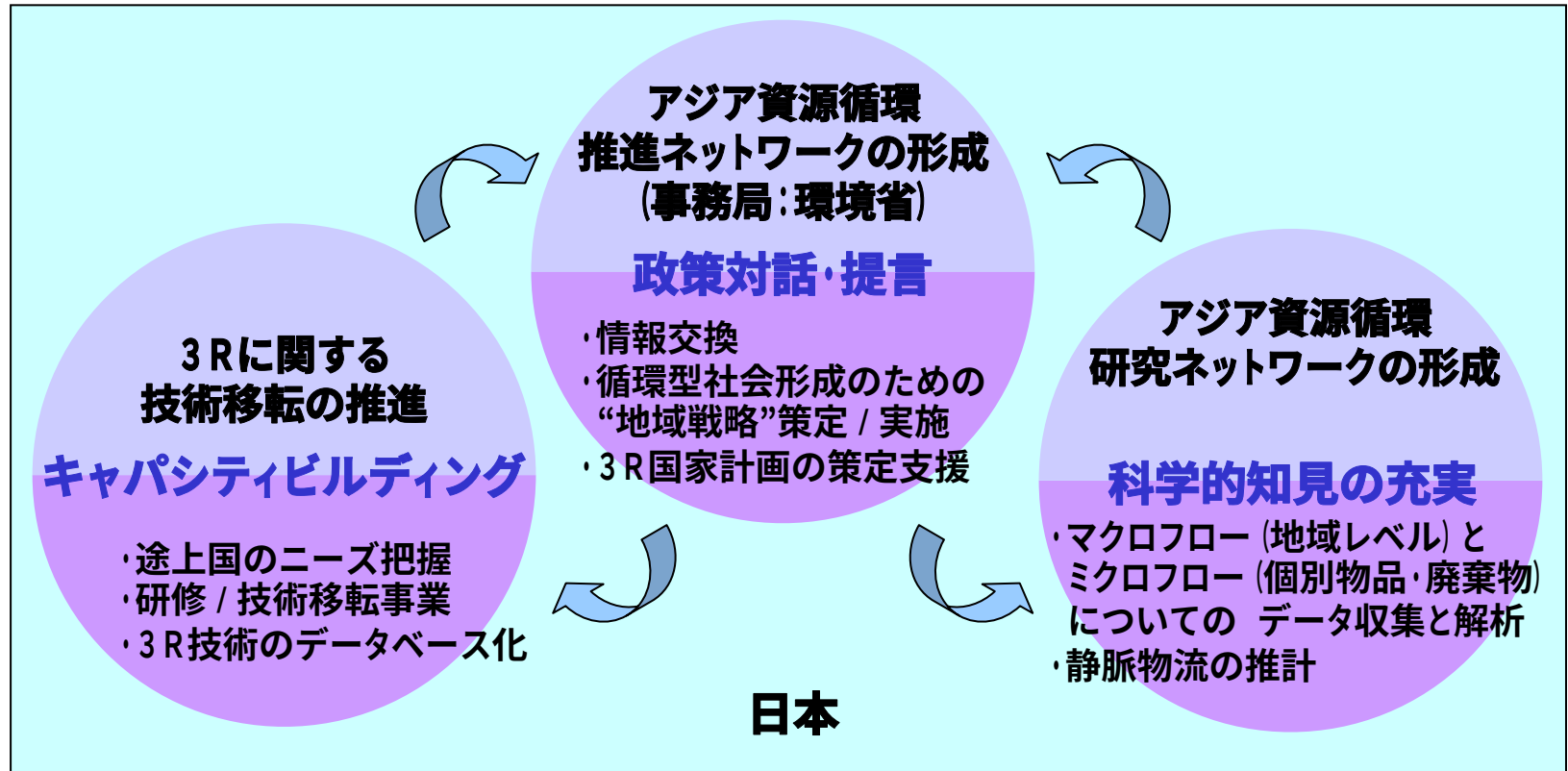
（3）アジア資源循環研究ネットワーク形成事業

アジアにおける静脈物流（マクロフロー、ミクロフロー）の実態把握や、循環資源の将来推計を行うためのモデル構築に関する研究を行う。実施に際しては、推計の手法の開発やデータの収集等、アジア各国の研究者が連携して研究を行う体制を構築する。

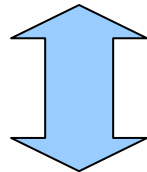
2. 事業計画

- | | |
|------------------------|-------|
| （1）アジア資源循環推進ネットワーク形成事業 | 15年度～ |
| （2）3Rに関する技術移転の推進 | 17年度～ |
| （3）アジア資源循環研究ネットワーク形成事業 | 17年度～ |

アジア資源循環推進構想

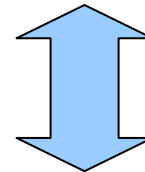


ナショナルセンターとの連携



アジア諸国

中国・韓国・インドネシア等



(必要に応じ)

周辺諸国

米国・ロシア等

産業廃棄物処理業優良化推進事業費

52百万円（51百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性に係る評価制度と評価基準の設定、産業廃棄物処理業の将来ビジョンやこれからの新しいビジネスモデルの提示など、優良処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

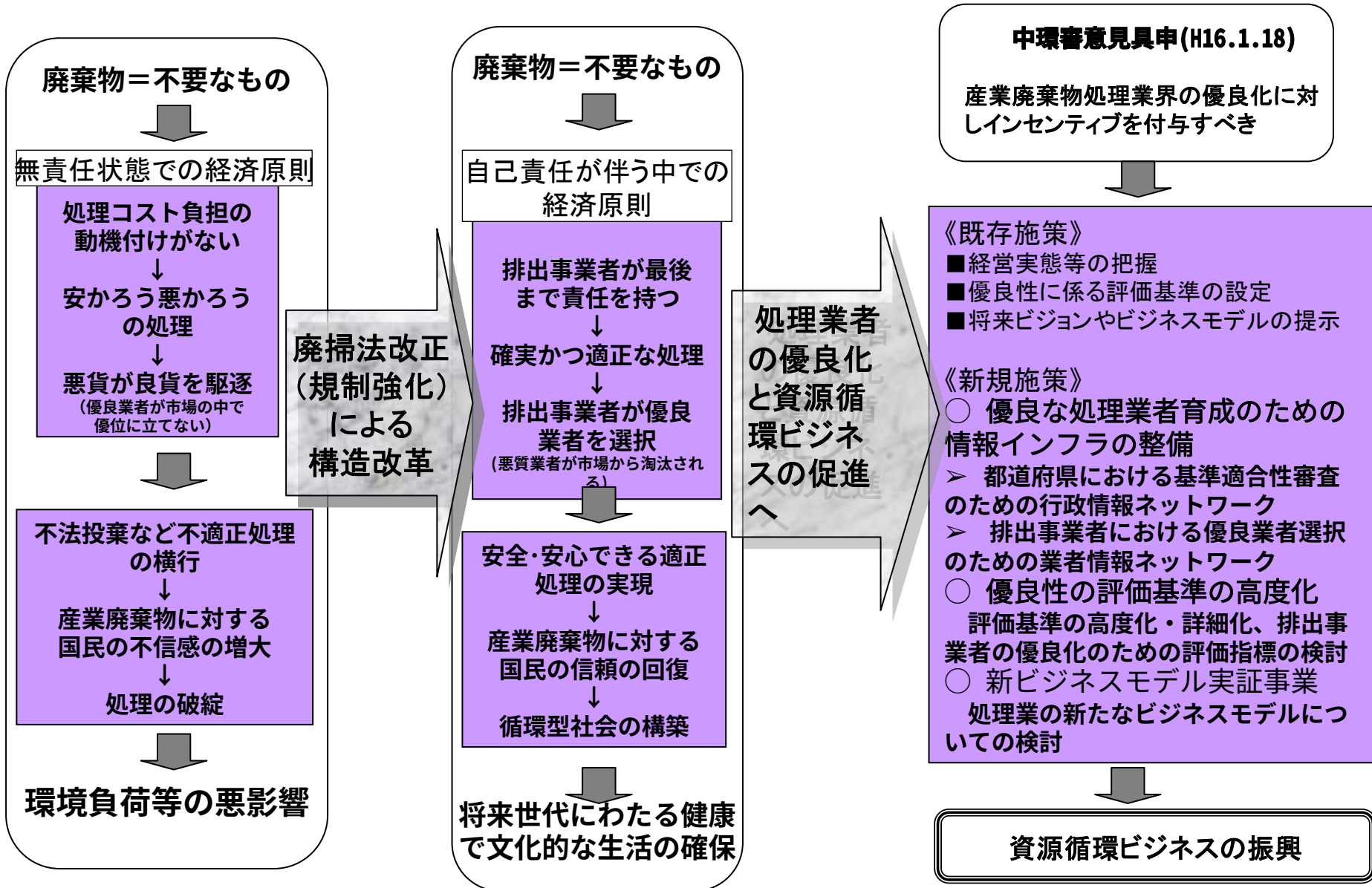
2. 事業計画

- (1) 優良業者育成のための情報インフラの整備
- (2) 優良性の評価基準の高度化等のための調査・検討
- (3) 新ビジネスモデルの検討
- (4) 産業廃棄物処理事業実態調査

3. 施策の効果

- 悪質な業者を淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進
- 産業廃棄物処理ビジネスの振興
- 産業廃棄物の処理ビジネスにおけるリデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進

産業廃棄物処理業優良化推進事業について



廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）

1, 150百万円（1, 150百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1 事業の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。

事業の概要と対象とする分野については、次のとおり。

項 目	研 究 事 業	技 術 開 発 事 業
事業名	廃棄物処理対策研究	次世代廃棄物処理技術基盤整備
対 象	<u>【重点テーマ研究】</u> 社会的・政策的必要性を踏まえテーマを設定し、テーマに即した課題を効率的・効果的に推進 <u>【若手育成型研究】</u> 若手研究者の独立性を確保し、より流動的な環境の中で研究を進められるよう、若手研究者を育成 <u>【一般テーマ研究】</u> 重点テーマ、若手研究者に限らず、廃棄物の適正処理、循環型社会構築に向けた課題を広く選定	循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れ、既に基礎研究、応用研究を終えた段階の技術開発を対象
評価の 基 準	○学術的必要性 ○社会的必要性 ○研究の独創性 ○計画の妥当性 ○実施能力	○技術開発の独創性 ○社会的必要性 ○経済性 ○実施計画の妥当性・実現可能性

2 事業計画

毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、学識者である委員により評価を行う。評価の高い課題を選定し補助対象とする。

(補助率) 定額 (10 / 10 相当)、1 / 2

(補助先) 研究者、法人

3 施策の効果

- 廃棄物を適正に再生及び処分するための処理技術の研究や技術開発等の成果をゴミゼロ型・循環型社会形成の一層の推進に活用できる。
- 社会的必要性の高い研究・開発課題の実用化を図ることにより、産業の発展とそれに伴う雇用創出が見込まれる。

廃棄物処理等科学研究費補助金による研究・技術開発

廃棄物処理対策研究

<研究の対象>

「重点テーマ研究」

- 循環型社会形成推進のための社会システムの分析・評価研究
- 生産・消費段階における廃棄物発生抑制・資源循環システム化技術研究
- 安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究

「一般テーマ研究」

- 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究
- 廃棄物適正処理研究
- 循環型社会構築技術研究

「若手育成型研究」

- 一般テーマ研究と同様の内容について、若手研究者を対象とするもの

対象者：個人（研究機関に属する研究者）
事業期間：3年以内
交付額：年度ごとに1億円以内、
対象額の100%以内
H16状況：応募142件 採択51件

H16予算額：
あわせて1,150百万円

次世代廃棄物処理技術開発

<技術開発の対象>

「廃棄物適正処理技術」

- 廃棄物処理施設関連技術
- 最終処分場関連技術
- 廃棄物不適正処理監視・修復技術等

「廃棄物リサイクル技術」

- 生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術

「循環型設計・生産技術」

- リデュース・リユース・リサイクルに係る循環利用設計・建設・生産技術

対象者：法人
事業期間：1年
交付額：1億円以内、
対象額の50%以内
H16状況：応募24件 採択12件



ゴミゼロ・資源循環型技術研究イニシャティブの推進
環境行政の施策支援 技術水準の向上

(新) 産業廃棄物行政人材育成費

19百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
環境調査研修所

1. 事業の概要

産業廃棄物行政は、基本的に都道府県・保健所設置市によって担われていることから、これら都道府県市の行政担当者の対処能力を向上させることは、産業廃棄物行政における体制整備の一環として極めて重要である。

近年、不法投棄対策の強化等のため、廃棄物処理法や政省令等が頻繁に改正されていること、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題に的確に対処しなければならないことを勘案すると、すべての都道府県市の産廃行政の対処能力を常に一定以上のレベルに保つことが必要である。

また、本年6月に発表された「不法投棄撲滅アクションプラン」の3つの視点の1つである「制度を支える人材の育成」の方策の1つとして、産廃アカデミーによる国と地方の人材育成が挙げられているところ。

このため、国が、都道府県市の産廃新任職員等の集中的な専門的研修（『産廃アカデミー』）を一元的に行う。

2. 事業計画

都道府県市の産廃担当部局新任職員を対象として、講義及び現場実習からなる集中的な専門研修を、環境調査研修所にて実施する。

3. 施策の効果

- 「制度を支える人材の育成」が図られる。
- 実践的かつ専門的な研修を受講することができる。
- 数次にわたる廃棄物処理法や政省令等の改正に対処する産廃行政担当者の事務処理能力の向上
- 悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題への的確な対処

産業廃棄物行政人材育成事業

都道府県・保健所設置市による産業廃棄物行政

- ・数次の廃棄物処理法や政省令の改正
- ・都道府県市の担当行政官は2～3年ごとに人事異動
- ・担当職員の人数が少ないことによる職員の負担

「不法投棄撲滅アクションプラン」
(制度を支える人材の育成)
産廃アカデミーによる国と地方の人材育成

都道府県市内部における事務引継ぎや短期(1～2日間)の研修では、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題に対処することへの困難性

都道府県市の産廃新任職員等を対象とした集中的な専門的研修(『産廃アカデミー』)の実施

- (1) 行政処分や指導に必要な法令の運用ノウハウ習得
- (2) 不適正処理現場における行為者・暴力団関係者等への対処方法(講義、実例を撮影したビデオの上映、現場での実践指導体験)
- (3) 模範的な行政実務マニュアルの習得と指導チームによる評価・改善指導

- すべての都道府県市の産廃行政の対処能力を常に一定以上のレベルに保持。
- 産業廃棄物行政担当者の事務処理能力や不適正処理事案等への対処能力を向上

(新) 産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費

10百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成16年の廃棄物処理法改正において、「環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対し、必要な指示をすることができる」こととされたところ。

このため、青森・岩手県境不法投棄事件のように複数の都道府県にまたがり広域的に発生した不適正処理事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関する現場調査の実施、調査結果に基づく関係地方公共団体間の調整等を行う。

また、環境大臣が広域認定を行った事業者や、PCB廃棄物の保管事業場等への立入検査等も行う。

2. 事業計画

○現地調査等の実施

ア 産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関して現場調査を行う。

イ 環境大臣による広域認定を受けた事業者を対象として、処理施設が認定基準に適合しているか否かを実地にて調査・確認する。

ウ 上記の調査において、現場等で収去した廃棄物、採取した試料の分析（ダイオキシン、特定有害廃棄物、PCB等）を行う。

3. 施策の効果

○産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案への迅速な対応

○環境監視（環境パトロール）活動や現場での即応体制の強化

○環境大臣による広域認定を受けた事業者や、PCB廃棄物の保管事業場等への立入検査等による指導による、効率的な廃棄物処理の確保

産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費

- ・広域的に発生した不適正処理・不法投棄事案
(例・青森・岩手県境不法投棄事件)
- ・環境大臣による広域認定を行った事業者
(基準に適合しているか否かの実地調査)
- ・PCB廃棄物の保管事業場等

廃棄物処理法における国の役割の強化

平成15年改正

「廃棄物の処理が適正に行われるよう、地方公共団体に対して、必要な技術的及び財政的援助を与えること及び広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない」

平成16年改正

「環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理の事案に対応するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対し、必要な指示をすることができる」

- ・環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関する現場調査の実施
- ・関係地方公共団体間の調整

○環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化

(地方公共団体との連携強化、地方環境対策調査官事務所の充実・強化、不法投棄ホットラインの整備)

→ 効率的な廃棄物処理が確保されることを目指す。

1. 事業の概要

不法投棄の拡大防止のためには、早期段階から調査を徹底し、法に基づき迅速かつ厳格な行政処分を実施していくことが必要である。このため、現場調査や関係法令等に精通した専門家集団（弁護士、会計士、技術士等の支援チーム）を設置し、自治体が行う調査等を現場で支援すること等を通じて、不法投棄の拡大防止、支障除去等の実施の徹底を図る。

○不法投棄事案解明・支障除去等の対策の支援

- ・不法投棄関与者等の究明・責任追及
- ・排出事業者責任の有無の調査
- ・効果的な支障除去等の手法に関する検討
- ・行為者等の資産調査の実施

2. 事業計画

不法投棄事案解明・支障除去等の対策の支援（平成15～19年度）

3. 施策の効果

- 不法投棄そのものの抑制及び防止
- 早期対応による不法投棄の拡大防止
- 産業廃棄物の不法投棄に起因する支障除去等の着実な推進
- 産業廃棄物の不法投棄件数、不法投棄量を平成11年度に対し、平成22年度までに半減

不法投棄事案対応支援事業

都道府県等の監視体制の現状（人的要素）

- 不法投棄監視担当者数に限界。
- 専門的知見・技術が十分でない（事案に即して追い込むスキルが不足）。

都道府県等からの要請

支援チーム

警察OB、測量技術者、法律や会計の専門家等で組織。

現地調査支援

- 廃棄物からの投棄者割り出し
- 投棄ルートの特明
- 排出事業者責任の有無の調査
- ……等

- ・ 原因者の究明
- ・ 責任追及

支障除去等支援

- 不法投棄物と規模の把握
- 効果的な支障除去等の手法の検討
- 行為者等の資産調査
- ……等

- ・ 支障除去等への公費の投入減

職員レベルアップ

- 現地における共同調査
- 調査手法の講演
- ……等

- ・ 未然防止、拡大防止の徹底

不法投棄の早期対応・拡大防止

電子マニフェスト普及促進事業費

180百万円（200百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムにおいて、情報の大量処理や通信の高速化に対応できるよう、インターネットを利用したシステムの大幅な改良を図るとともに、普及啓発を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図る。

2. 事業計画

(1) 電子マニフェスト普及促進プランの策定等

電子マニフェストの利用割合の中長期的目標を設定し、この目標を達成するために、利用者の業種・規模別に必要な導入促進方策等の検討を行う。また、普及状況を踏まえて、促進方策等を見直す。

(2) 電子マニフェストシステムの改造

電子マニフェストシステムの高速化・大容量化を行い、利用者にとっての使い勝手を良くするため、インターネットを利用したシステムを構築する。

(3) 普及啓発事業

電子マニフェストの普及促進を図るための、利用者別のビデオや冊子を作成するとともに、自治体の協力を得て一斉キャンペーンを実施し、計画的に普及啓発を図る。

3. 施策の効果

- 廃棄物処理システムの透明性の向上
- 排出事業者の処理責任の認識の徹底
- 排出事業者・処理業者の情報管理の合理化
- 行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

○衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

マニフェストとは

- 産業廃棄物の発生、運搬、処分の流れを排出事業者により自己管理させる目的で導入された。
- 紙マニフェスト又は電子マニフェストにより、排出事業者が運搬・処分の完了を確認
- 行政が事後的に産業廃棄物の流れを監視できる。

➡ 不適正処理の防止に効果的

電子マニフェスト

紙マニフェストに比した利点

- 排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。
- 偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

普及状況

- マニフェストの使用は年間4～5千万件。
うち、電子化比率2%
(15年度実績)
- ハウスメーカー、大手製造業者、全国チェーンのリース業等で最近急速に普及

義務化の問題点

- 数的に多い中小・零細の排出事業者は、事業者ごとの排出量やマニフェストの使用件数は多くないため、電子マニフェストの普及が進んでいない。
- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者がすべて紙マニフェストによる社内管理体制を電子化対応に切り替える必要がある。

普及拡大

目標 (平成20年度末における産業廃棄物量を30%以上)

- ①電子化普及促進プランの策定等
- ②電子マニフェストシステムの高速化・大容量化
- ③普及啓発事業 (ビデオ、冊子、キャンペーン等)

環境と経済の好循環のまちモデル事業（一般会計・石油特会）

2, 5 5 1 百万円（1, 3 0 1 百万円）

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

環境と経済の好循環を実現するまちづくりについて、地域の創意工夫のアイデアを募り、第三者からなる検討委員会によって選定された各地域に対して、以下の事業を集中的に実施した上で、その環境、経済両面の効果を把握、評価し、国の内外に情報提供する。

（1）地域エコ推進事業（一般会計：151百万円）

選定された地域における具体的な事業計画の策定、地域の各主体が連携する協議体の活動（勉強会の開催等）、事業計画に掲げる消費者向けセミナーの開催等のソフト事業の実施、事業の効果の把握と評価を、国の委託事業として実施する。

（2）地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業（石油特会：2,400百万円）

選定されたモデル地域において、環境と経済の好循環を目指して行われる代エネ、省エネに係る二酸化炭素排出削減効果を有する具体的なまちづくり事業（風力発電設備の設置、建物の高断熱・遮熱化等）の実施に要する費用を交付金として交付する。

2. 事業計画

地域の事業計画の策定、事業の実施、事業効果の把握と評価、事業成果の普及を3カ年計画で進める。

なお、本事業は平成16年度から実施している10か所の事業実施地域に加え、平成17年度から新たに10か所の地域で事業を実施する。

平成17年度予算

補助先 民間団体（協議会等）

補助率 定額（2／3上限）

大規模：208百万円×5か所、小規模：45百万円×5か所（新規地域）

3. 施策の効果

本モデル事業を実施することにより、二酸化炭素排出量削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現していく環境保全をバネにしたまちおこしの成功事例を広く国の内外に示すことが可能となり、周辺市町村をはじめ他の地域へのモデル事業の成功例を模範とした事業の普及と拡大が図られ、住民等の幅広い意識の変革にも貢献する。

環境と経済の好循環のまちモデル事業 ～「平成のまほろば」まちづくり事業～

○ 事業のねらい

地域発の創意工夫を活かし、
幅広い主体の参加を得た、
特色あるまちづくり

二酸化炭素排出量の削減等を通じ、
環境を保全

雇用の創出等により、
経済を活性化

環境保全をバネ
にしたまちおこし
のモデル

○ 予算の概要 (全国からの公募により選定された地域において、以下の予算を活用)

実施体制の整備と普及啓発などソフト事業の
実施

二酸化炭素排出量を削減する具体的まちづ
り事業の実施

(石油特会以外の事業の実施)

(一 般 会 計)

- ・地域の各主体が連携する協議体の活動(勉強会の開催、地域資源マップの作成等)
- ・具体的な事業計画の策定
- ・消費者向けセミナーの開催、環境インストラクターの育成、エコショップ等の認定など事業計画に掲げるソフト事業の実施
- ・効果の把握、評価

「地域エコ推進事業」

(石 油 特 会)

- ・風力発電設備の設置
- ・燃料電池、水素供給設備の設置
- ・建物の高断熱・遮熱化、複層ガラスの導入補助
- ・民生部門における代エネ・省エネ機器等による二酸化炭素排出削減実証事業の実施
- ・木質ペレットストーブの導入 等

「地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業」

(例)

- ・エコタウン事業
- ・エコ・コミュニティ事業
- ・エコツーリズム推進事業等

設備設置者は
最低1/3を負担

実施地域：平成17年度選定地域 大規模5か所、小規模5か所(新規)

平成16年度選定地域 大規模5か所、小規模5か所(継続)

予算規模：平成17年度選定地域3か年合計(一般会計/石油特会)

〔1か所当たり 大規模(約2000万円/5億円)、小規模(約1250万円/1億円)〕

平成17年度予算：1.5億円(一般会計) + 24億円(石油特会)

(新)学校等エコ改修・環境教育モデル事業(一般会計・石油特会)

1,030百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

1. 事業の概要

地域社会の基礎単位である学校及びその校区において、環境への負荷の少なく快適な学校環境づくり、学校と地域が協力した環境教育をモデル的に推進する。

(1) 地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(石油特会:1,000百万円)

学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、新エネ導入の最も効果的な組み合わせ(遮光、屋上緑化による断熱など)による施設整備に要する費用の一部を補助する。

(2) 学校等エコ改修と環境教育事業(一般会計:30百万円)

「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業」において適切な技術の組み合わせが行われるよう助言を行い、最大限の効果を得られるようにする。また、学校等エコ改修におけるモデル的な技術の組合せを検討し、これを各自治体技術者、業者に広く普及する。

さらに、各事業対象校で行われるエコ改修を素材として、地域も参加した建築・住まいに関する環境教育に技術支援を行い、それぞれの成果をとりまとめ全国に普及する。

2. 事業計画

施設整備の実施、エコ改修を素材とした環境教育の検討、事業効果の把握と評価、事業成果の普及を3カ年計画で進める。

10カ所の校区で事業を実施。

平成17年度予算(石油特会)

補助先 地方公共団体

補助率 1/2

交付額 100百万円×10ヶ所

3．施策の効果

本モデル事業は、学校や校区内の施設のエコ化による二酸化炭素排出量削減と、これを題材として地域での環境教育の普及、環境建築技術者の育成等を図り、環境負荷の少ない地域づくり、地域における環境保全意識の醸成を促進する。また、建築、造園分野における環境技術を広く普及し、地域での取組の基盤とする。

学校等エコ改修・環境教育モデル事業

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業
(特別会計) 1,000百万円

3年間総額3,000百万円

(1カ所あたり100百万円×10カ所×3カ年)

○学校の施設のエコ化

・改修・改築期を迎えた校舎の環境改修、整備

断熱・遮熱、窓のペアガラス化等躯体の省エネ技術

植樹、壁面・屋上緑化などによる環境改善

太陽光発電等の自然エネルギーの導入

一体的取組

学校等エコ改修と環境教育事業
(一般会計) 30百万円

○エコ改修における技術的調査

・施設のエコ化において適切な技術の組合せが行われるよう指導

・実際の改修によって得られた成果を全国的視点から評価し、モデル的な技術の組合せを検討、全国に普及

○施設のエコ化を素材とした環境教育事業

・学校等での施設のエコ化を素材とした環境教育

・地域住民と連携した学校を中心とした環境教育の実施

・公共施設から民間建物への取組の拡大を促進する環境教育プログラム

・地域の民生部門関係建築技術者への研修

得られる効果

- ★ 学校での環境教育の進展
- ★ 地域が参加した環境教育の展開
- ★ 学校施設からの環境負荷低減
- ★ 建築物での環境負荷に関わる技術者の拡大
- ★ 自然エネルギー等の利用による学校の災害対応機能の強化

(新)我が家の環境大臣事業

150百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

持続可能な社会を構築するためには、国民一人ひとりの自発的な環境保全活動が必要であり、生活の中心となる家庭での環境教育、環境保全活動を推進することは、極めて重要である。

環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として認定し、優秀な家庭を表彰する。また家庭レベルでの活動を推進するために、以下の事業を行う。

①インターネットによるエコファミリー事業

ホームページを通じてエコファミリーを募集し、登録された家庭に対し、活動の記録や環境学習ができるプログラムを提供し、同時に、関連情報やアドバイス等の提供を行う。

②ファミリーエコクラブ事業

地域で環境に優しい活動を実践している家族単位の団体（PTA、町内会、企業等）を登録。家庭用の環境学習教材や情報を提供するとともに、要請に応じ環境カウンセラー等を派遣するなど、アドバイス体制を整備する。

③普及啓発・実践活動事業

地域で環境イベント（活動発表会、環境保全活動の実施等）を開催し、活動の活性化や相互の交流の促進を図る。

2. 事業計画

平成17年度に、インターネットプログラムの構築やファミリーエコクラブ制度等の整備を行い、10年間でエコファミリーに100万世帯が登録することを目標とする。

3. 施策の効果

環境にやさしい活動に取り組む家庭が増加することにより、以下の効果が期待できる。

- ・民間部門におけるCO2の削減
- ・グリーンコンシューマーの増加、環境保全活動への積極的な参加等

我が家の環境大臣事業

インターネットによるエコファミリー事業

- ・地球温暖化防止など、環境にやさしい活動することを宣言する家庭を募集
→ エコファミリーとして登録
- ・家族の取組、CO2削減量等がグラフなど記録
- ・活動アドバイス、エコライフ情報等を提供
- ・レポートを募集し、活動認定・表彰などを実施



エコファミリーの代表者

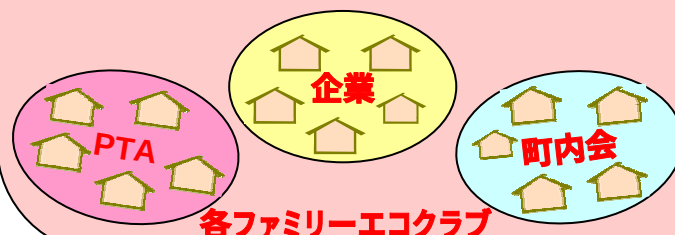
「我が家の環境大臣」



参加

ファミリーエコクラブ事業

- ・地域等での活動を宣言する家族単位の団体を募集 → ファミリーエコクラブとして登録
- ・家族向けの環境教育教材等を作成、配布
- ・活動に対する、専門家のアドバイス体制を整備
- ・優れた活動を行ったクラブを表彰



活動に関する
アドバイス等
etc.

参加

地域におけるイベント(普及啓発・実践活動事業)



- ・地域ごとに地域に見合った環境イベントを開催。
エコファミリー活動発表会、講演会、合同環境保全活動、
ファミリーキャンプ、ファミリー観察会 など
- ・地域における、エコファミリー等の活動を支援し、相互の交流促進の場を提供する
- ・こどもエコクラブと連携したイベントなども検討中



愛知万博における環境教育・環境学習の啓発事業

281百万円（10百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

「自然の叡智」を開催テーマとしている愛知万博（2005年3月25日～9月25日）は環境万博とも呼ばれており、環境省として下記の事業を通して、環境問題・環境配慮の取組に関する普及啓発を行う。

- (1) 環境関連イベント
- (2) 環境省による出展
- (3) 万博エコツアー事業

2. 事業計画

- (1) 環境関連イベント

環境の日（6月5日）に会場内の施設において、環境問題の現状と解決に向けた方向性を、来場者に分かりやすく伝えるイベントを開催。

- (2) 環境省による出展

環境問題・環境配慮の取組に関する普及啓発活動を行うため、会場内（森林体感ゾーン入口）の施設を使用して出展を実施。

- (3) 万博エコツアー事業

万博会場内の環境配慮の取組・施設を分かりやすく伝えるエコツアーや、森林体感ゾーンにおける自然体験を目的としたプログラム等を実施。

3. 施策の効果

「自然の叡智」という愛知万博の開催テーマに沿って、環境問題・環境配慮の取組に関する普及啓発活動を行うことにより、1500万人以上と見込まれている来場者に対して、環境保全に関する意識の高揚を有効に働きかけることが期待できる。

国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業

9百万円（10百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成14年12月の第57回国連総会において、2005年からの「持続可能な開発のための教育の10年」の実施に関する決議が採択され、現在ユネスコが中心となり、関係国際機関、各国政府、NGO等の協力を得つつ、国際実施計画を作成しているところである。

この国際実施計画を受けて、我が国においても「持続可能な開発のための教育」を主体的に展開していくことが求められるが、国内における持続可能な開発のための環境教育についてのガイドラインの策定と普及啓発を行う。

2. 事業計画

- ガイドライン策定のための検討委員会開催
- ガイドライン策定のための関係機関との調整
- 持続可能な開発のための環境教育についての最終的なガイドラインの策定
- 国連持続可能な開発のための教育の10年の普及啓発のための広報活動の実施

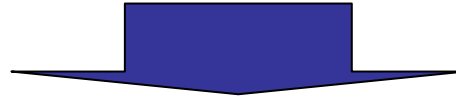
3. 施策の効果

- 2005年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」の着実な実施を推進することにより、国民に広く環境保全の普及・啓発活動を行うことが期待されるとともに、国民、NPO、行政等の各主体間のパートナーシップの連携が強化される。

国連持続可能な開発のための教育の10年の促進事業

ヨハネスブルグ・サミットで我が国が「持続可能な開発のための教育の10年」を提案

- ・H14.12. 国連総会において、2005年1月から、「国連持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案採択
- ・現在、ユネスコがリードエージェンシーとして国際実施計画を作成中
- ・ユネスコの国際実施計画策定後、各国が国内実施計画を策定予定



2005年からの「国連持続可能な開発のための教育の10年」を推進する

- ・ガイドライン策定のための検討委員会開催
- ・持続可能な開発のための環境教育についての最終的なガイドラインの策定
- ・ガイドライン普及のための広報普及活動の実施



ガイドラインの策定、パンフレット等の広報普及活動の実施

環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業 48百万円（70百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

今日の環境問題の解決のためには、環境と経済の好循環を構築していくことが必要であり、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することが重要である。

このため、本事業では、環境報告書等の普及促進や信頼性の向上のための手法の検討、環境負荷の状況を把握するための環境パフォーマンス指標など事業活動における環境配慮を促進するための手法の開発などを実施する。さらに、本年5月に成立した「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）の円滑な施行に必要な環境報告書の記載事項等の検討など環境報告書の作成・公表の支援や環境報告書の利用の促進などの事業を実施する。

2. 事業計画

	H16	H17	H18	H19以降
環境配慮促進法施行事業				
環境パフォーマンス評価手法に係るガイドライン策定調査（H12～）				
環境報告書信頼性向上推進事業				

3. 施策の効果

本施策の実施により環境報告書の普及促進のほか、環境配慮手法の確立が見込まれる。さらに環境情報の利用を促進することにより、事業者の環境配慮の取組が社会や市場から適切に評価されるようになる。これにより、事業者の環境配慮の取組のより一層の促進が期待される。

環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業

事業活動における環境配慮手法の開発

事業活動において環境配慮を織り込み、その成果を適切に把握

環境パフォーマンス評価手法にかかるガイドライン策定調査

- ・環境パフォーマンス評価手法の精緻化

信頼できる環境情報の基盤整備

事業者によって開示される環境報告書等に記載された情報（環境パフォーマンス指標、環境会計等）の比較可能性及び信頼性の向上

環境報告書信頼性向上推進事業

- ・環境報告書審査基準の策定
- ・審査人の育成

社会・市場における評価基盤の整備

現状の課題

- 十分な判断材料がない
- 環境配慮を実践する十分な基盤がない

（新）環境配慮促進法施行事業

- ・環境報告書の普及促進による環境情報の開示促進
 - －記載事項の検討
 - －作成マニュアル
- ・環境に配慮した投資等を促進するなど環境情報の利用の促進
 - －利用者講習会
 - －データベース
- ・環境配慮手法のグローバルスタンダード化促進
- ・環境配慮促進のための企業の社会的責任検討

環境対策に積極的に取り組む企業に対する社会・市場からの高い評価

消費者・投資家・事業者等が投資等で環境配慮を実践

環境配慮の取組に対する高い評価

- －グリーン購入
- －エコファンド など

環境と経済の好循環

事業活動における環境配慮の進展

- －環境マネジメントシステム構築
- －環境報告書作成
- －環境配慮設計 など

事業者等が自らの事業活動の中で環境配慮を実践

ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業

400百万円（350百万円）

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

ナノテクノロジーは最近急速に発展してきている分野であり、第二期科学技術基本計画でも重点分野に指定され、環境分野への応用も期待されている。ナノテクノロジーを環境技術に応用することにより、小型化・高機能化のメリットを活かした革新的な環境技術の開発を目指す。

具体的には、産学官連携により、以下のようなナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。

- (1) 超小型・高機能環境モニタリング技術
- (2) 健康・生態影響の多角的評価システム
- (3) 有害物質の高効率除去膜
- (4) 環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術
- (5) 新たな炭素材料を用いた環境計測機器
- (6) 環境負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステム

2. 事業計画

各技術について5ヶ年間で技術の実用化を図る。

- (1)～(3)：平成15～19年度
- (4)、(5)：平成16～20年度
- (6)：平成17～21年度

3. 施策の効果

(アウトプット)

- ・超小型・高速・高機能な測定分析システムや、高効率・低コストな有害物質除去・浄化技術等の開発

(アウトカム)

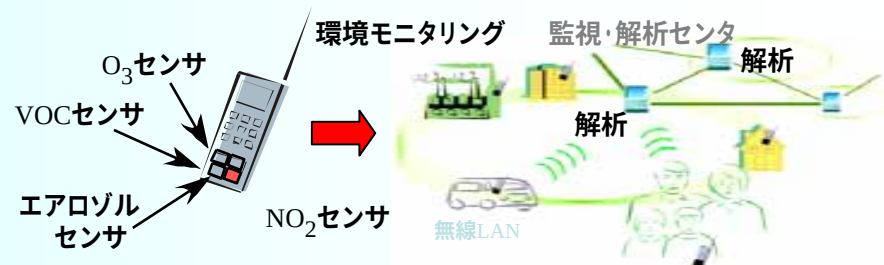
- ・新たな環境産業の創出や活性化に資する。
- ・革新的環境技術により、各種の環境保全施策の高度化が期待される。

環境技術開発へのナノテクノロジーの活用 (その1)

環境モニタリング

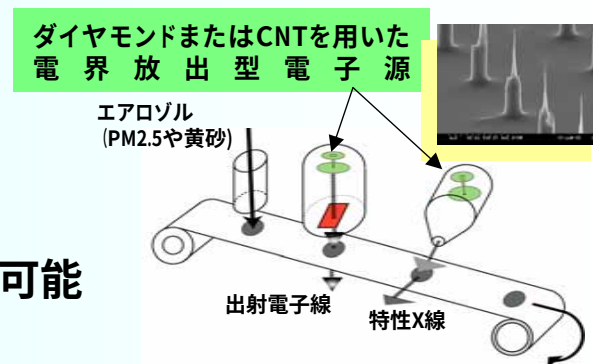
1) 超小型・高機能環境モニタリング技術の開発

→ 個人が身の回りの有害物質の状況を把握し
意識改革・環境配慮型行動様式へ転換



2) 新たな炭素材料を用いた環境計測機器の開発

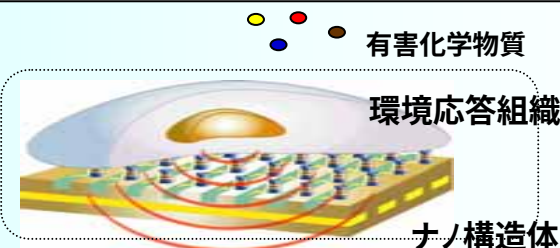
→ 小型で省電力なX線源・電子線源を用いて、
広域・高密度なエアロゾル観測及び現場での非破壊分析が可能



健康・生態影響評価

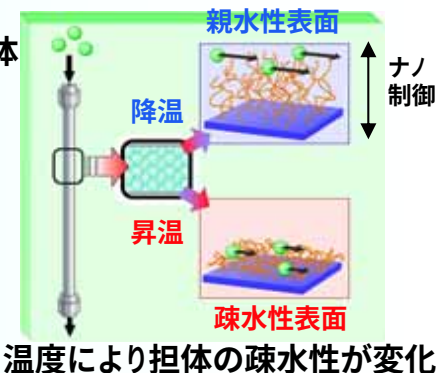
1) 健康生態影響の多角的評価システムの開発

→ 迅速・正確な健康・生態影響の評価により
環境配慮型製品の製造・普及の促進



2) 環境負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステムの開発

→ タンパク質等、有機溶媒下で変性する物質についても、
生体内と同じ状態 (水溶媒下) で分析が可能



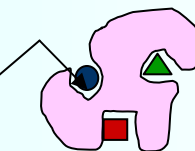
環境技術開発へのナノテクノロジーの活用 (その2)

環境汚染防止対策

1) 有害物質の高効率除去膜の開発

→ 環境ホルモン等の効果的除去のほか、農業排水からの肥料の回収・再利用等への波及効果も期待

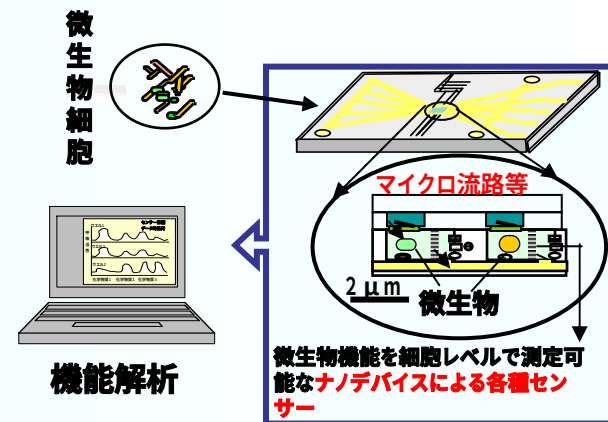
有害物質



分子鑄型

2) 環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術の開発

→ 様々な場所・条件で採取された多数の微生物群の中から、環境保全効果を有する微生物を探し出すことが可能



マイクロ細胞単離・機能解析システム

1. 事業の概要

環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進まない場合がある。

このため、既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者（地方自治体等）が客観的に実証する事業をモデル的に実施する。

2. 事業計画

平成15～19年度の5カ年間、実証を行う技術分野を毎年度新たに追加しつつモデル事業を実施し、環境技術実証の手法・体制の確立を図る。

3. 施策の効果

（アウトプット）

- ・モデル事業終了後（平成20年以降）の本格事業実施に向け、望ましい技術実証の手法・体制を確立。

（アウトカム）

- ・ベンチャー企業等が開発した優れた環境技術の普及が促進されることにより、環境保全とあわせ、地域の環境産業の育成に資する。
- ・地方自治体研究機関等の実証機関としての技術的対応能力が強化される。

【参考】平成15・16年度に実証の対象とした技術分野の例

- ・ 酸化エチレン処理技術分野
- ・ 小規模事業場向け有機排水処理技術分野
- ・ 山岳トイレ技術分野
- ・ 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）
- ・ VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）

環境技術実証モデル事業

プロジェクトの概要

既に適用可能な段階にありながら普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に行う。

研究開発の背景と効果

○環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、自治体や消費者などのエンドユーザーが安心して使用することができないことから、普及が進まない場合がある。

○本事業の実施により、環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の経済活性化が図られる。
○特に、知名度に乏しいベンチャー企業、中小企業等の技術の普及において効果が大きいと考えられる。

年次計画

15年～18年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施
19年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施、モデル事業全体の成果のとりまとめ

参加機関

環境省、地方公共団体、（独）国立環境研究所等

現在の問題点

環境技術の環境保全効果等に関する客観的評価の不足



ユーザーが安心して技術を利用できない



環境技術の普及が十分進まない



環境技術実証モデル事業

先進的環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証し、そのデータを公表



○ユーザーによる環境技術の利用の促進



○環境保全への貢献
○地域の環境産業の発展



環境保全への貢献



環境産業の発展

(新) 環境と交通に関する世界会議in愛知 開催事業

50百万円 (0百万円)

環境管理局自動車環境対策課

1. 事業の概要

- 都市における持続可能な交通環境を実現するため、2005年8月愛知万博事業として名古屋で「環境と交通に関する世界会議in愛知」を環境省、経済産業省、国土交通省等の主催により開催。本事業は「シンポジウム」「くるま・環境・技術2005」「地域フォーラム」の3プログラムを同時開催し、より高い相乗効果を狙う。
- 国内外の著名人、学識経験者、産業界、一般、NGOなどを参集し、万博会場、名古屋大学、名古屋マリオットホテル等を会場として、延べ10,000人以上の参加を見込む。

2. 事業計画

- 世界会議キックオフ：万博会場にて開会式、基調講演を行い、環境と交通に関する先進的な取り組み等について啓発、情報提供を行う。
- 環境と交通に関するシンポジウム：環境に配慮した最新鋭自動車技術、環境配慮型交通システムの導入、市民自らの取り組み方などにつき、各テーマ毎に産学官・国内外の有識者のリードにより議論する。
- くるま・環境・技術2005：環境に配慮した自動車技術、交通技術の情報交換等広く多くの参加者の教育・啓発に繋げる。
- 地域フォーラム：アジア地域における持続可能な環境に配慮した交通システムの実現に向けて、国毎の戦略計画、アジアイニシアティブ、アジアEST戦略の策定について議論する。

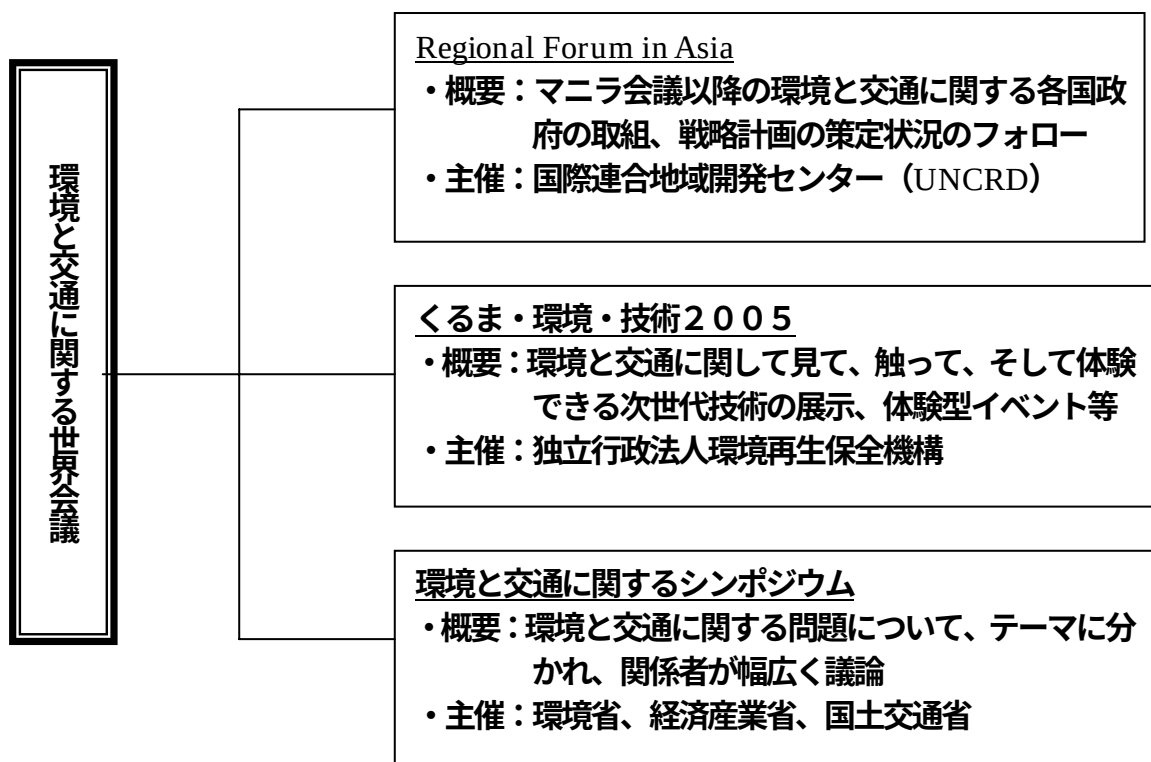
3. 施策の効果

- 国内外の有識者、産学官、NGO、市民など幅広いステークホルダーにより、環境に配慮した交通の実現を目指す。
- アジア諸国、国際機関等とも有機的な連携体制を築き、わが国の経験・知見を活用し、アジア地域の持続可能な交通環境の実現を支援する。
このため、今回の世界会議を契機に「地域フォーラム」が正式発足する。

～日本国際博覧会関連プロジェクト～

環境と交通に関する世界会議 in 愛知

- 主 旨：環境と交通の調和については、世界的に関心が高まってきている中、産学官を問わず様々なステークホルダー等が環境と交通について幅広く議論するとともに、一般市民にこの問題についての関心、啓発を促し、これらの動きを結集し、次へのステップとなる『環境と交通に関する世界会議in愛知』を万博関連プロジェクトとして実施。
- 日 時：2005年8月1日（月）～5日（金）の5日間
- 場 所：万博会場、名古屋市内等
- 参 加 者：アジア諸国、国際機関、自治体関係者、産業界、研究者、NGOなど
- 主 催：環境省、経済産業省、国土交通省、国連地域開発センター（UNCRD）、（独）環境再生保全機構、愛知県
- 後 援：名古屋市、名古屋大学、（社）日本自動車工業会、（財）2005年日本国際博覧会協会、Clean Air Initiative for Asian Cities (CAI-Asia)
- 環境と交通に関する世界会議in愛知組織委員会：
委員長 豊田章一郎日本経団連名誉会長



世界の水環境保全のための国際的活動経費

91百万円（80百万円）

水環境部水環境管理課

1. 事業の概要

アジア水環境パートナーシップ事業は、アジアモンスーン地域を対象として、水質モニタリングや水質汚濁防止技術の優良事例など、水環境管理のための有用な情報を収集整理し、関係諸国と共有可能なデータベースを構築する。

また、今後開催される世界の水問題に関する会議等において、水環境分野における我が国の取組について積極的に情報発信する。具体的には、「第13回国連持続可能な開発委員会（CSD13）」、「第4回世界水フォーラム」、「国連水と衛生に関する諮問委員会」等の会議を活用する。

さらに、世界の水環境分野における我が国の今後の取組の方向性について検討するため、世界の水環境の課題整理、世界の水環境保全に向けた施策検討等の調査研究を行う。

2. 事業計画

	H16	H17	H18	H19	H20
(1) アジア水環境パートナーシップ事業 ・ データベース構築 ・ 技術研修の実施					
(2) 水環境保全活動の情報発信 ・ 国際会議等への参加、報告 ・ 国際会議でのイベント等の開催					
(3) 世界の水環境保全のための調査研究 ・ 世界の水環境の課題整理及び分析 ・ 世界の水環境保全に向けた施策の検討					

3. 施策の効果

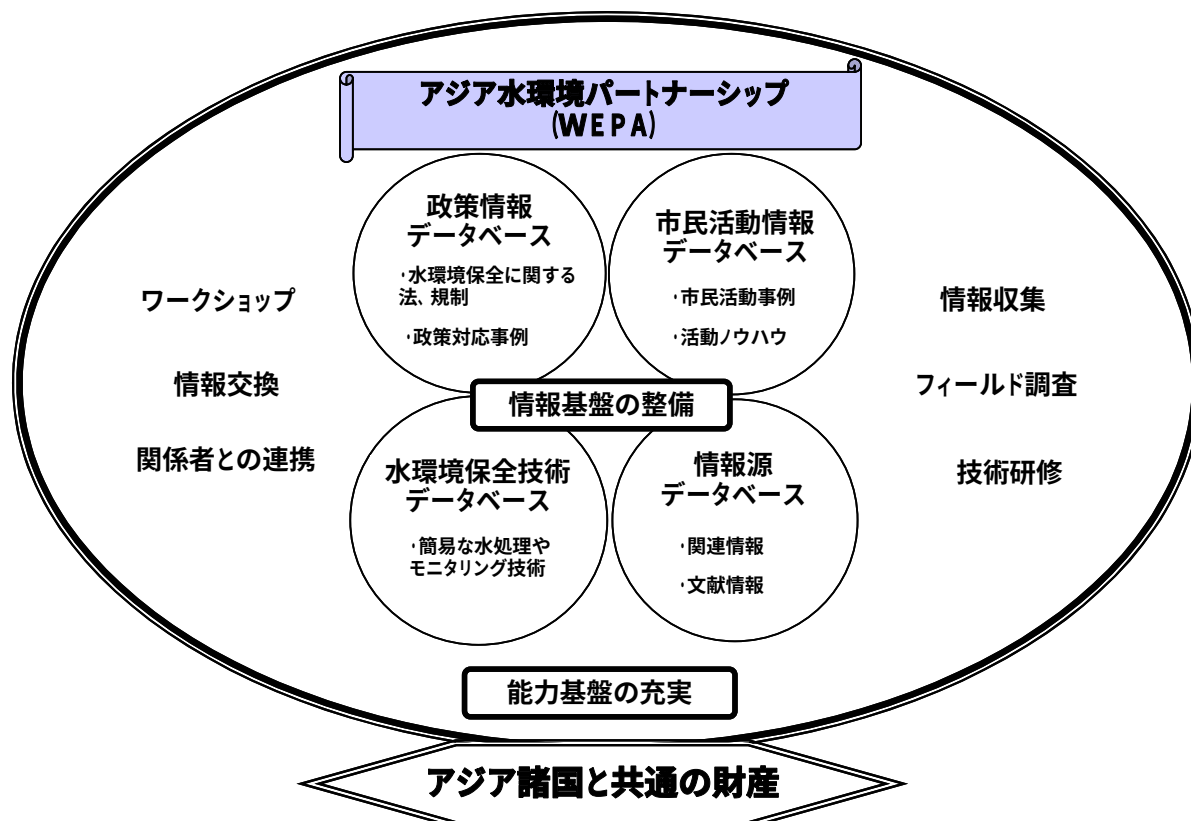
水環境関連情報を共有することにより、アジアモンスーン地域における水環境保全施策がより一層推進される。また、国際会議への参加、世界の水環境問題の調査研究を通じ、世界の水環境分野における我が国の今後の取組の方向性について明らかにすることができる。

アジア水環境パートナーシップ事業 (WEPA)
(Water Environmental Partnership in Asia)

アジアの水問題は危機的状況
しかし、水問題解決の対応が困難

第3回世界水フォーラム

【閣僚宣言】 水環境ガバナンスの強化
キャパシティビルディングの充実
【水行動集】 水問題解決のための自助努力を支援
・アジア水環境パートナーシップ



平成16年度

○情報収集
・文献調査、フィールド調査、
ワークショップ、技術研修

○情報提供
・データベース構築
・関係国の関係者との連携

平成20年度

第4回世界水フォーラム：(H18.3)

プロトタイプの公開

第5回世界水フォーラム：(H21.3)

WEPA総合評価発表

世界の水環境保全のための主な国際会議

国連持続可能な開発委員会 (CSD)

1992年6月に開催された「環境と開発に関する国連会議 (地球サミット)」で設置が決まった国連の組織。2005年4月には13回目のCSD13を開催予定。「水、衛生、人間居住」の今後の取組について協議予定。

世界水フォーラム (WWF)

水に関する国際NGOである世界水会議が、3年毎に開催している会議。第1回(1996年)はモロッコ、第2回(1999年)はオランダ、第3回は2003年3月に日本で開催。第4回は2006年3月にメキシコで開催予定。

国連水と衛生に関する諮問委員会

2004年3月22日の国連世界水の日、に、アナン事務総長が設置を発表。議長の橋本龍太郎元総理をはじめとして、各界の経験豊富な人々で構成される。第1回の諮問会議は、7月22日～23日にニューヨークの国連本部で開催。

世界の水環境保全に向けた施策の検討

早急な対応が必要とされる代表的事例

(アジアモンスーン)
公共用水域の水質汚濁等
(中央アジア)
カザフスタンにおけるアラル海の面積減少及びヌラ川水銀汚染等
(南アジア)
バングラデシュの地下水ヒ素汚染等
(中東)
淡水資源の確保 (海水淡水化) 等
(東欧)
ルーマニア、ブルガリアの国際河川の水質汚濁等
(アフリカ)
チャド、シエラレオネにおける安全な水の確保等
(戦後復興国)
イラクの復興支援等

世界の水環境保全に向けた施策の検討

上記の事例分析を行うことなどにより、水質改善に向けた共通の課題を抽出するとともに、課題の解決に向けた国際的な取組のあり方を検討する。

(新) アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ (APFED II) 活動推進費	128百万円 (0 百万円)
---	------------------------

地球環境局総務課

1. 事業の概要

アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) はアジア太平洋地域にふさわしい、より衡平で持続可能な発展のモデルを提示することを目的にエコアジア2001において設立され、橋本龍太郎元首相を議長に、ハイレベルの有識者による議論を行い、平成16年12月には、具体的な取組の提言を含む、最終報告文書を採用した。最終報告文書の中では、APFEDが今後、持続可能な開発に関する「知識管理」と「革新の促進」を推進するアジア太平洋地域の一つのセンターとして活動していくというセカンドステージに移行することを提案している (APFED II)。

平成17年度以降は、この提言が、アジア太平洋地域全体で実行されるよう支援することが重要である。このため、提言の周知を目的とした啓蒙活動を行う。また、あらゆるレベルでステークホルダーの交流を図り、提言の実行に向けての情報共有・意見交換を進める。さらに、取組の優良事例や研究開発成果などの知識の共有化を促進する。

2. 事業計画

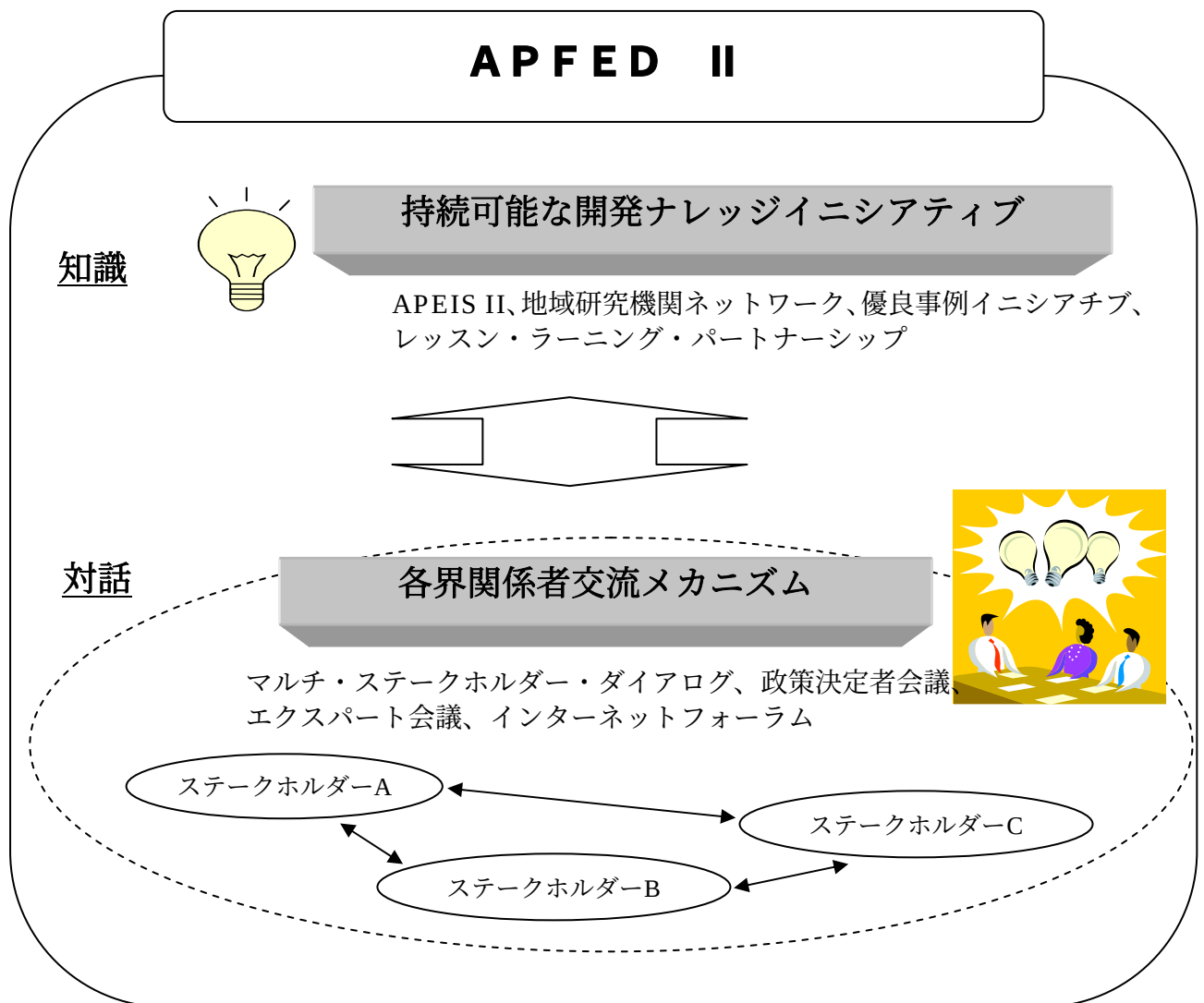
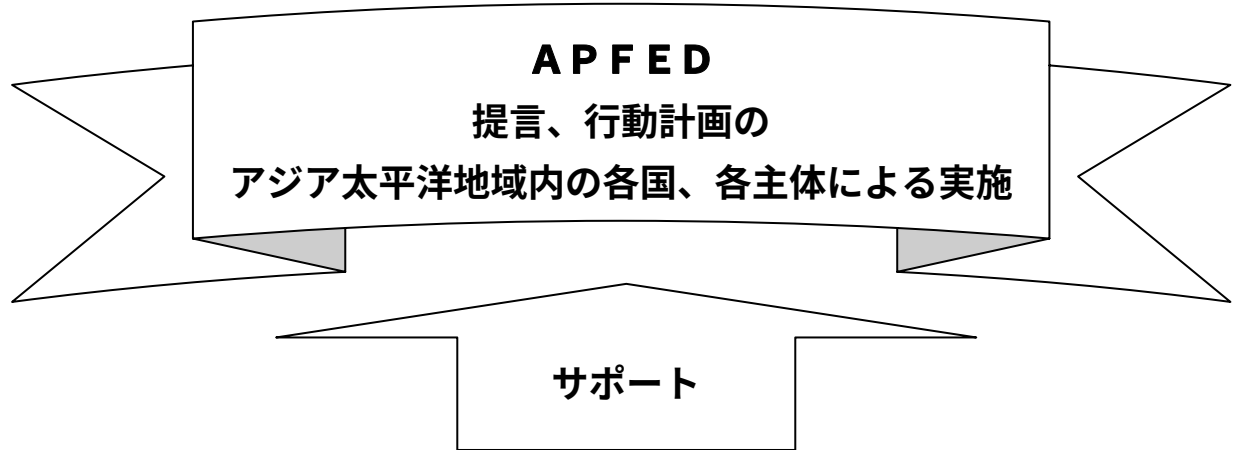
	H17	H18	H19	H20	H21
I. APFEDの提言の周知、啓蒙					
II. APFED II					
1. 各界関係者交流メカニズム					
2. 持続可能な開発ナレッジイニシアティブ					

3. 施策の効果

APFEDの提言の周知、啓蒙や、地域内の各国政府、関係国際機関、NGOや企業など多くの主体間の開かれた対話を進めることにより、APFEDの提言実施に向けた意識を高めるとともに、取組事例や研究成果を集積し、提言を実施する取組に必要な知識を地域内に提供する。これらを通じて、アジア太平洋地域環境共同体構想の長期的方向性についての体系的な検討に資する。

こうした支援を進めることにより、APFEDの提言及び行動計画のアジア太平洋地域のあらゆる主体による実施が図られ、地域の、ひいては世界の持続可能な社会の形成に貢献するものとなる。

APFED II の全体構成



(新) イラクに対する環境協力推進費

20百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

イラク環境省をカウンタパートとする環境分野における支援プログラムを中長期的な視点にたって作成するため、以下の事業を行う。

(1) 文献・資料の整理

戦争後のイラクの環境について調査を実施している国連環境計画(UNEP)等の国際機関や米国国際開発庁(USAID)等の二国間援助機関(ドナー)によって公開されている文献・資料を収集・整理する。

(2) 国際機関・二国間援助機関からのヒアリング調査

イラクへの環境協力・支援に係る二国間援助機関及び国際機関等の動向を関係機関を訪問し、情報収集する。

また、国内外のNGOが、イラクに対して実施している支援の内容についても把握する。

(3) イラク環境省担当者からのヒアリング及び現地調査

イラク国内で環境担当者から水質汚染、大気汚染、廃棄物管理、湿地保全等についてヒアリングを行うとともに、現地調査を実施する。

また、イラク環境省の政策担当者を日本に招聘し、環境分野での中長期的協力プログラム策定のためのヒアリング等を行う。

(4) 我が国の環境協力プログラムの検討・策定

上記の調査結果に基づき、我が国のイラクにおける中長期的な環境協力プログラムについて、有識者で構成する検討会において検討し、策定する。

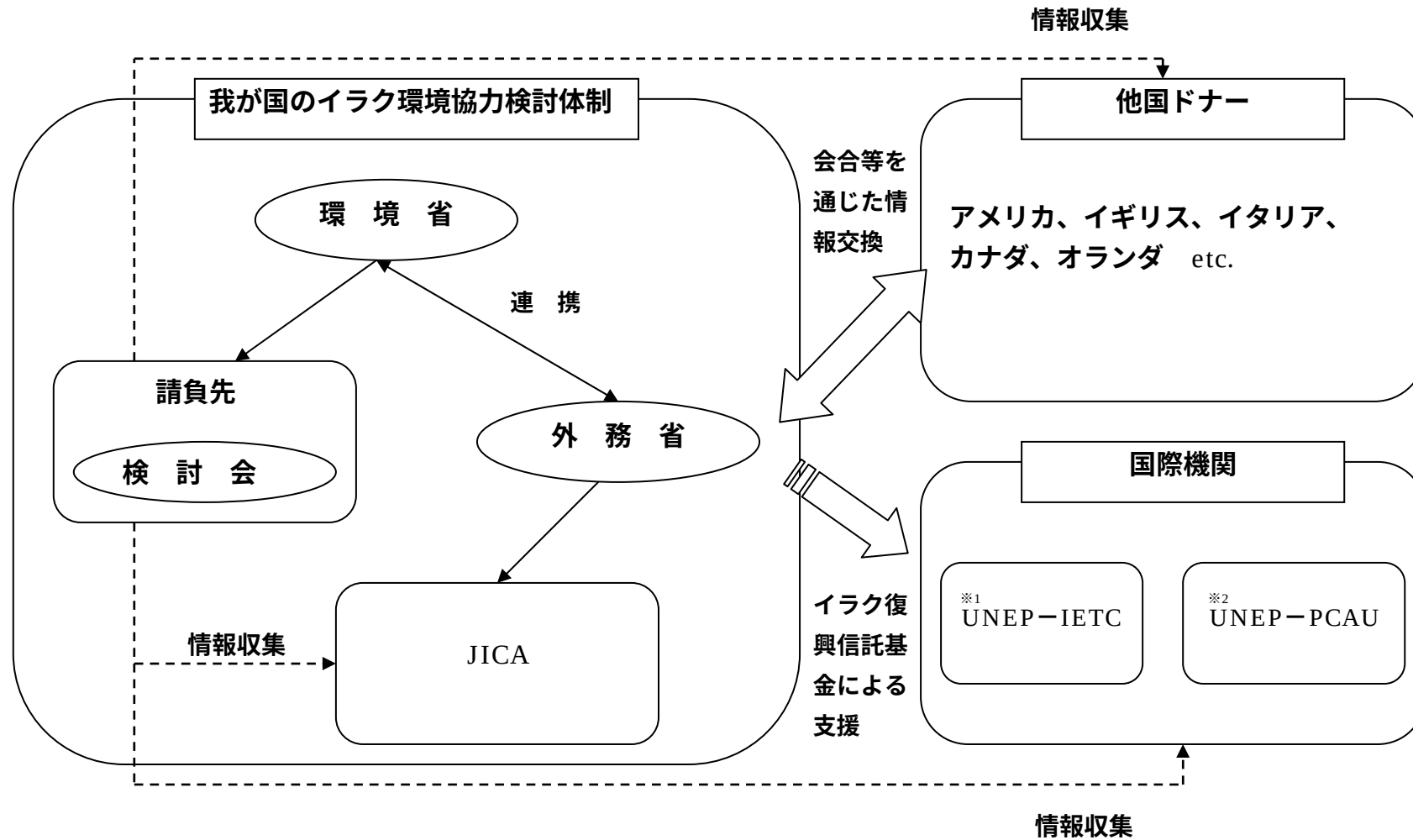
2. 事業計画

平成17年度限りの事業

3. 施策の効果

イラク復興支援の一環として、環境分野に係る協力・支援の方策及びその具体化の可能性を検討し、イラクにおける中長期的な環境協力プログラムを策定し、イラクの環境面での復興支援に貢献する。

イラクに対する環境協力



※1 UNEP-IETC: 国連環境計画 国際環境技術センター

※2 UNEP-PCAU: 国連環境計画 紛争後評価ユニット

(新) 集水域の酸性化メカニズム解明調査費 (酸性雨調査研究費の内)
35百万円 (0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

今般、過去20年間の酸性雨対策調査をとりまとめたところ、岐阜県伊自良湖等への流入河川や周辺土壌において酸性度の増加等酸性雨の影響が疑われる理化学性の変化が認められるケースが見つかった。これらの変化はいずれも直ちに人の健康並びに流域の植物及び水生生物等に影響を及ぼすレベルにはないものの、こうした集水域については引き続き重点的な調査を行う必要がある。このような背景のもと、以下の事業を実施する。

- 酸性雨に対し耐性が弱いと考えられる伊自良湖等の集水域に関し、耐性
に影響を与える地質の風化速度等の基礎的実験データ並びに林内雨等の
酸性降下物や樹木の年輪等の生態影響の測定データを取得し、解析
- 過去のモニタリング結果等も活用し、集水域における物質収支を考慮し
た土壌・陸水酸性化のプロセスを解明
- 以上の結果から、酸性降下物と集水域の物理化学的变化と植生変化を関
連づけた陸域影響予測モデルを作成し、今後の影響発現について予測

2. 事業計画

項 目	内 容	17年度	18年度	19年度
岐阜県伊自良湖及び島根県蟠竜湖等全国の脆弱集水域の重点調査	土壌・植生 重点調査、 酸性化メカ ニズムモデ ル化			

3. 施策の効果

我が国の湖沼集水域における、土壌植生等の生態系の変化や酸性化の原因及びメカニズムが解明される。さらにこれを受けて、今後の我が国における酸性雨影響発現についての予測を行い、その未然防止に資する。

集水域の酸性化メカニズム解明調査

伊自良湖で問題になっていること

- ・ 流入河川の酸性化 (pH低下: 7.2 → 6.8)
- ・ 周辺土壌の酸性化 (pH低下: 4.8 → 4.1)

長期化



- ・ 湖沼酸性化 → 水生生物への影響
- ・ 植生への影響

モニタリング

森林・土壌

土壌の風化速度
土壌の層厚
林内雨、樹幹流
林外雨
年輪調査

酸性雨

湿性沈着
pH、硫酸イオン
硝酸イオン 等
乾性沈着
二酸化硫黄
窒素酸化物
オゾン 等

流入河川

水質 (pH等) 変化

湖 沼

水質 (pH等) 変化

目 的

酸性化の原因・メカニズム
の解明

モデル化

影響予測
モデル

今後の酸性雨
影響発現につ
いての予測

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年、中国を始め、韓国、日本でも被害が急激に拡大している黄砂は、日本、韓国、中国及びモンゴルの共通関心事項であり、16年12月に開催された4カ国環境大臣会合（東京）においても、積極的に取り組んでいくことが合意された。現在、これら4カ国及びUNEP等の国際機関による国際共同プロジェクト「ADB-GEF黄砂対策プロジェクト」が実施されているところ。これを受けて、国際的な連携の下、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワークを確立し、各国における効果的な対策実施を促進する必要がある。このような背景のもと、以下の事業を実施する。

- 国内における専門家等により、黄砂モニタリングについて中長期的に取り組むべき内容を検討
- 国際プロジェクトの提唱によるライダー（レーザー光線により、上空の黄砂の分布をリアルタイムで観測する装置）ネットワークで得られたデータを、日本、韓国、中国、モンゴルの4カ国で検証・交換を行う枠組について、国際ワークショップ等を開催し、その枠組を検討
- ライダーネットワークにより得られたデータの具体的な検証作業は、観測機器の早期診断プログラムの設計・導入生データの解釈に係るマニュアル作成、地上観測データとライダーデータとの比較

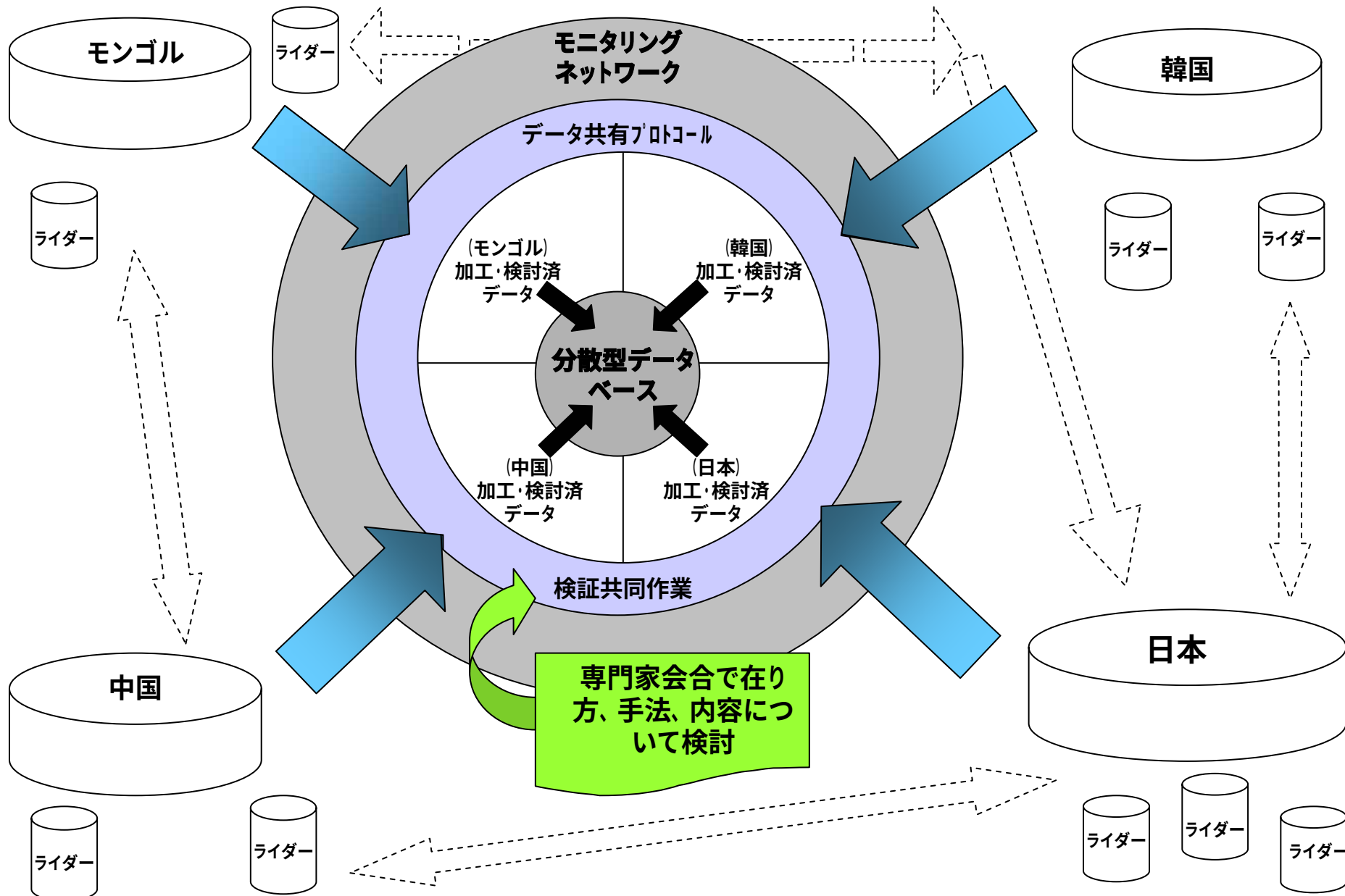
2. 事業計画

項 目	15・16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
ライダー装置による黄砂モニタリングネットワークの整備、運営						
黄砂モニタリングネットワークの確立						

3. 施策の効果

黄砂に関するモニタリングデータの検証作業を国際的に行うことにより、信頼性のある正確なデータを得ることが可能となり、予測や一般市民への周知等への利用の一層の促進及び関係国における対策の推進に資する。

黄砂モニタリングネットワーク (イメージ図)



ロンドン条約 96 年議定書国内対応事業費 39 百万円（15 百万円）

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

廃棄物の海洋投棄に関する規制を強化したロンドン条約 96 年議定書の内容を踏まえ、海洋汚染防止法の改正が先の通常国会で行われ、5 月に公布されたところ。新法施行（公布日より 3 年以内）までの間に、新制度の運用が速やかに開始できるよう体制を整えておくことが必要。

(1) 環境影響評価にかかる基礎情報の収集

廃棄物の海洋投入処分海域の現状を把握するための調査を実施。

(2) 審査業務に必要な情報の効率的整備・更新

審査に必要となる情報を統一的に管理し効率化を図る。

(3) 新制度の事業者等への情報提供・周知徹底

説明会の開催。許可申請、海洋監視等に必要な情報をホームページで提供。

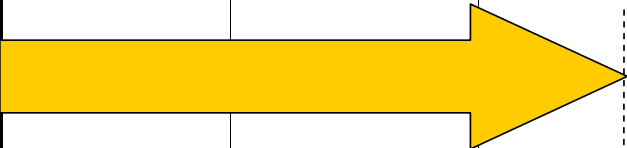
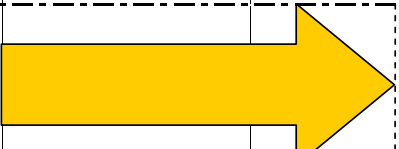
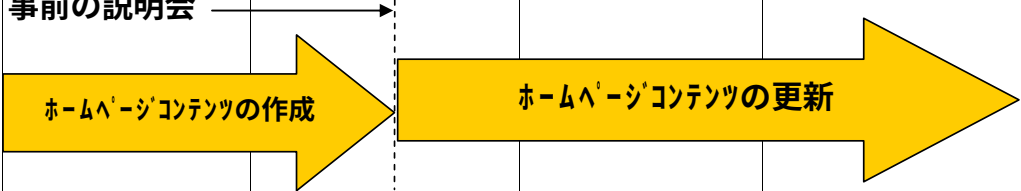
2. 事業計画

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度～
環境影響評価ガイドラインの作成 等					
環境影響評価にかかる基礎情報の収集					
審査業務に必要な情報の効率的整備・更新					
新制度の事業者への情報提供・周知徹底					

3. 施策の効果

ロンドン条約 96 年議定書に対応した国内制度等が整備され、国際的な責務を果たすとともに、海洋汚染の予防に資する。

ロンドン条約96年議定書国内対応事業費

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度以降
実施事項						
整備 議定書に対応した国内体制の	○海洋投入処分量削減努力の審査方法の確立					
	○環境影響評価ガイドラインの作成					
	○モニタリングガイドラインの作成					
改正 な許可海洋汚染防止法による新たな制度の整備	○環境影響評価にかかる基礎情報の収集					
	○審査業務に必要な情報の効率的整備・更新					
	○新制度の事業者等への情報提供・周知徹底					

許可申請受理開始 (予定)

（新）漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費

19百万円（0百万円）

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

漂流・漂着ゴミは、海浜景観を損なうだけでなく、海洋環境の保全の面からも国際的に問題視されている。我が国の海岸にも日本海側を中心として外国から漂着したゴミが見られるが、この問題へ対応していくには、近隣諸国や国連環境計画等と協調した取り組みを行っていくことが必要不可欠である。

このため漂流・漂着ゴミの削減に向けた国際的な協力関係を構築することを目的として、以下の調査等を実施する。

（1）漂着ゴミの実態調査

我が国海岸への海外からの漂着ゴミの実態調査を行う。

（2）漂流・漂着ゴミの予測手法検討

ゴミの漂流ルート等を推定するシミュレーションモデルを構築する。

（3）漂流・漂着ゴミ問題に関するホームページコンテンツ及びリーフレットの作成

現状の問題等を紹介し、国民及び近隣諸国への啓発を図る。

（4）国際ワークショップ等の開催

中国、韓国、ロシアや国連環境計画の北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）との協力の枠組みの構築を図る。

2. 事業計画

検 討 事 項	17年度	18年度	19年度
①漂着ゴミの実態調査			
②漂流・漂着ゴミの予測手法検討			
③ホームページコンテンツ、リーフレットの作成			
④国際ワークショップ等の開催			

3. 施策の効果

漂流・漂着ゴミに関する関係国間の共通認識が形成され、削減に向けた国際的な協力関係が構築される。

漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費

ゴミの漂流予測シミュレーションモデルの構築

実態調査のデータをインプット

・シミュレーションモデルの
精度向上

シミュレーションモデルの精査

漂着ゴミの実態調査

- ・発生源の推定
- ・漂流経路の推定
- ・我が国における漂着量の推定
- ・漂着ゴミの調査手法確立

国際ワークショップの開催 関係諸国等から専門家を招請)

専門家レベル
の会合の成果
を活用

政府担当者レベルの会合の開催

漂流・漂着ゴミの削減に向けた
国際的な枠組みを形成

国内外への啓発

ホームページの開設、リーフレットの作成

国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)推進事業 47百万円(23百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 「国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)」は、サンゴ礁、藻場、マングローブなどの保全を目的とした国際協力の枠組で、「日米コモンアジェンダ (平成8年)」を契機として日米豪仏等により開始されたものであり、現在、40ヶ国及び40機関が参加。
- (2) 平成16年6月には、沖縄において「国際サンゴ礁シンポジウム」が開催され、世界のサンゴ礁劣化の危機的状況を踏まえ、ICRIの活動の推進のほか、サンゴ礁の多角的・継続的な調査、モニタリングの推進を強く求める「沖縄宣言」が採択された。
- (3) ICRIの事務局は参加国が持ち回りで担うことになっており、上記の経緯を踏まえ、次期 (平成17年7月～19年6月) は我が国とパラオ共和国が共同で事務局を担当することとなった。
- (4) このため、事務局国として、総会の定期開催やウェブサイトの管理運営等を担う。また、サンゴ礁を持つアジア・太平洋地域の先進国として、サンゴ礁モニタリングの推進や、国際的に保全すべき重要浅海域のリストの作成等を主導的に行う。

2. 事業計画

- (1) 「国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)」事務局運営 (平成17～19年度)
- (2) サンゴ礁モニタリング推進、データベース作成 (平成17～19年度)
- (3) 重要浅海域リストの作成 (平成17～19年度)

3. 施策の効果

ICRI事務局の運営等により、今後のサンゴ礁保全の方向性を決定するとともに、サンゴ礁保全の重要性について国際的理解を高めることができる。

さらに、ICRI関連で、サンゴ礁モニタリングを推進し、重要浅海域リストを作成すること等により、世界のサンゴ礁を含む浅海域の保全活動が促進されるとともに我が国の国際的評価が高まる。

国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) 推進事業

～世界のサンゴ礁保全のリーダーシップ～

危機にある世界のサンゴ礁保全と再生に向けた沖縄宣言

「第10回国際サンゴ礁シンポジウム」において採択

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) を中心とした国際協力の推進
- ・モニタリングの推進

ICRIの推進

ICRI事務局の実施

平成17年度からパラオ共和国と共同で、ICRIの事務局を担当し、世界のサンゴ礁保全の方向性を決定

- ・総会 (年2回) の開催
- ・ウェブサイトの管理
- ・途上国の支援



ICRI関連活動の推進

サンゴ礁モニタリングの推進:

- ・各国のモニタリングデータの収集
- ・データベースの構築

＊国際サンゴ礁モニタリングセンター (沖縄) 及びパラオ国際サンゴ礁センターを中心に実施

重要浅海域リストの作成:

- ・ワークショップの開催
- ・重要サンゴ礁リストの作成



我が国のODA及び民間海外事業における環境配慮強化調査費

10百万円（10百万円）

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

- ・ 東南アジア地域での日系企業の環境配慮に関する具体的取組や経験を事例集等に取りまとめ、既に途上国において事業活動を行っている企業や進出予定の企業に情報を提供する。
- ・ ODA事業や民間企業が公的支援を得て行う海外事業における環境配慮に関して、以下の調査等を行い、我が国の援助実施機関、民間企業、開発途上国の環境当局等に情報提供する。
 - 環境配慮手続きの国際的動向の調査
 - 国際的な水準に沿った具体的な環境保全対策技術の手引きの作成

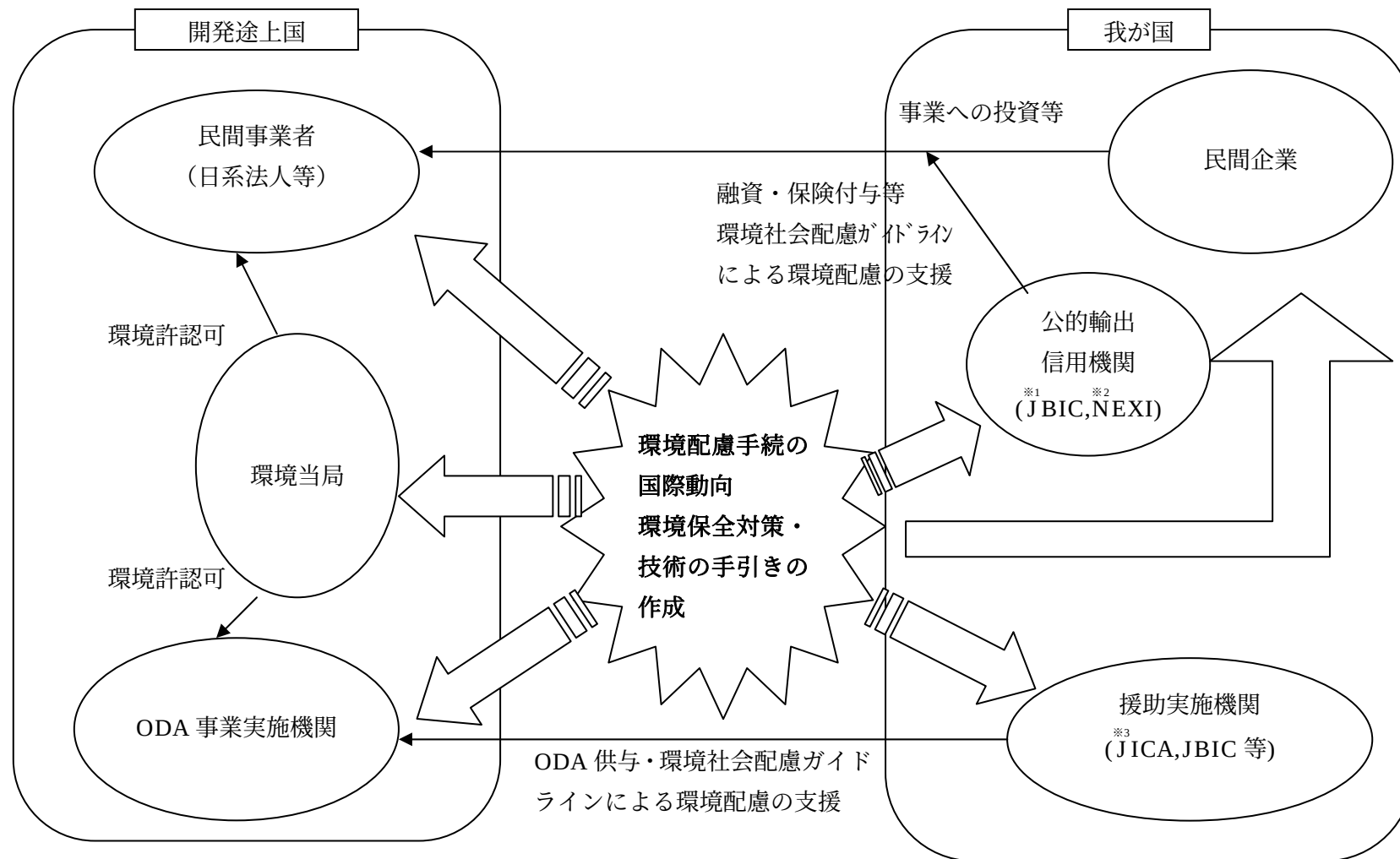
2. 事業計画

（4カ年計画）	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
○東南アジア地域での環境分野毎の取組に関する現地調査等	←	→		
○検討会での総括的検討			←	→
○ODA等の環境配慮手続きの国際的動向調査	←	→		
○環境保全対策・技術の手引きの作成		←		→

3. 施策の効果

- ・ 東南アジアに進出する日本企業の環境配慮の円滑な実施と水準の向上
- ・ ODA事業等における環境ガイドラインに沿った環境配慮の着実な実施

ODA及び民間海外事業における環境配慮の強化



※1 JBIC：国際協力銀行

※2 NEXI：独立行政法人日本貿易保険

※3 JICA：独立行政法人国際協力機構

(新) 環境ODAによる環境改善効果に関する評価・分析調査
(21世紀初頭における環境・開発統合支援戦略策定費の内)
6 百万円 (0 百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

開発途上国における環境と開発の統合を効果的に支援するための一環として、これまで実施してきた環境ODAについて、大気汚染対策や自然修復など比較的対策効果が見えやすい分野を抽出し、実施後ある程度の期間を経て、効果が定着したプロジェクトを対象に、環境ODA実施による環境改善効果について、具体的なデータを把握してプロジェクトの評価・分析を行う。

2. 事業計画

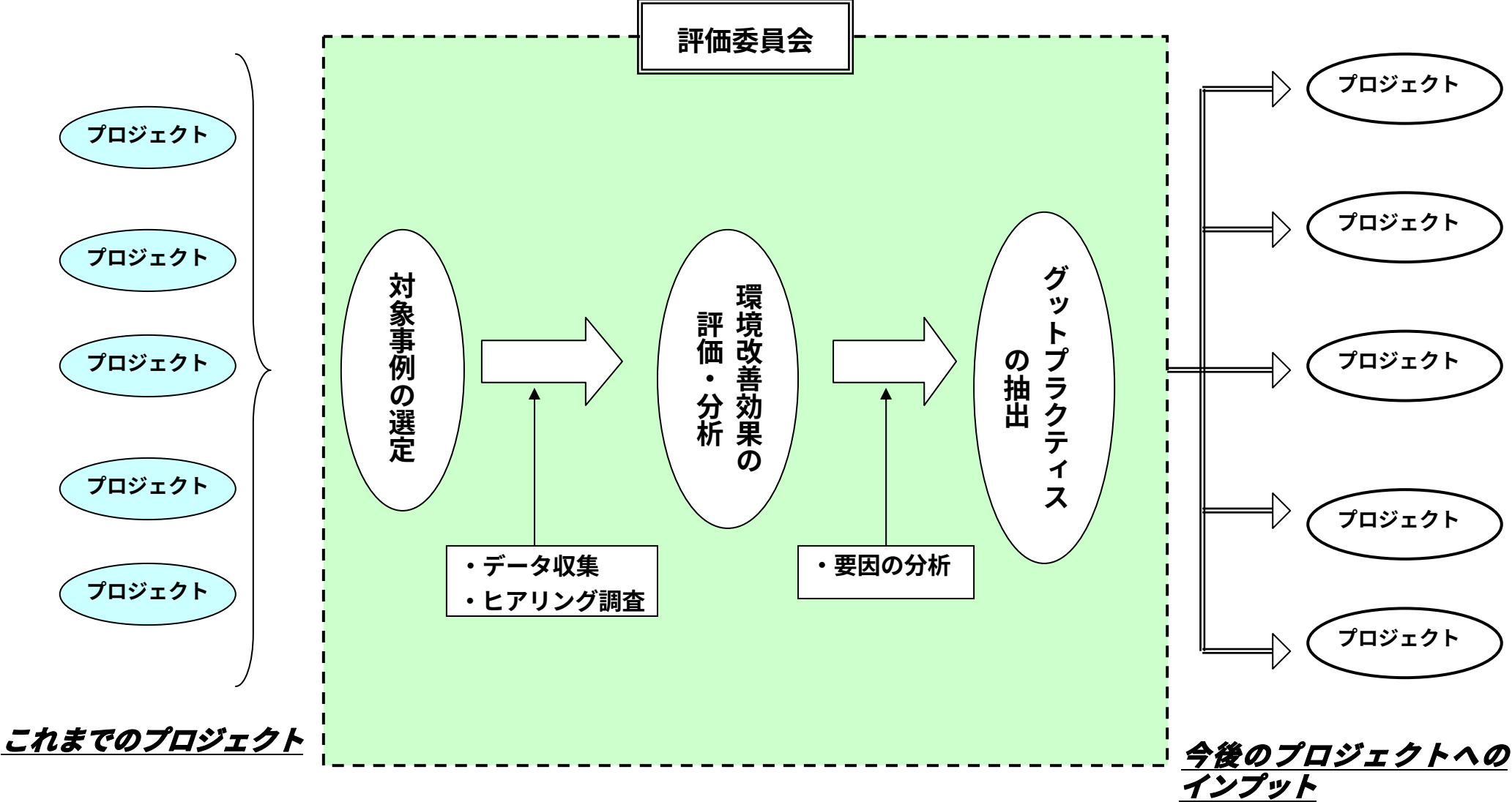
(17年度)

大気汚染対策や自然修復など、比較的対策効果が見えやすい分野からプロジェクトを抽出して評価する。

3. 施策の効果

これまで実施の環境ODAについて、評価・分析を行い、また、環境ODA実施における教訓を取りまとめることにより、今後の環境ODAの効果的・効率的な実施に資する。

環境ODAによる環境改善効果に関する評価・分析調査のイメージ



地球環境研究総合推進費（競争的資金）

3, 015 百万円（3, 015 百万円）

地球環境局 総務課 研究調査室

1. 事業の概要

地球環境問題への適切な対応には、正確かつ最新の科学的知見が重要な役割を担っている。本経費は、地球環境問題の解決に対し科学的側面から貢献することを目的としており、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨など、様々な地球環境問題を対象とし、産学民官の研究機関に所属する研究者から、提案公募方式により研究課題を募っている。

本経費については、科学の振興という観点とは異なり、地球環境保全政策の科学的な支援という観点を第1に指向し、地球環境保全に関する関係閣僚会議が策定する「地球環境保全調査研究等総合推進計画」との整合性を図りつつ、学際的・国際的な観点からの運営を図っている。

平成17年度は、専属プログラムオフィサーの確保、温暖化影響の総合評価プロジェクトの開始、間接経費の新規採択課題への導入などを図る。

2. 事業計画

1 研究課題当たりの研究期間は3～5年間。新規、継続含め、16年度の場合は46の研究課題を実施中。継続予定の研究課題については中間評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分へ適切に反映させつつ、研究を実施する。

新規研究課題については、研究テーマを公募しその中から課題を選定するボトムアップ型のシステムのほか、トップダウン型のシステム（研究テーマや代表者を事前に定めた上で、細部を公募し競争的に選定する仕組み）の拡充・活用を図り、温暖化の危険な水準及び安定化レベルに関する政策判断のための科学的知見を提供することを目指した温暖化影響の総合評価プロジェクトに着手する。

3. 施策の効果

研究成果は、地球温暖化対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるとともに、IPCC等の国際的取り組みに貢献する。更に最新の研究成果を判り易く広報することにより、地球環境問題の普及啓発に貢献する。

地球環境研究総合推進費 (平成2年度～)

背景と目的

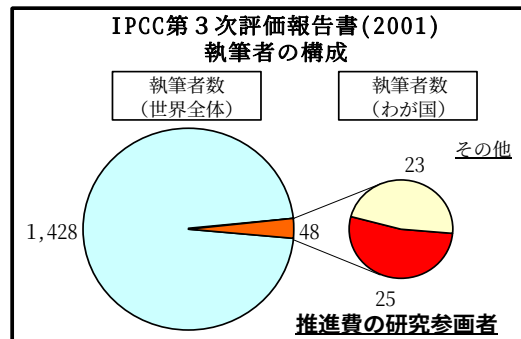
- ・地球環境政策の立案・推進には、
科学的な裏付けや科学的なデータが不可欠
- ・地球の温暖化をはじめ、様々な地球環境問題が深刻化
→問題解決に向けた取り組みとして、科学研究は有効かつ重要なものの一つ

地球環境政策を科学的に支える研究を、総合的に推進し、地球環境問題の解決に寄与

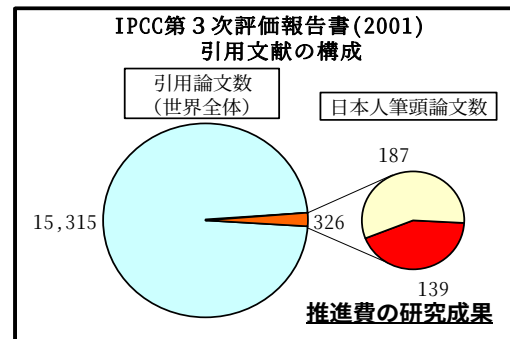
IPCC (気候変動に関する政府間パネル) : 地球温暖化に関する最新の科学的知見をまとめ、温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的として1988年に設立された国連の組織

制度の特徴

- ・わが国の研究資源の総力を結集し、チャレンジングな研究を推進するための**政策反映指向型競争的資金**
- ・**地球環境保全に関する関係閣僚会議**の作成する「**地球環境 保全調査研究等総合推進計画**」と整合性を図りつつ、
- ・**ボトムアップ的な仕組みとトップダウン的な仕組みの双方を活用し、地球環境研究を総合的に推進**
→**トップダウンプロジェクトとして「温暖化影響の総合評価プロジェクト」を新たに開始**
- ・**推進費専属のプログラムオフィサー (PO) を確保し、研究者に対する指導助言体制を強化**



わが国の主な研究者が推進費研究に参画



推進費研究成果はわが国による貢献の主を占める

期待される成果

- ・例えば温暖化対策において、**京都議定書の第2約束期間以降の政策立案を科学的に支えるデータの提供** 等
- ・例えばIPCC第4次評価報告書に対し、わが国の生産論文の引用比率を、飛躍的に拡大し、国際的な地球環境政策の検討に貢献 等

エコツーリズム総合推進事業費

150百万円（114百万円）

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

1. 事業の概要

エコツーリズム（自然環境や歴史文化を対象とし、それらを学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方）の普及・定着へ向け、「エコツーリズム推進会議（小池大臣議長）」において、5つの推進方策をとりまとめ、それぞれに着手したところ。

今後は、概念やノウハウが行き渡っていない、人材が育っていない等の課題を克服するため、モデル事業をはじめとする推進方策を着実、かつ効果的に展開して普及・定着を進めるとともに、さらにエコツーリズムの取り組みが適正に展開するよう、各種事業を実施する。

2. 事業計画

エコツーリズム大賞など、5つの推進方策について引き続き取り組むとともに、自治体に対する幅広い支援のための推進セミナーの開催、海外の専門家を交えた国際シンポジウムの開催、全ての国立公園におけるエコツーリズムの仕組みづくりなどを実施する。

3. 施策の効果

エコツーリズムの推進により、次の効果を期待できる。

- ①地域資源の持続的利用の促進
- ②地域住民及び旅行者の環境保全意識の向上
- ③多彩なプログラム提供による利用の分散、通年観光化
- ④環境学習・環境教育の機会の提供
- ⑤新たな雇用の機会の創出
- ⑥地域活性化、地域経済への貢献
- ⑦自然公園行政、野生生物行政などへの理解の促進
- ⑧都市と農山漁村の共生・対流、観光立国など、国の重要施策への貢献

エコツーリズム総合推進事業費



エコツーリズムとは
自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方

エコツーリズムの効果
①地域資源の持続的利用の促進、②地域住民や旅行者の環境保全意識の向上、③多彩なプログラムによる利用の分散、通年観光化、④環境学習・環境教育の機会の提供、⑤新たな雇用の創出、⑥地域活性化、地域経済への貢献、⑦自然公園行政、野生生物行政などへ理解の促進、⑧都市と農山漁村の共生・対流、観光立国など、国の重要施策への貢献

旅行者

国際シンポジウム
シンポジウムエコツアー

理念の普及・
国際的先進事例の
ノウハウ集積と
事業者・自治体への普及

エコツアー総覧

情報の流通
(事業者・利用者)

(エコツーリズム憲章)

理念の普及 (特に旅行者)

事業者

生態系ごとの適正収容力
算定手法調査

動植物等への配慮事項調査

環境配慮への取り組み促進

エコツーリズム推進セミナー

エコツーリズム大賞

(エコツーリズム推進マニュアル)

モデル事業

底辺の拡大

地域 (主に自治体)

国立公園
内エコツー
リズムの
仕組みづく
り

第2ステージ ＜展開・深化＞

- ①先進国への
キャッチアップ
- ②確実な環境配慮
の推進
- ③国立公園における
先導的事業実施

第1ステージ ＜普及・定着＞

- ①理念の普及
- ②情報の流通
- ③底辺の拡大

(新) 国立公園等管理体制強化費（アクティブ・レンジャー）

200百万円（ 0百万円）

自然環境局総務課自然保護事務所管理指導室

1. 事業の概要

自然保護事務所が果たす本来的な機能である国立公園の管理、野生生物の保護及び地域の自治体・専門家・NPOとの連携の強化を図りながら、国民に顔の見える環境省自然保護官の現地管理体制を確立するための事業。

2. 事業計画

自然保護官が行う業務のうち、自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地業務や自然公園指導員等のボランティアとの連絡調整を主体的に担当するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を全国で60名程度雇用し、現地管理体制の充実強化を図る。

(1) 主な業務

- ・ パトロール
- ・ 利用者指導
- ・ 自然解説
- ・ 自然公園指導員及びパークボランティアとの連絡調整

(2) 配置計画

自然保護事務所（11か所）

自然保護官事務所（69か所）

これらの中から今後、配置する地区を検討。

※環境省の非常勤職員（当面1年程度）として雇用。公募により全国から広く募集の上、選考。

3. 施策の効果

専門的な知見を持ったアクティブ・レンジャーを現地に配置し、管内の国立公園等を対象として計画的、定期的にパトロールや利用者指導などを行うことにより、自然保護及び利用上の問題を早期に捉え適時的確な対策に繋げるなど、国立公園等の管理水準を高めることが可能となる。

(新) 国立公園等管理体制強化費

(アクティブ・レンジャー) 200百万円



知床半島 (知床国立公園)



尾瀬ヶ原 (日光国立公園)

- 全国に234名の自然保護官を配置しているが、広大な保護地域の管理や業務の増大に追われ十分な現地パトロールが行えない。
- 現地管理体制の強化が急務。

職員一人あたり
国立公園管理面積：8,800ha



自然保護官を補佐する
アクティブ・レンジャーを導入

【アクティブ・レンジャーの役割】

- 国立公園等のパトロール
- 利用者の指導や自然解説
- 地域ボランティアとの連絡調整など

【導入の方法】

- 全国の国立公園や野生生物の重要な生息地に60名程度配置
- 環境省の非常勤職員として雇用
- 公募により全国から広く募集



(パトロール)



(自然解説)

フットワークと機動力の強化

問題の早期発見とタイムリーな対策の実行



○国立公園など現場体制の強化

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費 300百万円(300百万円)
--

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、国立公園等の管理のグレードアップを図るとともに、自然環境保全活動の推進を図る。

具体的には、

(1) 地域の実情に対応した迅速できめ細かな活動（地域密着型事業）

①野生生物の保護保全②利用集中山岳地の保全・管理③スノーモービル等の乗り入れ禁止地域の監視④清掃困難地等における環境美化等

(2) 自然環境保全に係る政策的課題に広域的又は重点的に取り組む活動（広域・重点型事業）

①外来種対策 ②世界自然遺産登録地及び候補地における保全管理③ラムサール登録地及び候補地における保全管理の充実を図る。

(3) 自然と共生する地域づくりを支援する活動（地域再生・支援型事業）

①観光立国及び景観法の対応としての景観形成②エコツーリズム推進の支援に新たに取り組む。

2. 事業計画

全国28箇所の国立公園等で、以下の予算額をもって事業を実施

平成13年度	1.9億円
平成14年度	5.2億円
平成15年度	1.5億円
平成16年度	3.0億円
平成17年度	3.0億円

3. 施策の効果

上記事業により、国立公園の管理のグレードアップを図ると同時に、環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化、観光立国・良好な景観形成の実現に貢献。

事業費100百万円あたり、概ね4,000人日の雇用見込み。

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業

国立公園等の保安全管理上の諸問題

高山植物の盗採や高山蝶等の密猟があとをたたない
外来動植物の侵入による自然生態系への影響が懸念
山岳地や湖沼等での投棄物の処理に苦慮
利用集中期のお花畑等への踏み込みがあとをたたない
利用集中山岳地の登山道が荒廃
人為による裸地や里地里山・人工林の放置による生物多様性の喪失
野生動植物の生息・生育地への違法な車両の乗り入れがあとをたたない 等々

スノーモービル等乗り入れ禁止区域での指導



国立公園等の保安全管理グレードアップ

盗採・密猟の監視活動による貴重な動植物の保護
外来種の除去・捕獲による健全な自然生態系の確保
投棄物回収による自然の風景の維持
過剰利用からの自然植生の保護
利用集中山岳地における登山道のきめ細かな維持管理の実施
森林の保全再生による生物多様性の保全と地球温暖化の防止
違法な車両の監視活動による野生動植物の生息・生育環境の保全
等々

山頂での埋設ゴミの回収



グリーンワーカー事業の実施

自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し事業を実施

（新）温泉の適正利用の推進に関する検討調査

21百万円（ 0百万円）

自然環境局自然環境整備課

1．事業の概要

平成16年7月以降、表示なく温泉に入浴剤を使用したり、井戸水や水道水を沸かしたものを温泉と称するなどの温泉をめぐる問題事例が発生したことを契機として、温泉事業者による利用者への情報提供等について国民の関心が高まっている。

このため、環境省においては、全国の温泉利用施設を対象とした実態調査を実施し、同年10月にその結果を公表したところ。

この温泉利用施設実態調査の結果を踏まえ、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する緊急の課題等を検討するため、中央環境審議会自然環境部会に温泉小委員会が設置された。

同審議会の検討結果に基づき、温泉事業者による適切な表示を進めるとともに、温泉の適正利用の確保に向けて、最新の知見の収集及びさらに詳細な温泉利用施設の実態調査を実施し、温泉利用施設における温泉成分等の分析手法及び現行の温泉飲用基準のあり方等について検討を行い、基準改正等の基礎資料とし、温泉利用者のニーズに的確に対応する。

2．事業計画

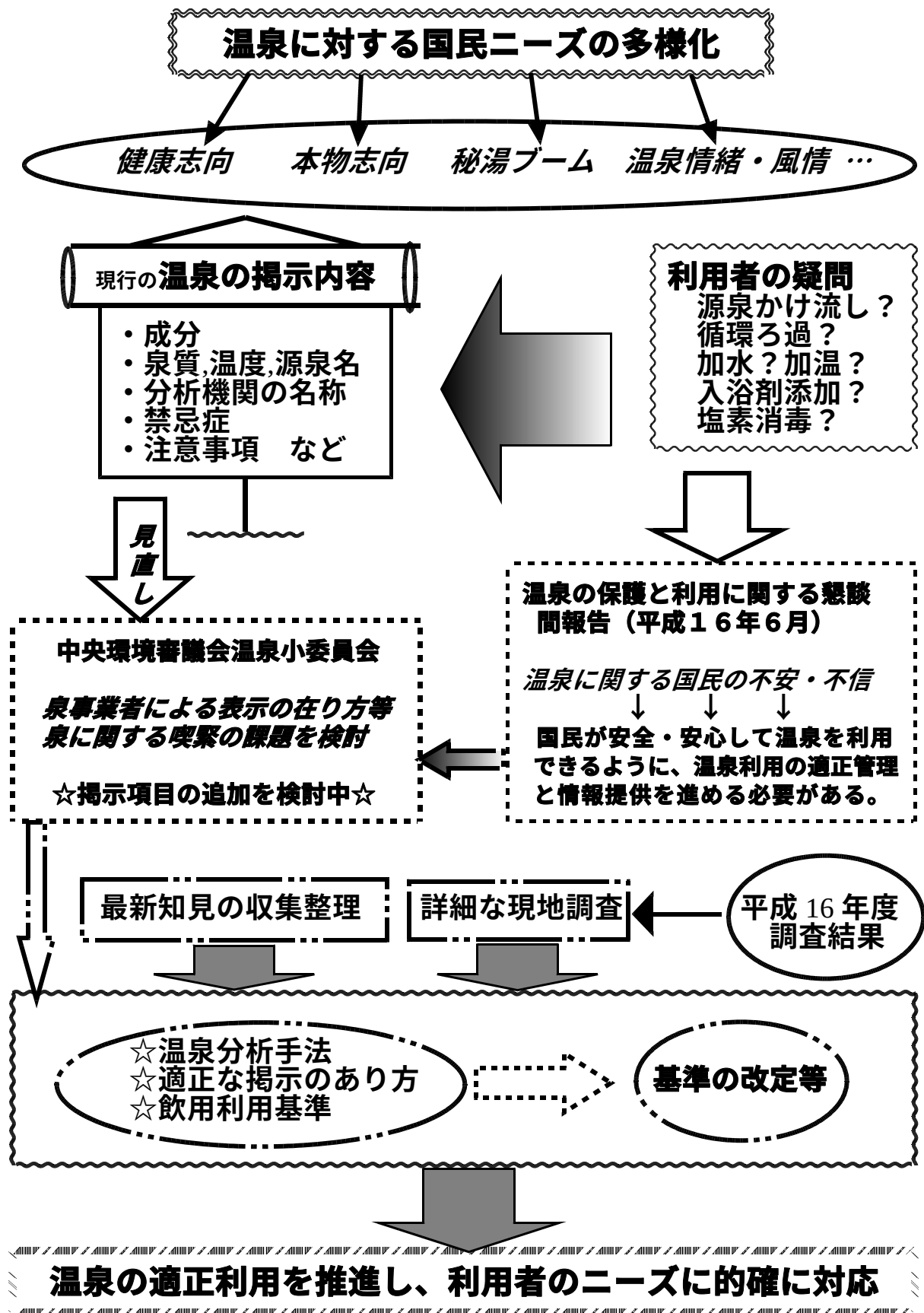
平成17年度から3ヶ年計画で進める。

- ・温泉利用施設における温泉成分の分析手法及び温泉飲用利用基準等に関する知見等の収集・整理を2ヶ年かけて実施する。
- ・収集した知見及び実態調査を踏まえ検討を行い、基準改定等の基礎資料のとりまとめを行う。

3．施策の効果

掲示項目等表示の在り方の改善、温泉利用施設における温泉成分の分析手法の開発、温泉飲用利用基準の改定を行い、温泉の適正利用の推進を図る。

温泉の適正利用の推進に関する検討



1. 事業の概要

（1）外来生物対策の情報基盤整備

①外来生物飼養等情報データベースシステムの開発と運用

外来生物法の施行に伴い、特定外来生物の飼養等許可・届出情報を管理するために必要な情報データベースシステムを開発し運用を開始する。

②外来生物情報支援ネットワークの整備

外来生物問題に対する国民の理解増進を図るとともに、特定外来生物の指定や防除に適切に対応するため、法制度や手続き情報、主要な外来生物の生態、各地の外来生物の存在状況や防除実例等、必要な情報をインターネット上で提供し、関係者間でやりとりできるネットワークを整備する。

（2）外来生物対策の実施管理

①特定外来生物等の選定、基準策定等の事務

専門の学識経験者等からの意見聴取などにより外来生物の関連情報を収集し、特定外来生物の選定や飼養等基準の策定等を円滑に行う。

②飼養等の許可事務

外来生物法の施行に伴い発生する特定外来生物の飼養等許可や届出に対し、適切に対応できる事務処理体制を確保する。

③水際での輸入管理事務

輸入業者や旅行者への普及啓発、任意放棄個体への対応等、特定外来生物等の輸入管理に関する適切な対応を図る。

2. 事業計画

（年度）

	15	16	17	18	19	
(1)外来生物対策の情報基盤整備						→
(2)外来生物対策の実施管理						→

3. 施策の効果

外来生物法の適切かつ効果的な運用と外来生物に係る普及啓発を通じ、特定外来生物の新たな逸出や不適法な輸入の防止を図り、外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止する。

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において環境省直轄により防除事業を実施する。

- ① 奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置や移動抑制柵の設置など戦略的に防除事業を実施する。
- ② 西表島において毒を持つオオヒキガエルの侵入を防止するためのモニタリング及び防除事業を実施する。
- ③ 皇居外苑濠においてブルーギル等外来魚の駆除及び調査捕獲を行う。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

都道府県の区域を越えて広域に分布して被害を及ぼしているアライグマについて、地方公共団体と連携した防除のためのモデル事業を実施する。その成果を防除手法のマニュアルとしてとりまとめ、各地の防除に活用する。

2. 事業計画

(年度)

	15	16	17	18	19	
(1) 特定外来生物防除直轄事業						
① 沖縄・奄美地方マングース防除						→
② 西表島オオヒキガエル防除・モニタリング						→
③ 皇居外苑濠外来生物駆除			→			
(2) 広域分布外来生物防除モデル事業					→	

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、完全排除への道筋をつけるとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

生物多様性国家戦略

外来生物法

特定外来生物

生態系等に被害を及ぼす、
又は及ぼすおそれのある外
来生物を政令指定

飼養・輸入等の規制

・主務大臣の許可を受けた場
合を除き、輸入・飼養等の禁止
・譲渡し等で届出必要

防除

国のほか、地方公共団体等の
参加により総合的な防除を推進

国民の理解の増進、科学的知見の充実

外来生物対策の推進

1. 外来生物対策基盤整備・管理事業

外来生物対策の情報基盤整備

特定外来生物の飼養等情報のデータベース
システムの開発と運用

外来生物対策の知見や情報を国民・関係
機関と共有するネットワークの整備

外来生物対策の実施管理

特定外来生物の選定、飼養基準の策定

飼養等の許可・届出の受理等の事務

水際での輸入管理関係の事務

外来生物対策に必要な
情報収集と提供等

施行に伴う許可届出や
輸入管理業務の正確且つ
迅速な対応

2. 特定外来生物防除等推進事業

(重要生態系重点地域)

特定外来生物防除直轄事業

沖縄・奄美におけるマングースの集中防除

西表島におけるオオヒキガエルの防除と監視

皇居外苑壕におけるブルーギル等駆除

(広域分布、全国的な蔓延)

広域分布外来生物防除モデル事業

広域に分布して被害を及ぼしているアラ
イグマについて、地方公共団体と連携し
て、モデル事業を実施し防除手法を確立

国として防除
の責務が発生

実効性の確保
に連携が必須

都道府県等の参加に
よる防除の促進

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

(1) 白神山地、屋久島（平成5年既登録地）

これまで世界自然遺産地域として必要な保全管理を進めてきたが、遺産地域の自然環境が許容し得る負荷を踏まえた利用のあり方を遺産地域内外を含めて確立していくべき時期にきている。このため白神山地では適切な保全地域のあり方、エコツーリズムを手段とする保全管理等を、屋久島では入込者の制限、利用者負担による施設維持管理の可能性等を検討する。

(2) 知床（登録候補地）

知床の世界自然遺産登録については、来年7月に決定される見通しであり、入込者の増加による影響を未然に防ぐためにも、利用の実態を把握するとともに自然環境への影響評価を行い、遺産地域として適正な利用に誘導していくことが必要である。このため、適正利用計画の策定を目指し、自然環境や利用等の状況を把握・評価する手法の検討や、ワークショップ、インターネットを活用して各種情報や住民の関心等を共有化するための仕組みづくり等を行う。

2. 事業計画

(1) 白神山地及び屋久島については、平成16～17年度

(2) 知床については、平成17～21年度

	17	18	19	20	21
自然環境等の把握・評価手法、情報共有化の仕組みの検討	←	→			
自然環境等の把握・評価、適正利用のあり方の検討		←		→	
適正利用計画の策定			←	→	
ワークショップの実施	←	→			

3. 施策の効果

- ・過剰利用等による自然環境への影響の抑制により、適正利用を推進し、世界自然遺産としての価値を将来にわたって保全する。
- ・利用者負担による施設維持管理や各種情報・住民の関心等の共有化等、世界自然遺産地域の長期的な保全管理の仕組みを構築する。

世界自然遺産地域保全対策費

「白神山地」・「屋久島」

平成 5 年：我が国で最初の世界自然遺産
として登録

「知床」

平成 17 年：世界自然遺産として登録予定

<世界遺産登録に伴う影響>

- ・ 入込者数の増加による影響（白神山地、屋久島では 1.5 倍程度増加）
- ・ 登山者による踏圧、し尿等による水源地の汚染
- ・ 地域社会に対する社会的影響 等

世界自然遺産地域だけではなく、周辺地域も含めた保全管理の確立が必要！

世界自然遺産地域保全対策費

■知床

- ・ ワークショップ やインターネットにより情報や住民の
関心等の共有化
- ・ 上記を活用した保全管理方策の確立

■白神山地

- ・ 世界遺産地域及びその周辺部における保全
地域のあり方の検討
- ・ エコツーリズムによる保全管理方策の検証

■屋久島

- ・ ワークショップ による島内の合意形成の推進
- ・ 入込者の制限による保全管理の検討
- ・ 利用者負担による施設維持管理の検討



(新) 特定民有地買上事業費

50百万円(0百万円)

自然環境局総務課自然保護事務所管理指導室

1. 事業の概要

国立公園等のうち自然保護上特に重要な地域であって、民有地であるために、当該土地を買い取らない限り、私権との調整上厳正な保護が図れない地域を対象として、土地及びその上に存する立木を含めて国が直接買い上げるための事業。

[買上げ対象地域]

- (1) 国立公園 (特別保護地区、第1種特別地域)
- (2) 国指定鳥獣保護区(特別保護地区であって国内希少種の生息地)
- (3) 生息地等保護区 (管理地区)

2. 事業計画

平成17年度：国指定名蔵^{なぐら}アンパル鳥獣保護区名蔵^{なぐら}アンパル特別保護地区(沖縄県石垣市)の民有地買上

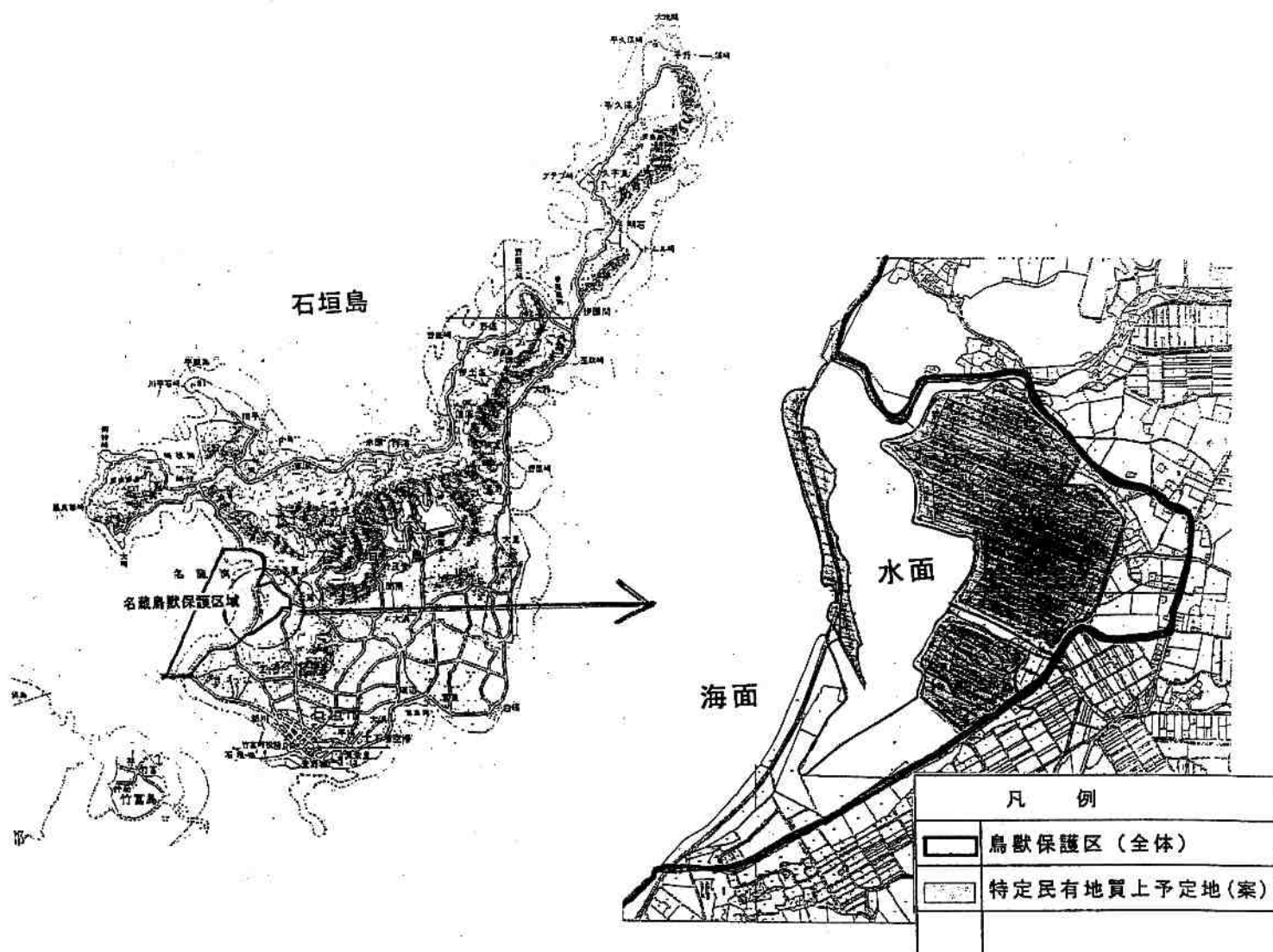
国指定名蔵アンパル鳥獣保護区は、マングローブ林をはじめ、干潟、海浜、海岸林が一体となった保護区である。水鳥類の渡りルート上に位置し、希少な水鳥類や希少猛禽類など多様な鳥類が生息することから、重要な保護区として、平成15年11月に国指定鳥獣保護区に指定され、さらに内74haが特別保護地区に指定された。隣接している83haも平成16年11月に同特別保護地区に追加指定されたところである。本予算では、この特別保護地区157haのうち、公有水面を除く民有地93haを買い上げるための測量及び立木調査等を実施する。

なお、買上げ後、当該特別保護地区は、ラムサール条約に登録することを目指している。

3. 施策の効果

環境省所管地として適正に保護管理を行うことができる。

なぐら 名蔵アンパル鳥獣保護区 名蔵アンパル特別保護地区 買上対象地域



保護区の特徴

1. 水鳥類の渡りルート上に位置し、シギ・チドリ類やカモ類の中継地、越冬地
2. 亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林をはじめ、干潟、海浜、海岸林等変化に富んだ自然環境から成り、1,000ha程度のまとまった区域に、多様な鳥類が生息
3. セイタカシギ、クロツラヘラサギなど希少な水鳥類に加え、キンバト等の希少な森林性鳥類、さらにはカンムリワシ等の希少猛禽類など多様な希少鳥類が生息

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

里地里山は、奥山地域と都市地域との中間に位置し、多様な動植物の生息空間として、生物多様性保全上重要な役割を担っている。しかし、近年の過疎化等による管理放棄、都市近郊での土地利用転換などにより、里地里山の消失や質の低下が顕在化しているため、行政、住民、NPO、専門家等との連携による里地里山保全再生のモデル事業を計画・実施するもの。

(1) モデル事業地域の選定

全国の里地里山の生態系・地形・気候特性や、立地特性（都市に近いタイプ、中間タイプ、奥山に近いタイプ）を踏まえ、モデル事業地域4地域を選定した。（平成16年度）

(2) 地域戦略の策定

地元自治体、住民、NPO、専門家、関係行政機関等と連携して、以下のような項目を内容とする里地里山保全再生の地域戦略を平成17年度に作成。

- ①保全再生のための体制の確立（例：ワークショップ・協議会の設置等）
- ②保全管理の実践、再生整備の実施（例：下草刈り、落ち葉かき等）
- ③普及啓発・環境学習の実践（例：環境学習プログラムの実践等）

(3) モデル事業の実施

上記地域戦略に基づき、関係省庁を含む各主体が連携して事業実施。

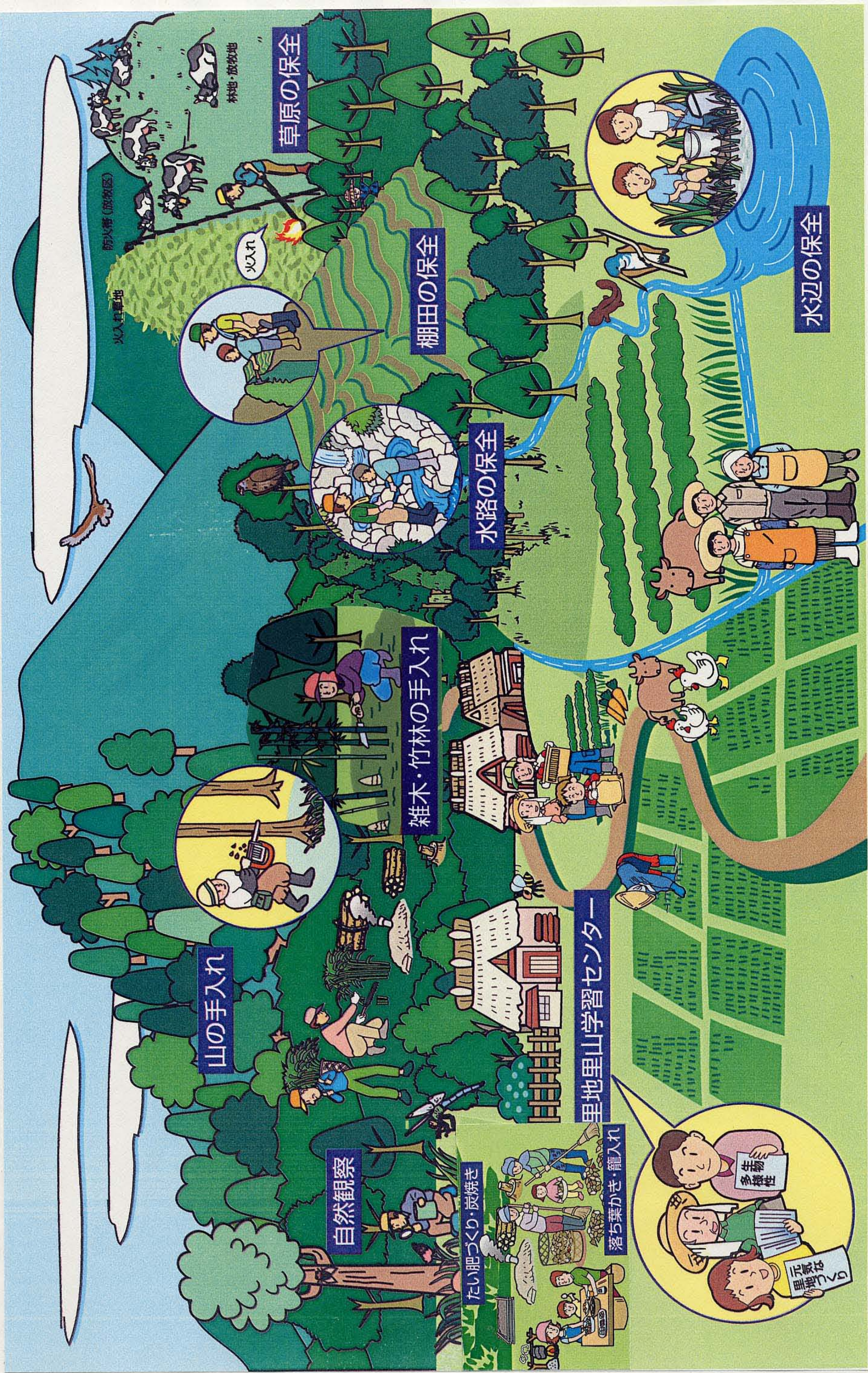
2. 事業計画

平成16・17年度	モデル地域において「地域戦略」を策定
平成18～20年度	モデル事業実施

3. 施策の効果

本事業を通じ、里地里山の保全・再生に取り組むための実践的手法や体制、里地里山の普及啓発・環境学習のあり方について具体的な検討を進める。

さらに、里地里山保全再生のモデル事業を全国に発信することにより、全国各地の様々な主体による里地里山保全活動を促進する。



1. 事業の概要

我が国で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザでは、身近な鳥である野生のカラスへの感染などにより、国民の不安が高まった。また、現在においてもアジア地域に鳥インフルエンザウイルスが常在化しているとされるなど、新たな動物由来感染症の発生や、国内への広がりへの懸念がある。

野生鳥獣由来の感染症は、人への感染の不安や社会経済への影響のみならず、野生鳥獣間で蔓延した場合には生物多様性保全上の影響が懸念される。

しかし、これらの感染症が野生鳥獣の生息に及ぼす影響や野生鳥獣がどのような感染症を有しているか等、野生鳥獣と感染症との関係についての知見は極めて限られたものとなっている。また、専門家からは、国内での感染症の動向を把握するためにも、野鳥の感染症モニタリングの重要性が指摘されている。

このため、感染症に関する文献調査や海外における調査研究事例の収集解析などによる基礎的知見の充実を図るとともに、保護の必要性が高い希少種や渡り鳥を対象として感染症についてのモニタリングを実施する。

2. 事業計画

平成17～21年度(5ヵ年)：野生鳥獣感染症基盤情報整備

平成17～19年度(3ヵ年)：モニタリング調査の実施

(調査地選定～調査実施～とりまとめ)

平成20年度以降

：モニタリング調査の継続実施

3. 施策の効果

野生鳥獣に関する感染症の基礎的な知見の充実や渡り鳥等の感染症のモニタリングを通じて、希少種などの野生鳥獣の保護を図るとともに人畜の感染症予防・発生時対策に資する。

野生鳥獣感染症情報整備事業

鳥インフルエンザ、西ナイルウイルス・SARS等
野生鳥獣の感染症が社会問題化

- ヒト・家畜への被害
- 野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

基礎的な知見の充実が必要

野生鳥獣感染症基盤情報整備

継続的な感染症保有状況の把握（モニタリング）が必要

希少種・重要生息地モニタリング

渡り鳥モニタリング

・感染症に関する基礎的知見の充実

・わが国における野生鳥獣の感染症の監視

・野生生物保護対策への迅速・的確な対応

(新) 渡り鳥の飛来経路の解明事業費 20百万円 (0百万円)

自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

我が国で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザについては、感染経路の究明において、渡り鳥がウイルスを運搬した可能性が指摘されている。一方、現在アジア地域には鳥インフルエンザウイルスが常在化しているとされるなど、新たな動物由来感染症の発生や、国内への広がりへの懸念があり、感染症の発生時において感染症発生国からの運搬の可能性を探るためにも、渡り鳥の飛来経路情報が求められている。

しかし、我が国に飛来する渡り鳥の経路解明には、人工衛星追跡等による詳細経路は一部の希少種でしか解明されておらず、また、東南アジアなど渡りの相手国での調査体制が不十分という問題がある。

このため、アジア・太平洋地域において、渡り鳥を捕獲、送信機を装着して、人工衛星追跡等を行うことにより、渡り鳥の中継地、移動経路、移動先を把握するとともに、東南アジア地域において、渡り鳥の飛来経路の調査体制の整備を支援する。

2. 事業計画

平成17～21年度（5ヵ年） 渡り鳥追跡等調査

平成17年度（単年度）渡り鳥飛来経路諸外国の調査能力向上調査等

3. 施策の効果

我が国に飛来する渡り鳥の渡り経路の詳細を把握することや、東南アジアにおける渡り鳥の飛来経路の調査体制整備を支援することを通じて、動物由来感染症発生時の感染経路解明及び対策の検討に資する。

渡り鳥の飛来経路解明事業

高病原性
鳥インフルエンザ発生

渡り鳥によるウイルス運搬の可能性

渡り鳥はどのように移動しているのか？

渡り鳥追跡等調査

- ・発信器装着による衛星追跡

東南アジア地域での渡り鳥
飛来経路の調査能力の向上

- ・東南アジア地域の実態に応じた渡り鳥飛来経路の調査体制整備の支援。

渡り鳥経路の解明

— 感染症発生時の感染経路解明に寄与 —

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

(1) 特定鳥獣保護管理計画実施状況調査

特定鳥獣保護管理計画の実施状況を把握するとともに、特定鳥獣保護管理計画をさらに効果的なものとするため、よりきめ細かな内容を含む下位計画の策定手法をまとめたマニュアルを作成する。

また、地域個体群の維持など、特定計画の目的推進を図るため、効率的なモニタリング手法を開発するとともに、モニタリング結果を実際の保護管理事業に活用するため、保護管理情報データベースを構築する。

(2) 鳥獣害性対策調査

特定の鳥獣に関して、食性・生息環境を調査し、害性及び被害防止措置を検討する。

(3) 捕獲鳥獣利用状況把握調査

捕獲物の残滓の山野における放置を回避する等のため、捕獲されたイノシシ、シカの利用形態等を調査する。また、鉛弾等による鳥類への影響を回避するため、水鳥の鉛や化学物質による影響状況を調査する。

2. 事業計画

(年度)

	15	16	17	18	
(1)特定鳥獣保護管理計画実施状況調査					
ア.特定鳥獣保護管理計画実態調査					
イ.特定鳥獣保護管理計画実施状況モニタリング手法策定調査					
(2)鳥獣害性対策調査					
(3)捕獲鳥獣利用状況把握調査					
ア.捕獲鳥獣利用状況把握調査					
イ.鉛等影響実態把握調査					

3. 施策の効果

(1) 特定計画の下位計画の導入や効率的なモニタリング手法の開発により、特定計画によるよりきめ細かな保護管理事業が可能となる。

(2) 当該鳥獣の害性を明らかにすることにより、有効な被害防止措置が推進される。

(3) 特定鳥獣の捕獲の促進による農林業被害の防止及び鳥類の鉛中毒被害の防止等が推進される。

特定鳥獣保護管理実態調査

特定鳥獣保護管理計画の
下位実施計画の策定

**特定鳥獣保護
管理 計画**

個体数管理のための
効率的な
モニタリング手法の開発

実現

- ・下位計画の導入により、特定鳥獣保護管理計画によるきめ細かな保護管理事業の実施
- ・モニタリングによる適切な見直しの実施
- ・統一的なモニタリング手法の導入による都道府県が連携した特定鳥獣保護管理計画の実施

(新) 動物愛護管理制度強化対策費

10百万円(0百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

近年、都市化や核家族化の進展などから、ペットが生活の伴侶（コンパニオンアニマル）として考えられるようになるなど、飼養動物の愛護管理の重要性について、社会的関心が高まってきている。

このようなペットブームを背景として、ペットショップにおける不適切な飼養保管・販売方法、飼育動物による危害・迷惑問題等、改正動物愛護管理法（平成11年）における附帯決議で更なる検討が必要とされている課題のほか、動物愛護管理を巡る新たな問題も発生している。

また、実験動物や産業動物についても、国際的な水準の愛護管理のあり方が求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、動物取扱業の施設・飼養保管・販売方法等、危険動物の飼養保管、多頭飼育に係る勧告、遺棄・虐待、実験動物・産業動物の飼養保管及び動物愛護推進員等に関する各基準等の策定や改訂を行う。

2. 事業計画

動物愛護管理制度の施行状況及び動物愛護管理の実態等に関する調査、海外の先進的事例の調査を行い、国際的な水準を見越した、よりわかりやすく実効性の高い基準等のあり方を検討し、各基準の策定又は改訂等を行う。

3. 施策の効果

国際的な水準を見越した実効性の高い基準等の確立による、人と動物との「より良い関係」の構築を推進する。

動物愛護管理制度強化対策費

現状と課題

- ・ ペットショップ等における不適切な飼養保管・販売実態の存在
- ・ 飼育動物による危害・迷惑問題の発生
- ・ 所有者不明の放棄・逸走動物（危険動物を含む）の慢性的発生
- ・ 実験動物・産業動物の福祉の向上を求める声の高まり

（動物の愛護管理を取り巻く諸情勢）

- ・ 附則・附帯決議に基づく所要の措置の検討が必要
- ・ 新生物多様性国家戦略における動物取扱業の適正化等の指摘
- ・ ペットブーム（1兆円市場）

改正・策定すべき基準等

- 動物取扱業の飼養保管基準の改正
- 危険動物の飼養保管ガイドラインの策定
- 多数の動物の飼養保管者に対する勧告のガイドラインの策定
- 遺棄及び虐待防止に関するガイドラインの策定
- 実験動物の飼養保管基準の改正
- 産業動物の飼養保管基準の改正
- 動物愛護推進員に関するガイドラインの策定

等

目標

人と動物との「より良い関係」の構築

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

323百万円（330百万円）

環境管理局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に自動車NO_x・PM法が成立し、関係8都府県において自動車NO_x・PM総量削減計画が作成され、各種施策を総合的に推進しているところである。

自動車NO_x・PM法の推進に資するため、①自動車交通による環境影響の評価のための基礎情報調査、②NO_x・PMの総量削減対策の進行管理、③道路粉じん等による大気汚染実態の把握及び検討、④使用過程車のNO_x・PMの排出実態の把握及び検討、⑤都市における交通と環境の調和を図る施策の在り方、⑥局地的な高濃度汚染が見られる道路沿道地域の改善事業を引き続き実施する。

特に、自動車交通環境影響総合調査については、計画中間年総合調査として周辺地域も含めた調査を実施する。また、目標年となる平成22年度において高濃度の予測される局地的な汚染箇所における対策の準備を強化することとし、調査対象地点数を倍増させる（H16：2箇所→H17：4箇所）。

2. 事業計画

項 目	H16	H17	H18	H19	H20以降
		総合調査			
①自動車交通環境影響総合調査（H14～）〈177百万円〉	○	⊙	○	○	○→
②改正法に対応した総量削減対策進行管理調査（H14～）〈26百万円〉					→
③移動発生源起因排出負荷量等実態調査（H15～）〈15百万円〉		→			
④使用過程車NO _x ・PM低減対策調査（H15～）〈55百万円〉		→			
⑤都市と交通と環境の統括に向けた政策高度化調査（H16～）〈5百万円〉		→			
⑥局地における大気汚染改善事業（H16～）〈44百万円〉				→	

3. 施策の効果

平成17年度の総量削減計画の中間点検に反映させ、新たな施策の必要性について検討するとともに、目標としている平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

自動車NO_x・PM法

国：車種規制（新車への代替）



自治体：総量削減計画



事業者：自動車使用管理計画



ア 自動車総合調査

流入実態の把握

イ 進行管理調査

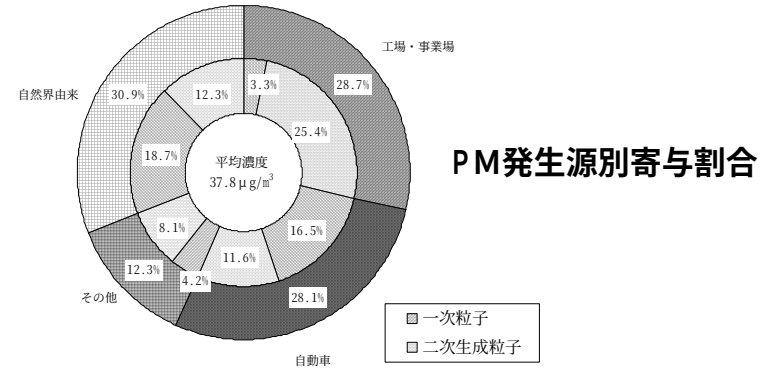
キ 事業者モデル事業

16年度終了

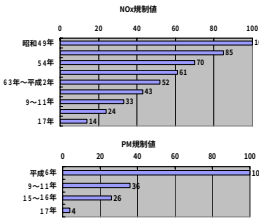
平成17年度中間点検

必要に応じ自動車NO_x・PM法の見直し

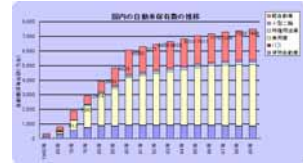
法措置外



道路粉じん実態把握



自動車排ガス量



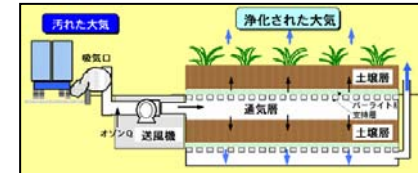
自動車交通量

ウ 移動発生源実態調査

エ 使用過程車調査

オ 政策高度化調査

カ 局地改善事業



（新）燃料電池自動車普及事業

（対策技術率先導入事業の内）

（石油特会）

80百万円（ 0百万円）

環境管理局自動車環境対策課

1．事業の概要

地球温暖化防止対策として自動車から排出される二酸化炭素及び大気汚染物質を削減するため、代エネ・省エネや大気環境改善に資する低公害車の普及を強力に推進することが急務となっている。

次世代の究極の低公害車といわれる燃料電池自動車について、率先的に導入する地方公共団体に対して導入に係る事業費の一部を補助し、更なる普及を目指すこととする。

2．事業計画

補助先：地方公共団体

補助率：リース費用の1／2

補助台数：10台（乗用車、バス）

3．施策の効果

全国的に燃料電池自動車を普及させていくためには、自動車メーカー等との連携のもと、地方公共団体などの公的機関による率先導入が重要である。地方公共団体の取組を後押しするとともにメーカーの開発意欲を刺激することで、燃料電池自動車の普及や価格の低減を目指す。

「低公害車開発普及アクションプラン」では、燃料電池自動車については、平成22年度において5万台の普及を図ることを目標としている。

燃料電池自動車普及事業



乗用車



バス



乗用車



軽自動車

地方公共団体に対してリース費用の1／2を補助

(新) 揮発性有機化合物 (VOC) 対策費

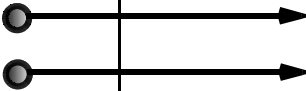
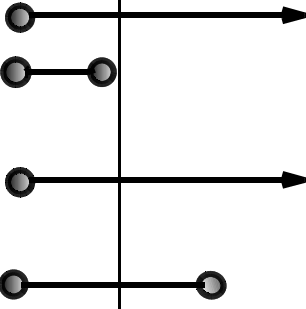
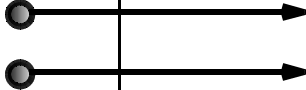
212 百万円 (0 百万円)

環境管理局大気環境課

1. 事業の概要

VOC 環境濃度等の把握、対策推進のための支援措置、VOC 削減に係る普及啓発、科学的知見の充実及び削減目標に向けての進捗状況、レビューのあり方の検討の各事業を実施する。

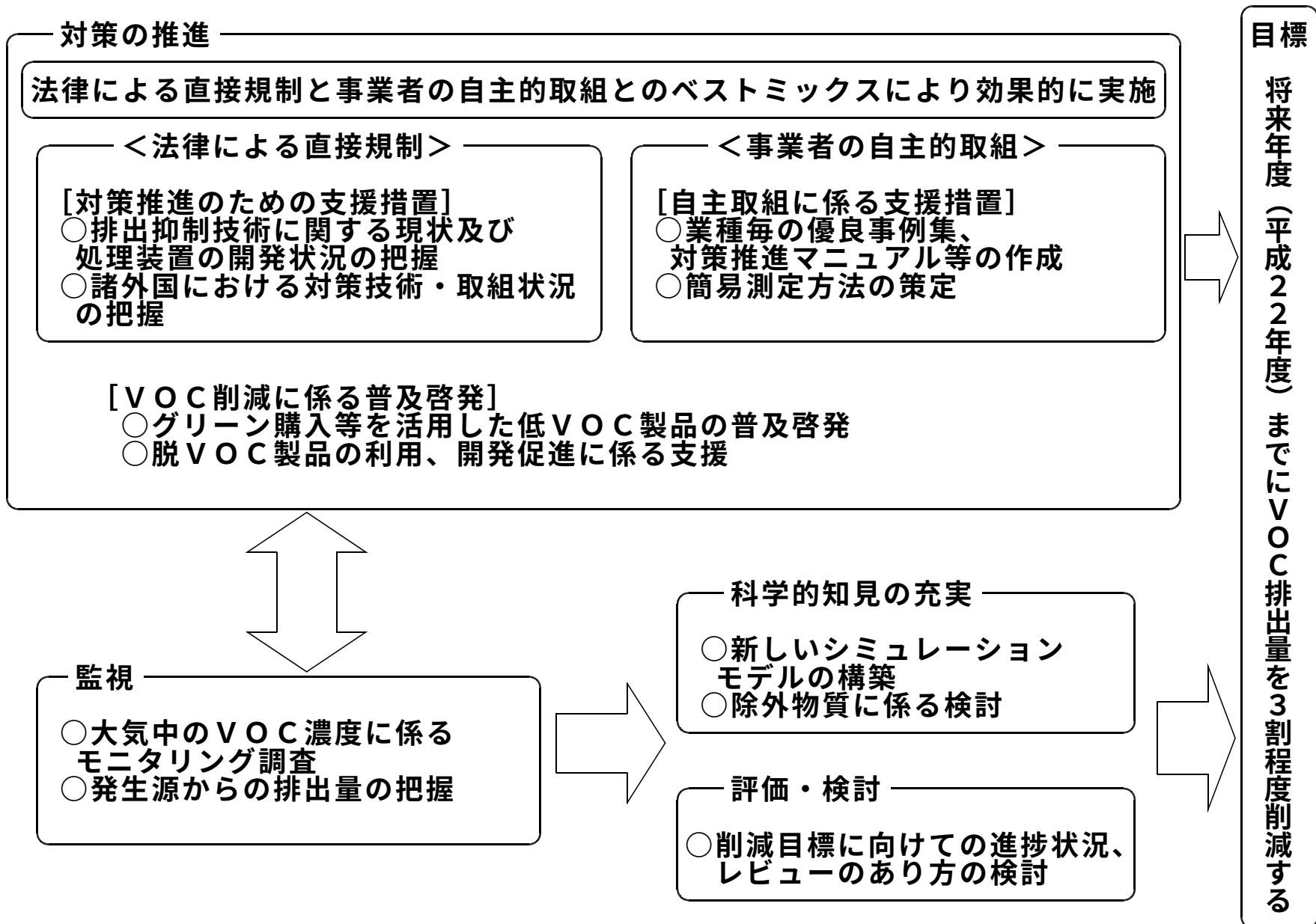
2. 事業計画

実施事業	17年度	18年度以降
1. VOC 環境濃度等の把握 (157 百万円) ・大気中の VOC 濃度に係るモニタリング調査 ・発生源からの排出量の把握		
2. 対策推進のための支援措置 (24 百万円) (1) 対策技術に関する調査 ・処理装置の開発状況等に関する現状の把握 ・諸外国における対策技術、取組等に係る調査 (2) 自主的取組の推進に係る支援 ・業種毎の優良対策事例集、対策推進マニュアル等の作成等 ・VOC 簡易測定方法の開発		
3. VOC 削減に係る普及啓発 (10 百万円) ・グリーン購入等を活用した低 VOC 製品の普及啓発 ・脱 VOC 製品の利用、開発促進に係る支援		
4. 科学的知見の充実 (20 百万円) ・対象外物質等に係る検討 ・新しいシミュレーションモデルの構築		
5. 削減目標に向けての進捗状況、レビューのあり方の検討 (1 百万円)		

3. 施策の効果

平成16年5月一部改正された大気汚染防止法に基づき上記の事業を実施することにより、揮発性有機化合物の排出抑制対策を効果的に進め、もって平成22年度までにVOCの排出量を3割程度削減する当初目標の達成を図る。

揮発性有機化合物（VOC）対策の概要



環境管理局大気環境課

1. 事業の概要

(1) 広域的な花粉観測予測体制を構築するために、関東、関西、中部地域に引き続き、新たに中国・四国地域を対象として観測体制を整備する。

(これまで合計60台を設置し、環境省直轄事業として実施)

具体的には、中国・四国地域の山間部における花粉発生状況と都市部における花粉飛散状況を常時把握するために、花粉自動計測器（合計20台）を設置する。

(2) 花粉症患者に対して適切な情報を提供するために、都市部の花粉の飛散データと山間部の花粉の飛散データをリアルタイムで収集し、気象データと合わせた花粉飛散予測のシステムを開発してきたが、その本格運用を開始する。

2. 事業計画

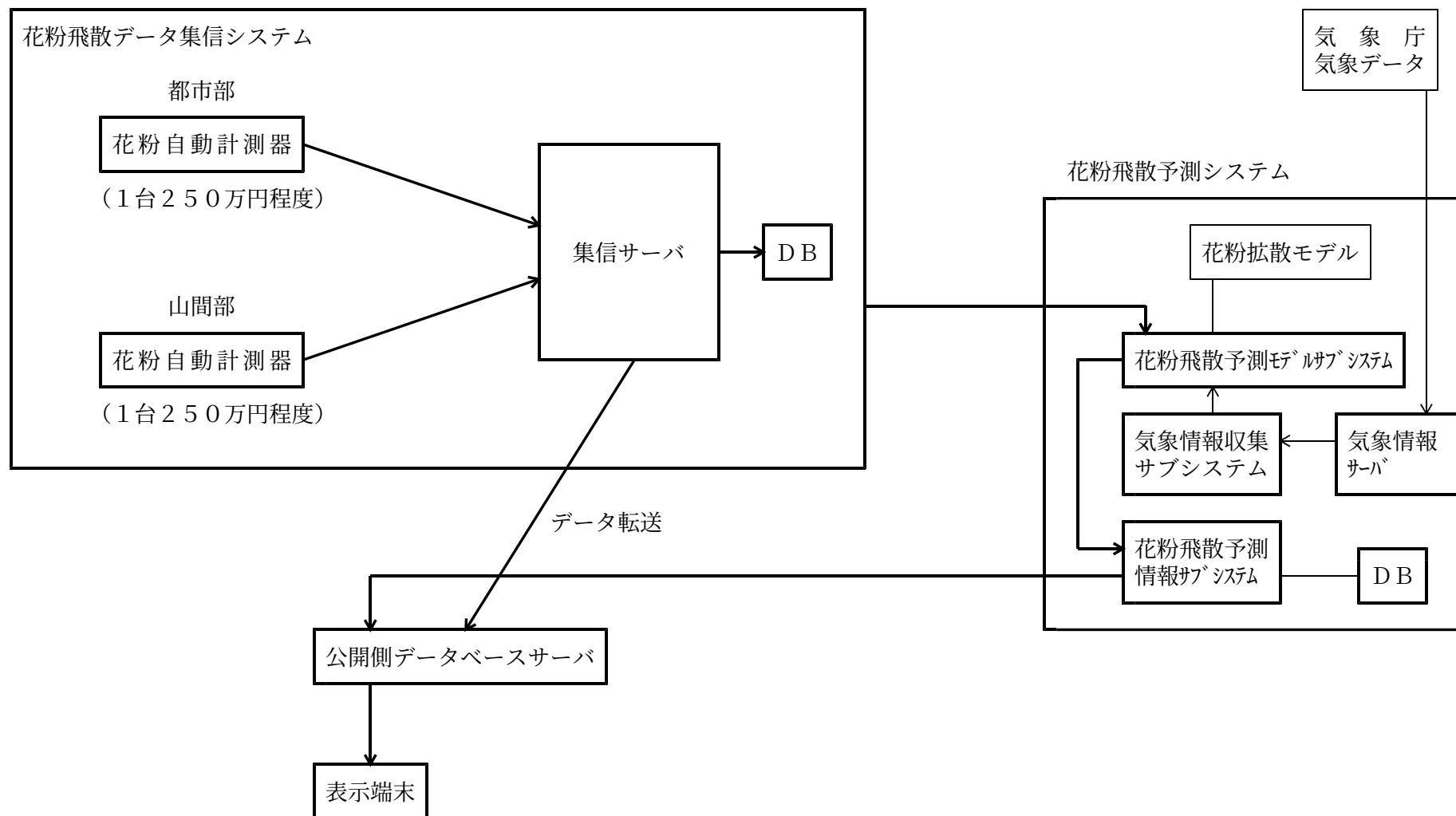
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度以降
都市部における花粉自動計測器の設置	(関東地域)	(関西地域)	(中部地域)	(中国・四国地域)	(九州地域)	(東北・北海道地域)	>
山間部における花粉自動計測器の設置	(関東地域)	(関西地域)	(中部地域)	(中国・四国地域)	(九州地域)	(東北・北海道地域)	>
花粉予測システムの構築		→					
試験運用			→				
本格運用							→

3. 施策の効果

花粉自動測定器を広域的に配備し花粉飛散データを収集することにより、大気汚染物質と花粉及び花粉症との関連性を探るためのデータを蓄積する。

また、これらのデータを基に花粉予測体制の構築を図り、ホームページ等で情報提供することにより、国民の健康保持に資する。

花粉観測・予測システム概念図



1. 事業の概要

平成16年3月のヒートアイランド対策大綱の策定を受けて、ヒートアイランド対策に係る施策の一層の推進を図るため下記の事業を実施する。

- ① ヒートアイランド現象による環境影響の調査及び広域測定の継続実施
（首都圏、近畿・中部地域）
（平成17年度からの新規事業内容）
- ② 都市緑地を活用した地域の熱環境改善構想の検討（モデル：新宿御苑とその周辺）
- ③ 大都市（東京、大阪）のオフィス街をモデル地区とした効率的エネルギー管理等の推進事業

2. 事業計画

	H15	H16	H17	H18
①環境影響の調査・広域測定の継続 ＜41百万円＞				
②都市緑地を活用した地域の熱環境 改善構想の検討 ＜3百万円＞				
③大都市（東京、大阪）のオフィス街を モデル地区とした効率的エネルギー管 理等の推進事業 ＜12百万円＞				

3. 施策の効果

ヒートアイランド現象及びその対策の影響・効果については、現段階では定量的な評価が困難である。本調査によって、定量的な施策目標を作成・実行するための影響指標や評価手法を検討し、ヒートアイランド対策の推進を図る。

ヒートアイランド対策に関する調査

現状

平均気温の長期的な上昇傾向

- ・ 中小都市年平均 約1.0℃上昇
- ・ 大都市年平均 約2～3℃上昇

影響

- ・ 昼間の高温化と熱中症の増加
- ・ 熱帯夜の増加
- ・ 冷房用電力消費の増大 ...等

環境影響の調査・広域測定の実施

- 人、生物、大気環境等への影響調査
- 環境影響指標の作成
- 因果関係や現象のメカニズムの一層の解明
- 首都圏7カ所・近畿6カ所・中部4カ所での温度等の広域測定

大都市オフィス街のエネルギー管理推進事業

- 大都市（東京、大阪）のオフィス街をモデル地区とした効率的エネルギー管理等を推進するための調査検討

地域熱環境改善

- 都市緑地を活用した地域の熱環境改善構想を検討・作成（モデル：新宿御苑とその周辺）

大綱のフォローアップ

- ヒートアイランド対策に関する普及啓発

ヒートアイランド対策の推進

1. 事業の概要

湖沼に関わる人々の意識やこれを取り巻く状況は大きく変化しており、水質のみならず、魚類、昆虫、水鳥等の水生生物や植生などの健全な生態系の確保や、身近な水辺としての湖沼に対する関心が高まりつつあり、住民が主体の湖沼環境保全活動を通して湖沼の水質を改善し、豊かな水環境を回復しようとする機運が芽生えつつある。

このため、モデルとなる地域を3湖沼流域から選定し、湖沼水質浄化に向けた住民のより積極的な運動を喚起することにより、住民と行政が一体となった以下の事業を推進し、湖沼環境の保全の推進を図る。

＜事業メニュー＞

- ①有害魚を捕獲すること等による湖水中の栄養塩（窒素・磷）の除去(各湖沼で必須)
- ②ホタル・トンボなどの保護・育成活動を通じた環境教育や、清らかな湖水や水草を愛でるエコツーリズム等の企画運営、自然の浄化能力を活用した植生浄化等(選択、または、この他の独自の取組)

2. 事業計画

	H17	H18	H19
いきづく湖沼再生事業			

3. 施策の効果

より身近な水辺としての湖沼への関心を喚起することにより、地域住民等が一体となった湖沼環境の保全活動を推進し、豊かな水環境の回復を図るものである。

有害魚の除去等による湖水の浄化



例)有害魚



湖水の浄化



窒素・燐の除去



⑤有害魚の除去

在来種は湖内へ返す
||
健全な生態系の回復

水環境部水環境管理課

1. 事業の概要

湖沼環境の保全については、湖沼水質保全特別措置法に基づいて、各種の対策を講じてきたところであり、水質汚濁負荷量が削減されているなど一定程度の効果は認められる。しかしながら、湖沼への流入負荷割合の多い非特定汚染源等への対策について、十分な進展が見られなかったことなどもあり、湖沼の水質環境基準の達成状況は依然として芳しくない状況にある。

このため、非特定汚染源対策等のガイドラインの策定など、湖沼流入負荷削減対策の強化を図り、湖沼水質の改善を図るものである。

①非特定汚染源対策の推進

農地や市街地等の非特定汚染源への対策について、汚濁負荷量の発生源単位ごとの正確な把握を行うとともに、費用対効果分析に基づくより効果的な施策を検討し、対策促進のためのガイドラインを作成する。

②未規制・小規模事業場等排水管理施策の検討

ドライブイン等の未規制・小規模事業場等の排出実態調査を実施し、効果的な排水管理手法の検討や排水処理技術の導入指針等の作成を行う。

③生活排水等処理水準向上方策検討

窒素・燐を除去する高度処理技術の導入の費用対効果等、生活排水の処理水準の向上のための調査検討を行う。

2. 事業計画

	H15	H16	H17	H18	H19
非特定汚染源対策の推進					
未規制・小規模事業場等排水管理施策検討					
生活排水等処理水準向上方策検討					

3. 施策の効果

各種汚濁源に、より効果的な湖沼流入負荷削減対策の導入に関する指針をとりまとめること等により、湖沼水質保全対策の一層の推進を図る。

湖沼に流入する負荷の削減対策

未規制・小規模事業場



負荷流入

非特定汚染源



費用対効果を踏まえた
ガイドラインの策定

排出実態等の詳細な調査



排水処理技術の導入指針

写真提供: 滋賀県

高度処理による窒素・りん除去 等

生活排水



(新) 硝酸性窒素重点地域対策モデル事業 10百万円 (0百万円)

水環境部地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に追加されたが、環境基準の超過率は依然として高い状況にある。このため、健康被害の未然防止の観点から、環境基準を超過しており、かつ、代替水源が存在しない地域を中心に、早急に対策を講じる必要がある。

硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、生活排水、家畜排泄物等、汚染原因が多岐に渡ることから、地域の実情に応じた効果的な対策を講じることが重要である。これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の調査手法、対策手法、浄化技術の基礎は概ね確立してきており、今後はこれらの手法を環境基準の超過地域に重点的に適用していくための仕組みが必要である。

本事業では、硝酸性窒素の環境基準を大きく超過しており、地下水の飲用率が高い2つのモデル地域を選定し、関係省庁との連携を図りながら、上水道への早期転換、恒久的な窒素負荷低減対策（施肥対策、生活排水対策、家畜排泄物対策等）、浄化対策等を推進するため、地域を指定して重点的に硝酸性窒素対策を実施するための制度のあり方について検討する。

2. 事業計画

	H17	H18	H19
①モデル地域の選定			
②汚染状況調査の実施			
③重点的対策の検討			
④地域指定制度の検討			

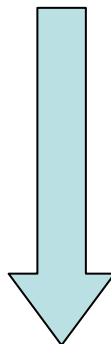
3. 施策の効果

硝酸性窒素による地下水汚染地域において、各々の地域の実情に応じた窒素負荷低減対策、浄化対策、飲用対策等を促進するための制度のあり方を検討し、重点的に汚染を解消する仕組みを確立する。

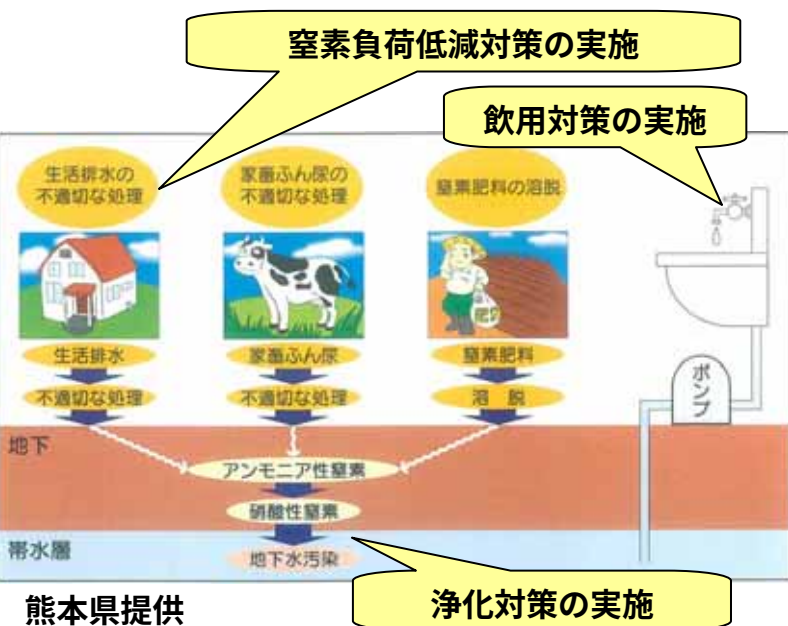
硝酸性窒素対策に関する地域指定制度のイメージ

硝酸性窒素対策重点地域の指定

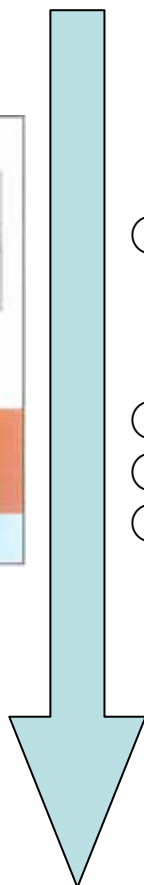
- 汚染状況調査
- 汚染機構解明
- 地域協議会の設置



硝酸性窒素対策重点推進計画の策定



- 窒素負荷低減対策
 - ・施肥対策
 - ・生活排水対策
 - ・家畜排泄物対策 等
- 地下水浄化対策
- 飲用対策
- 地域住民の参画による取組
 - ・啓発活動
 - ・地域内窒素流通の促進



硝酸性窒素対策重点推進計画の実施・フォローアップ

(新) カドミウム新基準対応費

20 百万円 (0 百万円)

水環境部土壌環境課

1. 事業の概要

農用地土壌汚染防止法のカドミウムに係る土壌汚染対策地域の指定要件は、食品衛生法の基準値を基として、1.0mg/kg 以上のカドミウムを含む玄米が生産されるおそれがある地域と定められている。

現在、国内外において食品中のカドミウムの基準値強化の検討が進められていることから、これに対応する際の農用地土壌汚染対策地域の指定要件の検討、新基準対応技術の環境影響の検討などを行い、新たな基準に対応した農用地土壌汚染対策の確立を図るものである。

(1) 土壌汚染対策地域指定要件検討調査

- ・ 土壌のカドミウム濃度に関するデータの整理・解析
- ・ 米及び米以外の農作物に関する指定要件の検討・調査

(2) 農用地土壌汚染対策確立調査

- ・ 新基準対応技術の環境負荷等の確認
- ・ 土壌汚染対策の検討のための各種技術の対策効果の整理

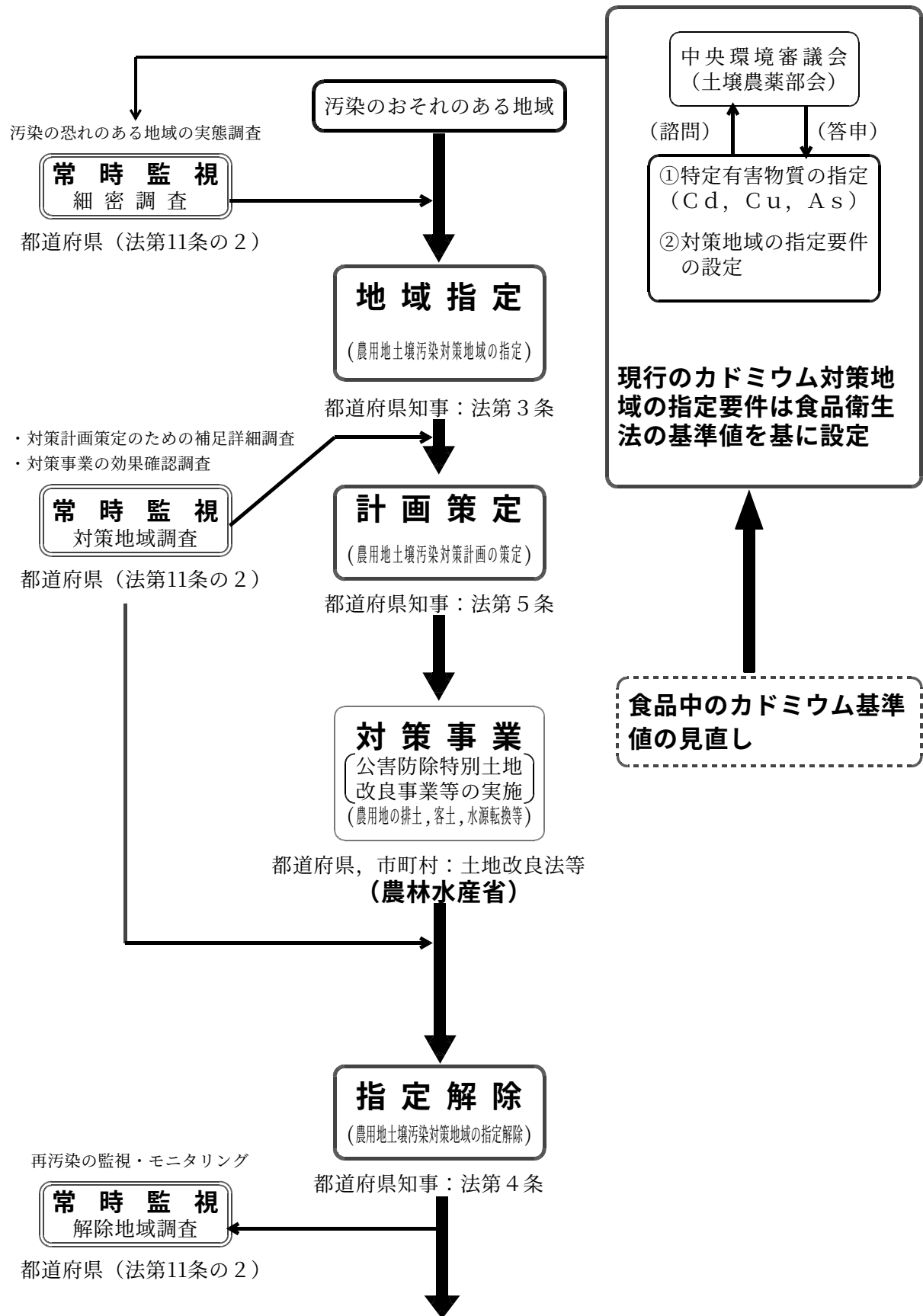
2. 事業計画

	H 1 7	H 1 8
(1)土壌汚染対策地域指定要件検討調査	←	→
(2)農用地土壌汚染対策確立調査	←	→

3. 施策の効果

食品中のカドミウムの基準値見直しに対して的確に対応した農用地土壌汚染対策地域の指定要件、新基準対応技術の環境影響などについて調査検討し、新たな農用地土壌汚染対策の確立とその推進を図る。

食品基準見直し後の措置体系



1. 事業の概要

射撃場及びその周辺において、射撃場で使用される鉛弾が原因となった土壌及び水質の汚染が発見され、各々の射撃場において調査・対策が独自に行われているが、未だ統一的な調査及び対策手法は確立されていない。

このため、関係省庁と連携して、射撃場における土壌及び水質の汚染の実態の把握、鉛弾の散乱等の状況調査を実施し、射撃場に係る土壌及び水質の調査方法、汚染対策方法及び汚染の未然防止方法についてガイドラインを作成する。

(1) 射撃場汚染実態調査

- ・鉛汚染による土壌及び水質の実態調査
- ・鉛弾の散乱、腐蝕等の状況調査
- ・現に行われている土壌・水質調査の方法、汚染土壌対策の方法、汚染の未然防止方法に係る情報収集

(2) 射撃場における土壌・水質調査方法等の検討

- ・射撃場の実態に即した土壌及び水質の調査方法、汚染土壌対策方法、汚染の未然防止方法についての検討及びガイドラインの作成

2. 事業計画

	H 1 7	H 1 8
1. 射撃場汚染実態調査		
(1) 土壌調査	←→	←→
(2) 水質調査	←→	←→
(3) 鉛弾散乱等状況調査	←→	←→
2. 射撃場土壌・水質調査方法等の検討	←→	←→
3. ガイドラインの検討・作成	←→	←→

3. 施策の効果

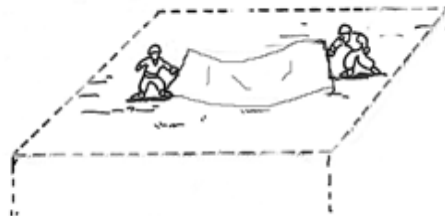
関係省庁と連携し、射撃場に係る土壌及び水質の調査方法、汚染対策方法及び汚染の未然防止方法についてガイドラインを作成することにより、土壌汚染対策の一層の推進を図る。

射撃場における鉛汚染対策の現状



汚染エリア

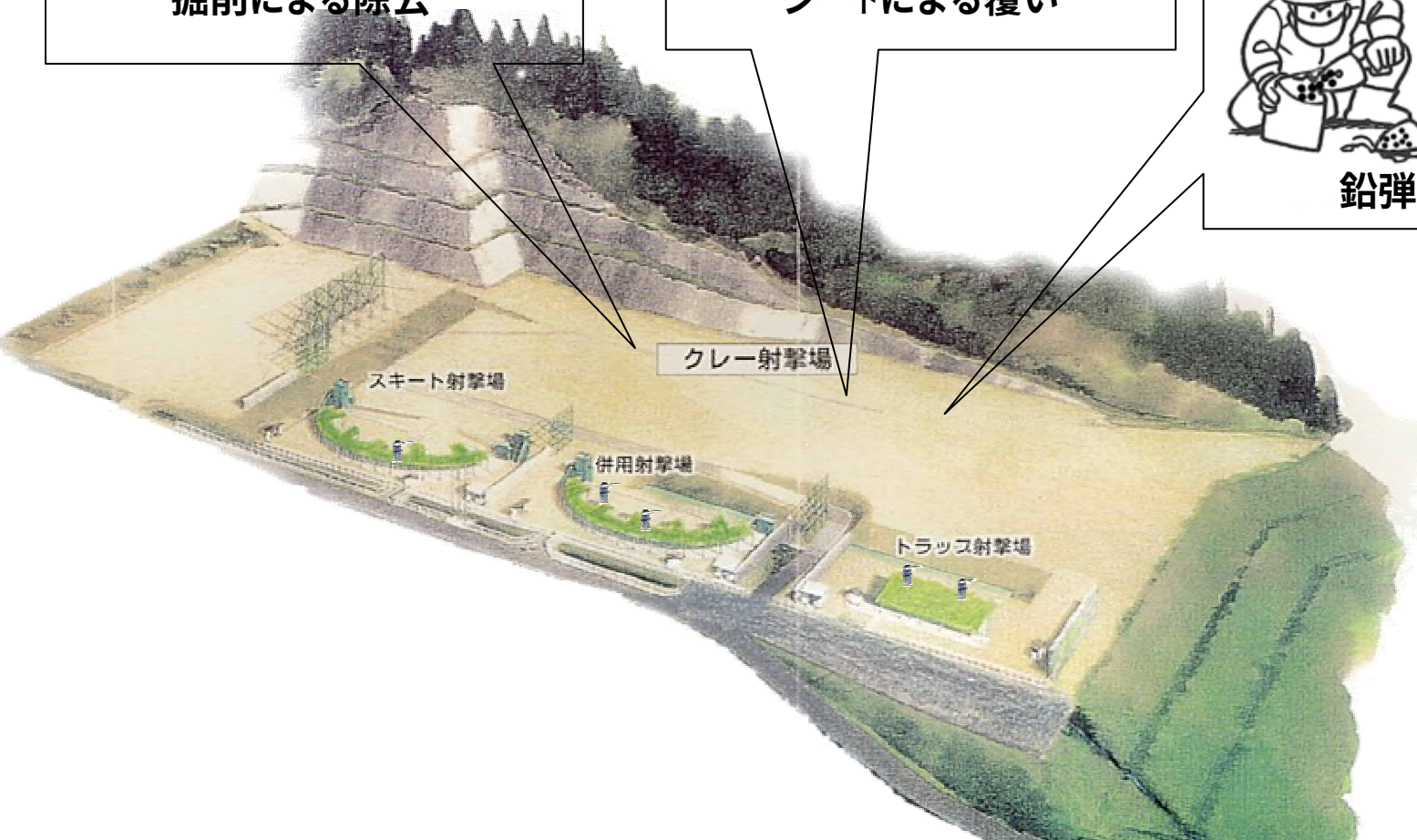
掘削による除去



シートによる覆い



鉛弾回収



スキート射撃場

クレー射撃場

併用射撃場

トラップ射撃場

化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費

695百万円(622百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

今日の化学物質による環境問題は、大気、水等の複数の媒体を経由して、微量ではあるものの多種の化学物質に暴露するという特徴を持っており、これによる人や生態系に対する多様な影響が懸念されている。

このような問題に対応するためには、化学物質の暴露量を評価し、併せて、有害性を評価することにより環境リスク（化学物質による人の健康や生態系に与える影響を生じさせるおそれ）を算出し、リスク管理をしていくことが必要不可欠となっている。

本事業は、この一連の流れの中で、暴露量の評価の基礎データである環境中の化学物質の残留実態の把握等を行うものとして、昭和49年から実施している。

しかしながら、現状では、化審法、化管法（PRTR法）等を効果的に運用するために必要とされるデータの供給が充分に行えない状況となっている。

一方、内分泌攪乱化学物質に係る実態調査についても、本事業の中で併せて実施することにより、その結果が他制度へ広範に活用されることが期待できる。

このため、本事業の体系を見直しつつ拡充し、化学物質の環境残留データの整備を加速する。

2. 事業計画

化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費〔昭和49年度から継続（平成17年度からは事業を再構築して実施）〕

3. 施策の効果

本事業を拡充し、体系的に実施することによって、本年4月に施行された改正化審法による第2種特定化学物質の追加指定や、平成19年度の化管法（PRTR法）の見直しに向けた化学物質の環境残留状況の計画的な把握等が可能となり、各種化学物質対策関連法制度・施策の的確な推進に応えられる。

化学物質環境実態調査と各種化学物質対策との連携

化審法

化審法監視化学物質から特定化学物質への移行の是非を確認

化管法

- ① 平成19年度の化管法の見直し検討開始時までに、指定化学物質の見直し
- ② 第12条による詳細環境残留実態調査の実施

初期リスク評価

初期リスク評価を必要とする化学物質の完全実施

内分泌攪乱作用等解明推進事業等対応

- ① 内分泌攪乱作用を有する可能性のある化学物質の選定に当たり環境残留実態の確認が必要な化学物質
- ② 生体影響評価の視点からの野生生物の暴露量把握
- ③ 内分泌攪乱作用等解明推進事業

その他の化学物質対策

経年的な環境中残留量の把握が必要とされる化学物質における環境残留実態の定期的な調査

化学物質環境実態調査

初期環境調査

詳細環境調査

モニタリング調査

暴露量調査

ヒト生体試料調査

環境中の化学物質濃度レベルの推計

環境試料保存事業

より高感度な分析法の開発

既存化学物質安全性点検調査

229百万円（ 109百万円）

環境保健部化学物質審査室

1. 事業の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）公布時に製造・輸入されていた物質（既存化学物質）については、従来から国により安全性点検を進めてきたが、国際的な役割分担や官民の連携を図りつつ、安全性点検を一層促進することが必要となっている。

このため、既存化学物質の生態毒性に係る点検を進めるため、既存の文献等から毒性情報を収集・整理するとともに、文献情報が得られない物質については優先度の高い物質から順に生態毒性試験を実施する。

また、約2万物質にのぼる既存化学物質の全てについて多大なコストと時間を要する生態毒性試験を実施することは非効率的かつ非現実的であることから、信頼性の高い簡易な生態毒性推計手法を開発し、優先的に生態毒性試験を実施すべき物質の選定、生産量の少ない物質の評価等に活用することにより、既存点検の一層の効率化を図る。

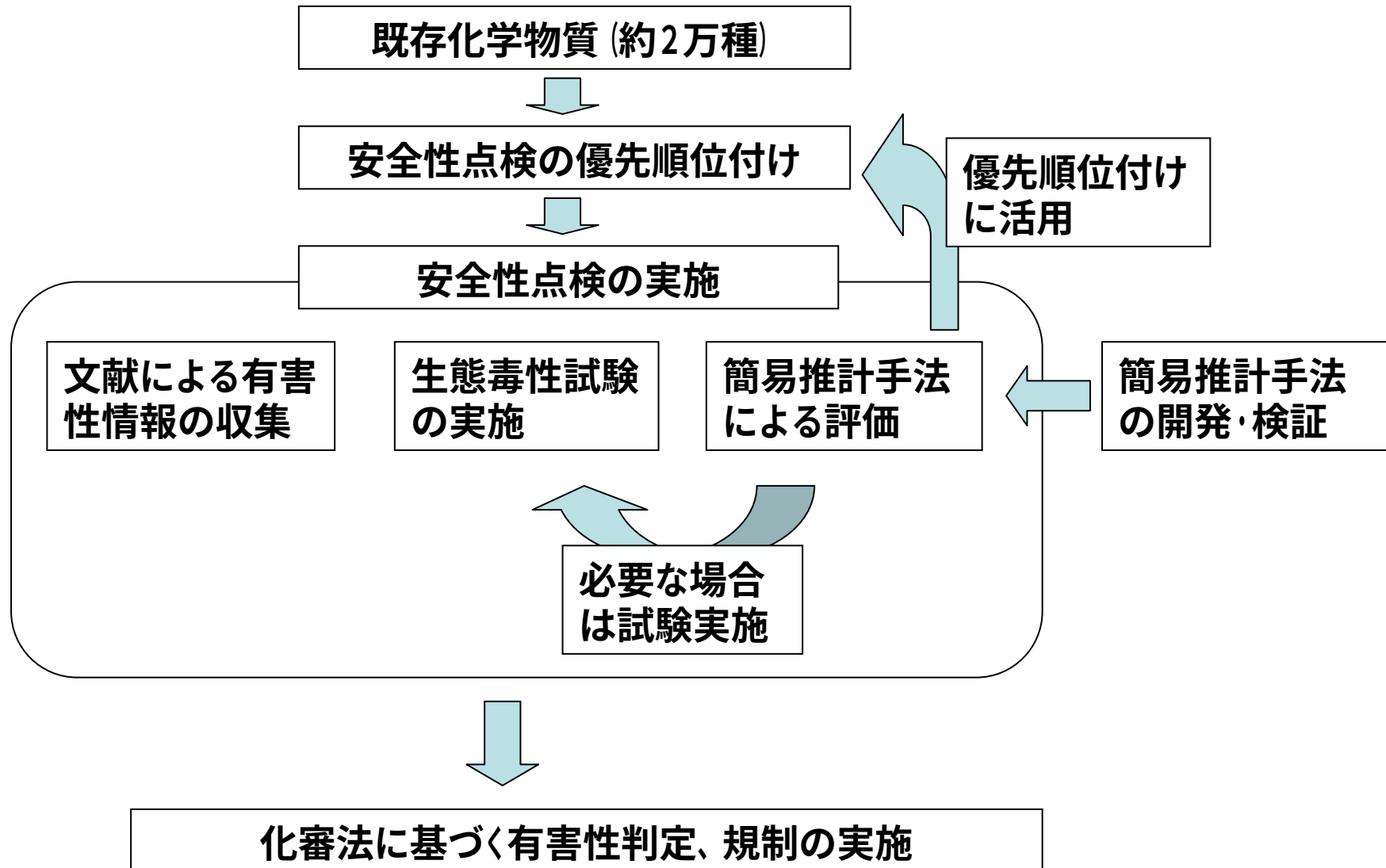
2. 事業計画

- 既存化学物質の生態毒性等に関する文献情報を収集・整理する。
- 文献情報が得られない既存化学物質について、優先順位の高いものから毎年26物質ずつ生態毒性試験を実施する。
- 物理化学的性状等から生態毒性の程度を簡易に推計する信頼性の高い手法を開発・検証する。【新規】

3. 施策の効果

- 既存化学物質について、生態毒性に係る安全性点検を推進することができる。
- 信頼性の高い簡易な生態毒性推計手法により、生態毒性評価に係るコスト、労力、スピードを格段に改善し、より多くの既存化学物質の生態毒性評価を効率的に実施することが可能になる。

既存化学物質安全性点検調査



(新) 試験困難物質に係る生態毒性試験・評価法確立調査

50百万円 (0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化審法の対象となる工業用化学物質には、難水溶性、揮発性、着色物質、多成分混合物など、通常の試験法では生態毒性試験を実施することが困難であり、また毒性評価の際に特別の考慮が必要な物質が多く存在しており、届出に必要な試験の実施及びこれに基づく審査に困難が生じている。このため、試験困難物質の試験方法及び評価方法を標準化・明確化することが必要である。

このため各種の試験困難物質について、物質の種類毎に必要な標準試験手順マニュアルを作成するとともに、これらのマニュアルに基づき行われた試験結果の評価方法を確立することにより、化審法に基づく審査の円滑な実施を図る。

また、試験困難物質の試験法に関する研究会等の実施により、これらの標準試験手順マニュアルの普及と、国内における生態毒性試験の実施機関の技術力の向上を図る。

2. 事業計画

- 試験困難物質の種類毎に数物質を選定し、生態毒性試験を実施し、当該試験の実施中に得られた知見をもとに、試験困難物質の種類別に標準試験手順マニュアルを作成する。
- 成果を発表・普及するため、生態毒性試験機関、生態毒性の専門家等が参加する研究会を開催する。

3. 施策の効果

- 試験困難物質について適切な試験が実施され、円滑な審査が可能となる。
- 試験実施機関の技術力の向上が図られる。

試験困難物質に係る生態毒性試験・評価法確立調査

(背景)

化審法の審査に必要な生態毒性試験 ……省令・通知で標準的試験法を規定

藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験、魚類急性毒性試験

しかし、標準の試験法のみでは適切な試験を実施することが困難な物質（試験困難物質）が多く存在する。

例) 難水溶性、揮発性、着色物質

(問題点) 試験実施者 …… 試験実施が困難、製造・輸入が遅延する可能性
行政当局 …… 適切な試験結果が提出されず審査に支障



(事業内容)

標準の生態毒性試験法を補完するものとして、試験困難物質の種類毎に、その試験に際して採用すべき特別な方法、注意点をマニュアルとして作成

難水溶性物質試験マニュアル

揮発性物質試験マニュアル etc.

また、マニュアルを試験実施者等に普及するためのセミナーを開催

(期待される効果)

試験困難物質に応じて適切な試験が実施され、円滑な審査が可能

試験実施機関の技術力の向上

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

51百万円（25百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

(1) 小児における特殊性を考慮した暴露評価手法の開発

- ・小児の行動等の特性(オモチャや汚れた手を容易に口へ入れる等)に着目し、化学物質の暴露、影響について文献等を収集、取りまとめる。
- ・生活スタイル、食事等についてのアンケート調査等による疫学研究。

(2) 国際シンポジウムの開催

国内外から専門家を招聘した国際シンポジウムを開催し、国内の小児環境保健に係る人材育成を図る。

(3) 有害性評価及び暴露モデルの構築

小児への影響が疑われている化学物質から対象を選び、小児に対する有害性について文献調査を行うとともに、小児の特性に着目した化学物質の暴露について文献収集の成果及びアンケート調査等による疫学研究の成果を基に、コンピューターを用いて暴露量を推計するシミュレーションモデルを構築する。

(4) 小児環境保健に関する懇談会の開催

小児環境保健分野における今までの知見、今後の課題について有識者による検討を行う。

2. 事業計画

手法の開発（平成9～17年度）、シンポジウム開催（平成14年度～）、有害性評価（平成17～20年度）、暴露モデル構築（平成17～19年度）、懇談会開催（平成17年度）

3. 施策の効果

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価を行い、指針値等を設定する必要性を検討する際の基礎資料を得る。

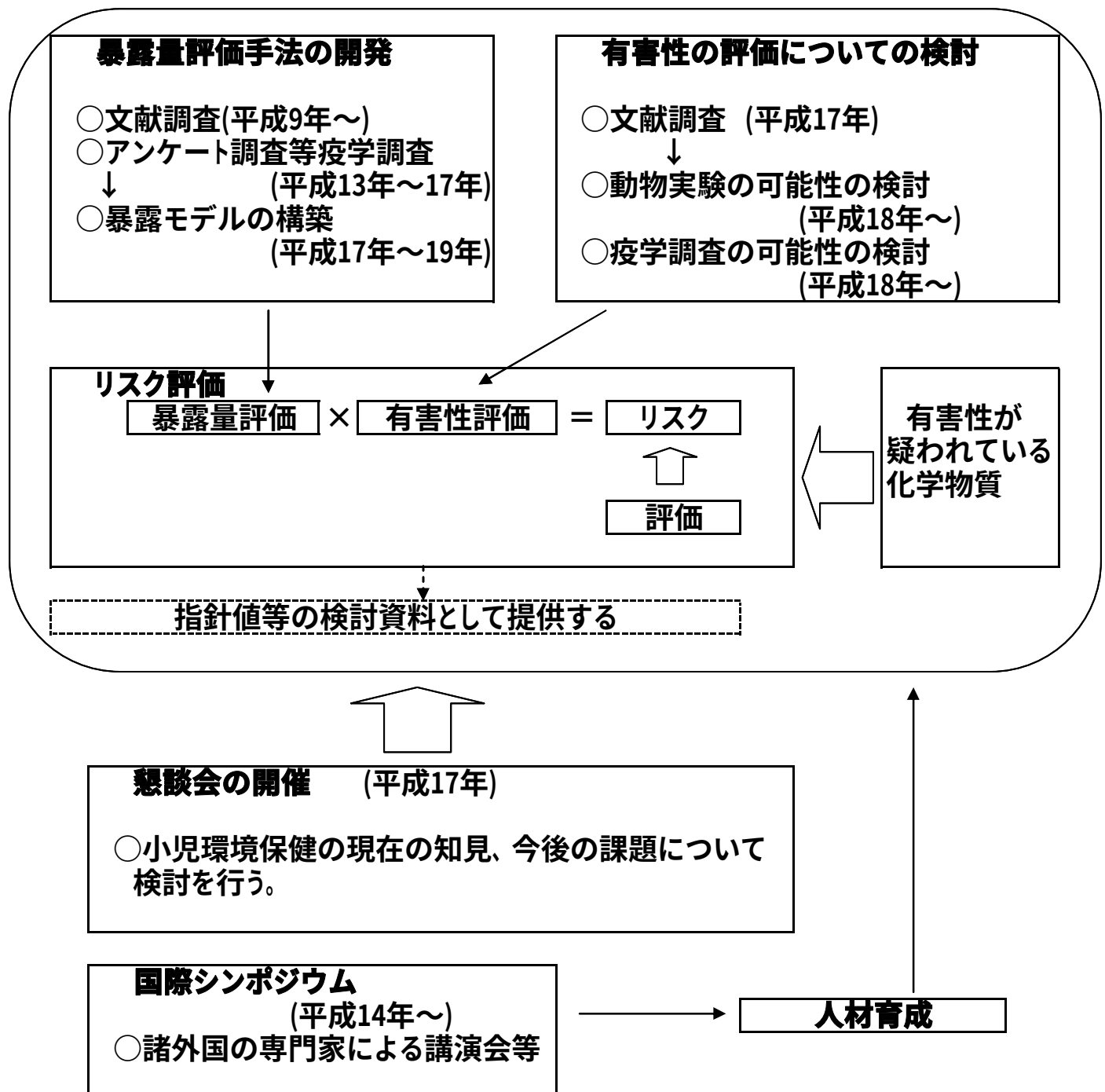
小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

1.背景

小児は成人に比べて特殊であるため、成人のリスク評価手法を用いることができない。

- ① 暴露媒体(大気、水、土壌など)の取り込み量(呼吸量、飲水量など)が異なる。
- ② 暴露経路が異なる(オモチャや汚れた手を容易に口に入れることなど)。
- ③ 感受性が異なる(神経系や免疫系が発達途中。代謝機構が成人と異なる)。

2.事業概要



(新) 農薬飛散リスク評価手法等確立調査 20百万円(0百万円)

水環境部土壌環境課農薬環境管理室

1. 事業の概要

これまで農作物や水に残留した農薬が人の健康に悪影響を及ぼさないようにするためのリスク管理措置を重点的に講じてきたところ。

しかしながら、農薬は街路樹や公園の花木類の管理のために市街地においても使用されるとともに、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しており、飛散した農薬を第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が吸入した場合、悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、以下の調査等を実施し、農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立する。

(1) 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査

散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発。

(2) 飛散農薬モニタリング等調査

開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施。

(3) 検討会の設置

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置。

2. 事業計画

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
(1)飛散農薬気中濃度調査手法開発調査	←			→	
(2)飛散農薬モニタリング等調査	←				→
(3)検討会の設置	←				→

3. 施策の効果

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法を開発し、当該リスクの評価・管理措置を充実することにより、農薬散布に伴う飛散による周辺住民への悪影響を防止することができる。

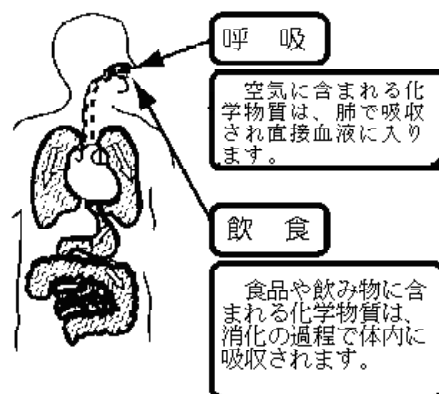
農薬飛散リスク評価手法等確立調査

《背景》

- これまでは、農薬の経口曝露を考慮したリスク管理（作物残留・水質汚濁に係る登録保留基準の設定、使用基準の義務化）を重点的に実施。
- また、主要な航空防除農薬（10農薬のみ）について、人の健康を保護する観点から気中濃度の評価を行う際の目安となる「気中濃度評価値」（ガイドライン）を設定。
- 農薬は街路樹や公園等の市街地において使用されていること、また、混住化等により住宅地と接近した農地での散布も増加していることから、飛散した農薬によって第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が悪影響を受けるおそれ。



は、宅地等に転用された農地



住宅地等に転用された農地例

呼吸・飲食等による化学物質の流れ

《課題》

- 気中濃度評価値のみでは飛散農薬のリスクを管理するには不十分。
 - ・ 通知に基づく行政指導
 - ・ 対象も一部の空中散布使用の10農薬に限定。
- 空中散布農薬以外の農薬についても、農薬散布時に飛散した農薬（又は揮発した農薬）を吸入することによる経気道曝露によるリスクを評価し、管理する必要がある。
- 飛散リスクを評価・管理するための手法が未確立。

空中散布農薬以外の農薬も含め科学的なデータに基づき農薬の飛散リスクを評価し管理していくことが必要

農薬飛散リスク評価
手法確立調査事業

【事業内容】

- 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査
→ 散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発
- 飛散農薬モニタリング等調査
→ 開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施
- 検討会の設置
→ 農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置

《目標》

- 登録段階でのリスク評価管理を可能にする。
- 登録後においても、適切な農薬使用規制措置を講じることにより、リスク管理を徹底する。

農薬飛散による周辺住民への悪影響防止

《成果》

国民の健康を保護

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

531百万円（122百万円）

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

しかしながら、局地的大気汚染と健康影響との関係を評価するための調査手法については、大気汚染物質の個人曝露量把握手法等に大きな技術的課題があり、これまで調査手法の開発に関する調査研究を進めてきたところである。その結果、今年度までに調査手法のめどが立ったことから、来年度以降、幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査を行い、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について解明を行うものである。

2. 事業計画

- (1)小児を対象とした追跡（コホート）調査を実施して、大気汚染と気管支ぜん息の発症の関係を評価する。（平成17年度から22年度）
- (2)小児や成人を対象とした調査（追跡調査とは異なる年齢階層・調査手法）についても順次実施して、大気汚染と健康影響との関係を評価する予定。（平成18年度以降）

3. 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(コホート調査)のイメージ

概要

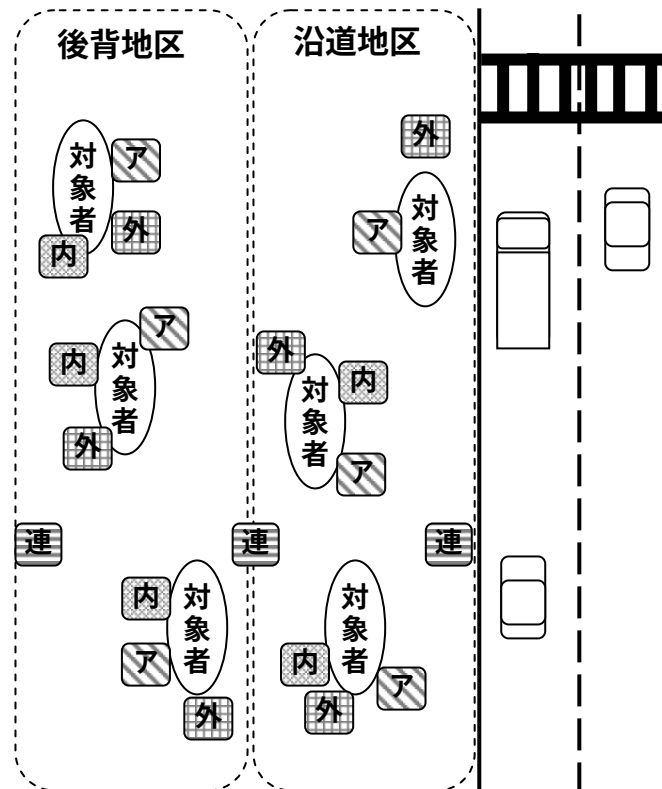
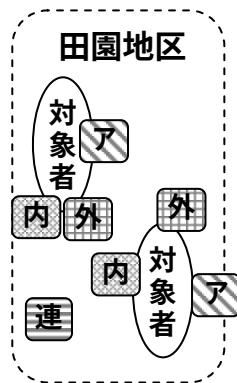
◎ 対象者 … 小 児

- 沿道地区
 - 後背地区
 - 田園地区
- 約 12,000 人

◎ 健康調査事項

- 質問票による問診(5年間毎年1回ずつ)
- 呼気 NO の採取(5年間毎年1回ずつ)
- 採血(5年間で1回)

昼間交通量4万台以上、大型車
8千台以上の幹線道路を対象



個人暴露評価モデル

- ・排出原単位等の設定、濃度推計(初年度)

モデル検証の測定

- ・環境測定 5年間自動連続測定
連 (SPM、PM_{2.5}、EC、NO_x)
- ・対象家屋、教室内外、通学路など
 初年度のみ
内 (SPM、PM_{2.5}、EC、NO_x)
外 (SPM、PM_{2.5}、EC、NO_x)

室内環境測定

- ・調査対象者室内環境測定(5年間で1回)
ア (アレルゲン(ダニ、カビ、花粉)、
 室内空気汚染物質(ホルムアルデ
 ヒド等5物質))

茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な経費	1, 746 百万円 (2, 680 百万円)
-----------------------------------	-------------------------

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖町^{かみすまち}において、自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因する健康影響が生じていることにかんがみ、早急にその原因解明及び健康影響への対応等が必要なことから平成15年6月6日の閣議了解に基づき対策を実施するとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査結果を受けた平成15年12月16日の閣議決定に基づく対策を前年度に引き続き実施するものである。

(1) 茨城県神栖町におけるジフェニルアルシン酸による環境汚染及び健康影響に係る緊急措置事業費

- ① 健康診査の実施
- ② 医療費及び療養手当の支給
- ③ 健康管理調査等の実施
- ④ 臨床医学等の専門家からなる検討会の開催による調査研究の実施

(2) 健康等に関する調査研究

- ① 動物実験等による毒性発現メカニズム（病態）の研究
- ② 治療法の開発
- ③ 人への健康影響に関する調査研究
- ④ 毒ガス弾等の水域における影響調査
- ⑤ 毒ガス汚染に伴う環境中の物性及び毒性に関する調査研究

(3) 環境調査等業務

平成15年の全国調査において、いわゆるA事案とされた茨城県神栖町、神奈川県平塚市、寒川町、千葉県習志野の事案における環境調査・継続的モニタリング、汚染メカニズム解明調査、いわゆるBC事案の土壌等に関する環境調査等を実施する。

(4) 毒ガス情報センター

毒ガス情報センターにおける継続的な情報収集、収集した情報のデータベース化による国民の情報へのアクセスの確保、パンフレット作成などの情報の普及啓発を行う。

2. 事業計画

年 度	15	16	17	18	19	20
(1)緊急措置事業費						
(2)健康等に関する調査研究						
(3)環境調査等業務						
(4)毒ガス情報センター						

3. 施策の効果

茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業等については、ジフェニルアルシン酸の健康影響等についての解明を図るとともに、汚染源を特定して適切な対策を講ずる。また、国内における毒ガス弾等に関する環境調査等を着実に実施するとともに、毒ガス情報センターにおいては、毒ガスに関する情報を継続的に受け付け、集約した情報を分析し、周知広報を実施することにより、被害の未然防止を図ることができる。

環境省における毒ガス問題への最近の取組状況について

全般	茨城県神栖町		神奈川県寒川町・平塚市 千葉県習志野	全国調査
	健康影響に係る緊急措置	汚染源調査		
・15年6月6日 「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」閣議了解。 ・15年12月16日 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」閣議決定。 ・15年12月17日 -第1回国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議開催 -毒ガス情報センター発足 【最近の状況】 ・16年11月15日 第5回国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議幹事会開催（第1回 1/28 第2回 3/16、第3回 4/26、第4回 6/23）。 ・16年12月6日 第8回「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」開催（第1回 4/23 第2回 5/14、第3回 6/8、第4回 7/5、第5回 8/3、第6回 9/2、第7回 10/26）。	・15年3月 飲用井戸から環境基準の 450 倍のヒ素検出(通称「A井戸」、旧軍の毒ガス由来の可能性が高い有機ヒ素(ジフェニルアルシン酸)と判明。住民に健康影響。西方の井戸からも検出。 ・15年3月21日 ヒ素水質基準超過飲用井戸の飲用自粛を要請及び上水道への転換を促進。 ・15年6月6日 健康被害に係る緊急措置事業要綱を取りまとめ。 ・15年6月30日 申請の受付開始。 ・16年2月25日 A・B地区を中心とした地域内での飲水中止を要請 【最近の状況】 ・16年9月16日 茨城県が神栖産の米からジフェニルアルシン酸を検出と発表。検出米を常食していた者についても緊急措置事業の対象とする方針を決定。 ・緊急措置事業の状況 申請者 471名 医療手帳対象者 128名 (16年12月6日現在)	・15年5月末～16年2月末 ＜A 地区＞ 4段階にわたって、物理探査、ボーリング調査等を実施。A井戸周辺3ヵ所で極めて高濃度の有機ヒ素を検出。 A井戸から南東 90m の地点で高濃度のジフェニルアルシン酸検出。 ＜B 地区＞ 11月から広範な井戸水調査等を実施し、地下水汚染の拡大がないこと等を確認。 【最近の状況】 ＜A 地区＞ ・16年8月1日 掘削調査の準備開始。 ・農作業等のため、当初予定より遅延するも12月中には掘削開始予定。 ・16年11月29日 住民説明会開催。 ＜B 地区＞ ボーリング調査等を継続。	＜寒川・平塚＞ ・14年9月 寒川町のさがみ縦貫道路建設現場で作業員が旧軍毒ガスに被災。 ・15年4月 平塚市の地方合同庁舎建設現場土壌から毒ガス成分が検出。 ＜習志野＞ 15年11月末、全国調査結果に基づき、A事案に分類。 ※ いずれも国有地・直轄地の場合は、所管省庁が調査等を実施し、その他の地域は環境省が対応。 【最近の状況】 ・第一次調査(16年7月～9月) 地下水、大気、物理探査、土壌、表層ガス調査を実施。 寒川・習志野では毒ガス成分を検出せず。平塚については、地下水からジフェニルアルシン酸等を検出したため、井戸水の飲用中止を指導するとともに、汚染状況把握のための調査を実施。 ・第二次調査(16年12月～) 土壌、表層ガス調査を実施中。 ・第三次調査(17年1月～) 不審物確認調査実施予定	・15年6月末～7月中旬 各省庁、都道府県等へ依頼。 ・15年8月末 情報提供締切。500 件余りの情報が提供。 ・15年11月28日 調査結果を公表。既に判明しているもの以外に切迫した事案はなかったが、138 に整理した事案を陸域4分類(A～D事案)と水域に分類。 ・16年2月4日 都道府県等へ情報収集のため、BC事案を中心に追加的情報収集を依頼。 【最近の状況】 全国の事案に関する情報収集を継続。 BC事案のうち、重点的な地下水調査が必要と考えられる9事案について、地下水調査を行った結果、大久野島の事案よりDPAA等を検出(他の8事案は検出されず)。現在の利用状況では危険が生じるものではないが、今後土壌等の環境調査の具体的な方策を検討する等の対応方針を決定。